### 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号 平成 20 年 3 月 31 日 農林水産省生産局長通知

最終改正 令和7年4月1日付け 6農振第2342号

#### 第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、 その詳細については、第3に定める別記1から別記9までに掲げるとおりと する。

#### 1 鳥獸被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「特措法」という。)第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 9 条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等(以下「有害捕獲」という。)、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)の整備を行う事業(以下「整備事業」という。)として、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

### 2 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地 周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動、 実施隊員確保のための人材育成活動及び効果的な対策の実践に向けた集落 点検体制の構築・強化への支援を実施する事業とする。

#### 3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針 (平成 26 年環境省告示第 133 号)における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第7条の2第1項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動(以下「広域捕獲活動(個体数調整)」という。)、広域捕獲活動(個体数調整)を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

#### 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ)等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

#### 5 シカ・クマ特別対策等事業

シカ等の生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

また、農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業とする。

### 6 スマート捕獲等普及加速化事業

ICT機器及びデータを活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備及び横展開する取組を実施する事業とする。

### 7 鳥獸被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉(以下「ジビエ」という。)等の全国 的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一 体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものと する。

#### 8 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した 協賛飲食店等とのフェア開催、消費者に対してジビエ関連情報の発信等の プロモーションを実施する事業とする。

### 9 鳥獸被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、侵入防止柵の設置による被害防除を実施する事業とする。

また、大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を実施する事業とする。

#### 第3 事業別事項

- 1 鳥獸被害防止総合支援事業:別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業:別記2
- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業:別記3
- 4 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業:別記4
- 5 シカ・クマ特別対策等事業:別記5
- 6 スマート捕獲等普及加速化事業:別記6
- 7 鳥獸被害対策基盤支援事業:別記7
- 8 全国ジビエプロモーション事業:別記8
- 9 鳥獣被害防止対策促進支援事業:別記9

#### (別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

#### 第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)及び2の(1)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、実施隊等が有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

(3) 広域コンソーシアム型

複数の都道府県の市町村をまたぐ地域において、コンソーシアムを構成し、ジビエの利用拡大に向けた取組を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1)要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1の事業実施主体について

事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)、(3)及び(4)の取組にあっては、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有している組織であって、4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているもの(以下「協議会構成員」という。)とし、経費・事業内容の欄の(2)の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③コンソーシアムとする。

- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)の事業実施主体について事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、経費・事業内容の欄の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(11)の取組にあっては、協議会とし、経費・事業内容の欄の(4)の取組にあっては、当該協議会の構成員である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業関係団体又は農林漁業関係団体が組織する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとし、経費・事業内容の欄の(5)及び(8)から(10)までの取組にあっては、①協議会又は②狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者(食品関連事業者、流通販売事業者)等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)とする。
- (3) コンソーシアムのうち、第1の1の(3) の取組において構成するコンソーシアム(以下「広域コンソーシアム」という。) にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された者とする。
- 4 協議会の要件 協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。
  - (1)協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
  - (2) (1) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき 複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みと なっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 5 コンソーシアム及び広域コンソーシアムの要件 コンソーシアム及び広域コンソーシアムは、次の全ての要件を満たすも のとする。
- (1) コンソーシアム及び広域コンソーシアムが実施する事業等に係る事務 手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアム及び広域コンソーシ アムとしての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任 者、財産の管理方法、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る 内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続について複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 処理加工施設の運営者、市町村及び民間事業者が参画すること。ただし、広域コンソーシアムにあっては、複数の都道府県の市町村が参画すること。
- (4)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(5)の①の取組を実施することとし、併せて、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の(5)の②、(8)から(10)まで及び要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の(2)の取組を実施することができるものとする。

#### 6 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。)とする。

#### 7 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別紙1「環境負荷低減のチェックシート」(以下「環境チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 8 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る採択要件の欄の5の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、受益地内での営農の継続が見込まれるという点も含め、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効

果を向上させることができないか検討するものとする。

#### 9 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、特措法第4条の規定に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に留意するものとする。

### 10 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

### 11 効果的な侵入防止柵の設置・維持管理及び生息環境管理の取組

事業実施主体は、別紙2「鳥獣対策防止対策のチェックシート(鳥獣被害防止総合支援事業)」(以下「総合支援チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、農林水産省及び都道府県の職員が実際に取組をしたかどうか確認 を行うこととする。

#### 第2 事業の内容等

#### 1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1及び要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組の事業の内容は、別表1の経費・事業内容の欄に示すとおりとする。

#### 2 交付対象経費

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る経費・事業内容の欄の取組を行う事業(以下「推進事業」という。)の交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表5に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

#### 3 事業の委託

事業実施主体は、推進事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合は、別表1の2.推進事業の経費・事業内容の欄の(1)の⑪の取組に限り事業費の50%を超えて委託できるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施できるものとする。

#### 4 留意事項

- (1)事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。)その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。
- (2)本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

#### 第3 交付率

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る交付率の欄の1の農村振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。
- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振 興局長が別に定める被害防止活動推進、ジビ工等の利用拡大に向けた地域 の取組及び鳥獣被害対策実施隊体制強化における上限単価及び限度額、実 施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証、農業者団体等民間 団体被害防止活動、捕獲サポート体制の構築、処理加工施設の人材育成、

ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進及び簡易的な集合埋設設備の設置等支援における限度額は、別表1の交付率の欄に示すとおりとする。

#### 3 地域特認

- (1)地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により別表2の 鳥獣被害防止施設、処理加工施設、被害防止活動推進及び実施隊特定活動の上限単価を超える事業については、地方農政局長(北海道及び広域コンソーシアムにあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。
- (2) 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1) に係る採択要件の欄の3 の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経 営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入 を抑制できるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成で きるものとする。

#### 4 地域提案

本要領本文第2の1の地域提案に充てることができる事業費は、各都道 府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。 各事業実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く。)の事業実施計画 の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

#### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1)事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、 被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防 止計画を作成するものとする。
  - この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として特措法第4条の規定に基づき被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体(以下「広域都道府県域事業実施主体」という。)が作成する事業実施計画(以下「広域都道府県域計画」という。)については、地方農政局長、広域コンソーシアムが作成する事業実施計画(以下「広域コンソーシアム計画」という。)については、農村振興

局長に提出するものとし、次のいずれかに該当する場合は、広域都道府 県域計画は地方農政局長と、広域コンソーシアム計画は農村振興局長と 協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

ア 第3の3の地域特認に該当する広域都道府県域計画及び広域コンソ ーシアム計画

- イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業 に着手する広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画
- (3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。) を作成するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3) の都道府県計画に次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。
  - ア 第3の3の地域特認に該当する事業実施計画
  - イ 第3の4の地域提案を実施する事業実施計画
- (5) 地方農政局長は、(2) の協議を受けた場合には、その協議結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- (6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、(2)から(5)までの規定を準用して手続を行うものとする。

また、地域提案に係る内容を変更する場合にあっては、重要な変更の 有無にかかわらず、地方農政局長に協議するものとする。

さらに、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画についても、 重要な変更に該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用するもの とする。

#### 2 事業実施計画の作成等

- (1) 1の(2)に定める事業実施計画は、別表3の1の推進事業及び整備事業に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、整備事業において再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表3の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
- (2) 1の(3) に定める都道府県計画にあっては、別記様式第6号により、 広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画にあっては、別記様式 第9号の別添により作成するものとする。

- (3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の事業実施主体が行う協議については別記様式第9号により行うものとする。
- (4)整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表4に定めるところによるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画、広域都道府県域計画及び広域コンソーシアム計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

### 4 事業の着手

事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に 基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、1の(2)の協議を行った上で、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては農村振興局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

#### 5 管理運営

#### (1)管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な 状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も 効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### (2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

#### (3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うも

のとする。

6 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

#### 第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県 域事業実施主体にあっては地方農政局長、広域コンソーシアムにあっては 農村振興局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事 業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体及び広域 コンソーシアムにあっては、別記様式第9号の別添1に準じて作成し、そ れ以外の事業実施主体にあっては、別表3の2に規定する事項を含めて作 成するものとする。

- 2 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。また、1の実施状況の報告と併せて提出される総合支援チェックシートについて、聞き取り等による確認の結果、取組が実施されていない場合には、事業実施年度の翌年度中に取組が確実に実施されるよう、当該実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとし、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。ただし、2の総合支援チェックシートに係る指導を行っている場合には、事業実施年度の翌年度末までに、総合支援チェックシートの取組が適切に行われたか報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体及び広域コンソーシアムにあっても、 事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うもの とする。

#### 第6 事業の評価

#### 1 事業評価

(1)事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、総合支援チェックシート に照らして自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等 第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし、広域都道府県域 事業実施主体にあっては、別記様式第10号により作成し、被害防止計画 の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政 局長に行い、それ以外の事業実施主体にあっては、別表3の3に規定す る事項を含めて作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする(2の(1)に該当する場合を除く。)。

(2) 都道府県知事は、(1) により事業評価の報告を受けた場合は、その 内容を点検評価し、その結果を被害防止計画の目標年度の翌年度の9月 末日までに、別記様式第3号により地方農政局長に報告するとともに、 当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

特に、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である事業実施主体については、総合支援チェックシートの遵守状況について、現地調査の実施を含め重点的に確認を行い、その結果を併せて報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

なお、目標の達成状況が低調である場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- ア 対象鳥獣に係る被害面積、被害金額等について、全ての対象鳥獣の 現状値を合計した値(以下「合計現状値」という。)、目標値を合計 した値(以下「合計目標値」という。)及び目標年度の実績値を合計 した値(以下「合計実績値」という。)に関し、合計現状値から合計 実績値を減じた値を、合計現状値から合計目標値を減じた値で除した 割合(以下「合算達成率」という。)が全て70%未満である場合
- イ 次に該当する鳥獣種について、対象鳥獣ごとの被害面積、被害金額等の現状値、目標値及び目標年度の実績値に関し、現状値から実績値を減じた値を、現状値から目標値を減じた値で除した割合(以下「達成率」という。)が全て70%未満である場合
  - (ア)被害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下(イ)において同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシシ
  - (イ)被害金額全体の5割以上を占めるシカ及びイノシシ以外の対象鳥 獣
- (3)地方農政局長は、(1)及び(2)により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

特に、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である広域都

道府県域事業実施主体については、総合支援チェックシートの遵守状況 について、現地調査の実施を含め重点的に確認を行い、当該事業実施主 体に対して必要な指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4)農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、 その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価 を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
- (7) 広域コンソーシアムにあっては、農村振興局長が別に示す方法により 評価を行うものとする。

#### 2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第4号により地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあっては、都道府県知事に報告するものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、1の事業評価及び報告を行うものとし、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成状況が低調である場合には、事業実施主体は被害防止計画における捕獲、被害防除、生息環境管理等の取組強化を行いつつ適切な目標に見直すものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、別記様式第4号により当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1) 及び(2) により報告を受けた場合、広域都道府県域事業実施主体及び都道府県知事に対し指導及び助言を行うものとする。
- (4) 広域コンソーシアムにあっては、農村振興局長が別に示す方法により 改善計画を作成するものとする。

#### 第7 事業の状況報告

1 地方農政局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について 必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

- 2 地方農政局長は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指 導を行う。
- 3 地方農政局長は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

#### 第8 推進指導等

#### 1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。また、総合支援チェックシートの取組が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ市町村等に対し支援や指導を行うものとする。

#### 2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び 事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事 業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映 させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

#### 第9 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったとき、又は総合支援チェックシートの遵守状況について指導を行ってもなお改善が見込まれない事業実施主体若しくは広域都道府県域事業実施主体がある場合は、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

#### 第10 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 農業経営基盤強化促進法に関する施策
- (4) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (5) 最適土地利用総合対策に関する施策
- (6) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (8) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (9) 森林整備事業に関する施策
- (10) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (11) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (12) 国土強靭化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策
- (13) 地方創生の推進に関する施策

#### 別表1

1. 整備事業(要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係)

	20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	- 1-2, - 27
経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1)鳥獣被①新規整備	地域における農林水産業等に係	要綱別表の区分・事業種類の
害防止施:②再編整備	る鳥獣被害を軽減するために必要	
設 : 3 既設柵の	な被害防止施設(受電施設を除	
地際補強	く。) 及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲	
- 上西外州田	するために必要な誘導捕獲柵わな	
:		
:	等の捕獲施設(被害防止施設と一	
	体的に整備するものに限る。)を整	とする。
	備するものとし、市町村域を超え	
:	た広域的な整備計画や広域柵の再	
:	編整備計画との整合について配慮	
:	するものとする。	
:	なお、被害防止施設の整備に当	
	たっては、次の内容を満たすもの	
	とすること。	
i i	ア 侵入防止柵の整備において	
:	は、隣接地の地形(傾斜及び高	
<u>:</u>	低差) 及び樹木の繁茂状況を	
:	考慮し、被害防除効果を低下	
	させる要因である対象鳥獣の	
	特性による侵入(飛び越えに	
<u>:</u>	よる侵入、樹木を介した侵入)	
:	を防止することが可能な離隔	
:	を確保した設置位置とする。	
	イ ICTを活用した箱わな等	
	の捕獲機材又はその他の被害	
<u>:</u>	を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲	
: :	に資する捕獲機材を一体的に	
:	を備するものとする。	
	ウ 電気柵を整備する場合は、	
:	電気事業法(昭和39年法律第	
:	170号)等関係法令を遵守し、	
:	正しく設置すること。	
:	具体的には、危険である旨	
	の表示、電気柵用電源装置の	
i i	使用、漏電遮断器の設置(30ボ	
i i	ルト以上の電源から電気を供	
:	給する場合)、開閉器 (スイッ	
:	チ) の設置等を行い安全を確	
	保するものとする。(参照 URL:	
<u>:</u>	http://www.maff.go.jp/j/se	
:	isan/tyozyu/higai/tyuuikan	
:	ki/denkisaku.html)	
:	侵入防止柵設置後の鳥獣被	
:	害の状況の把握並びに侵入防	
	止柵の設置及び維持管理につ	
: i	いては、鳥獣被害防止総合対	
:	策交付金における侵入防止柵	
:	の設置等に係る指導の徹底に	
<u> </u>	ついて (平成30年1月12日	
	付け 29 農振第 1705 号農林水	
	産省農村振興局長通知)を踏	
i i	注日成1110000000000000000000000000000000000	I

	まえ、るるを備域を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を	
(2)処理加工施設	被害を食のには、   をという。   はいる。   はいる	***
(3)捕獲技術高度化施設	農林水産業等に係る被害を及狩響を及狩響をといる。事をを持ているのではであるのいる。事のではであるのはである。事のではでいる。事のではでいる。事のではでいる。事のではでいる。事のではでではでいる。事のではでいる。事のではでいる。事のではでいる。またのではではでいる。またがではでいる。またがではでいる。といるではでいる。といるではでいる。といるではではでいる。といるではでは、原則といるといるのには、原則といるのに、原則といるに、原則といるに、原則といるのに、原則などのでは、のとといるが、原則といるのに、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるのは、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるが、のといるには、ないない。ない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	

	に必要な施設等(以下「基幹施設」 という。)の整備に限るものとし、 その他附帯施設等については、基 幹施設との一体的な整備を行う場 合に限り整備できるものとする。	
(4)地域提案	地域提案を実施できるものとする。	本要領本文第2の1の地域 提案に充てることができる事 業費は、各都道府県へ交付され た整備事業の交付金総額の 20%を上限とするものとする。 各事業実施主体(地域提案に係 る事業実施主体を除く。)の事 業実施計画の変更等やむを得 ない事情が生じた場合には、こ の限りではない。

事業内容の欄関係)

2. 推進事業(要綱別表の区	区分・事業種類の欄の2の(1)に係	系る経費・事業内容の欄関係)
経費・事業内容	事業の内容	交付率
(1)被害防①推進体制		
止活動推力整備	進体制を整備し、次に掲げる事項	の欄の2の(1)に係る交付
進	について協議するものとする。	率の欄の交付率及び同欄の
	アー鳥獣による農林水産業等に	農村振興局長が別に定める
<u>:</u>	係る被害の状況及び被害防止	被害防止活動推進における
	における課題	限度額は、次に掲げるとおり
:	イ 事業の目標 ウ 被害防止計画及び事業実施	とする。 (1)被害緊急対応型にあって
	計画の作成・見直し	は、被害防止活動推進に要
÷	エー被害防止対策に係る関係機	する経費は1/2以内と
i i	関の連携体制の構築	するが、実施隊が行う経
	オ事業実施状況の把握及び事	費・事業内容の欄の(1)
i i	業成果の評価	の②から⑬までの取組に
	カ その他必要な事項	要する経費については1
②有害捕獲	次に掲げる事項を実施できるも	市町村当たりの限度額と
	のとする。なお、有害捕獲について	して、次に掲げるとおり定
į	は、関係法令を遵守し、安全を確保	額交付できるものとする。
	した上で実施するものとする。ま	ア 捕獲の有資格者が存在
; ;	た、本要領本文第2の2の鳥獣被	しない実施隊を有する市
:	害防止都道府県活動支援事業の広ばは海流の大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	町村の限度額は 500 千円 以内とする。
;	域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活	イ 捕獲の有資格者が1名
:	動支援事業の広域捕獲活動(個体	以上、5名未満存在する実
	数調整)、本要領本文第2の4の鳥	施隊を有する市町村の限
;	獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	度額は 1,000 千円以内と
;	の有害捕獲、本要領本文第2の5	する。
	のシカ・クマ特別対策等事業及び	ウ 捕獲の有資格者が5名
	本要領本文第2の6のスマート捕	以上、20名未満存在する実
	獲等普及加速化事業において行う	施隊を有する市町村の限
:	捕獲と重複して支援を受けること	度額は 2,000 千円以内と
	はできないものとする。	する。
	ア 農林漁業者、農林水産業団 体又は市町村の職員等を捕獲	エ 捕獲の有資格者が 20 名 以上存在する実施隊を有
	一体文は市町村の職員等を補援   の担い手として育成するため	する市町村の限度額は
	の技能研修の実施及びこれら	3,000 千円以内とする。
	の者で構成される鳥獣の捕獲	オ経費・事業内容の欄の
	体制の整備	(1)の⑤の取組に要する
	イ 農林水産業等に係る被害を	経費については、アからエ
:	及ぼす鳥獣の生息状況調査、	までの限度額に、広域柵の
	捕獲を行うために必要な箱わ	再編整備計画の策定のた
	な等の捕獲機材の整備による	めの取組を行う場合、
	捕獲	1,000 千円以内を加算でき
	ウ 安全で効果的に捕獲を行う	るものとする。 カ 経費・事業内容の欄の
	ための技術講習会等による捕 獲の安全実施に向けた技術の	カ 経費・事業内容の欄の (1)の⑥の取組に要する
	優の女主美旭に同りた技術の    普及	経費については、アからエ
	エ 捕獲された鳥獣の処理加工	までの限度額に 1,000 千
	に要する技能に関する研修の	円以内を加算できるもの
	実施並びに捕獲された鳥獣の	とする。
	肉等を用いた商品の開発及び	キ 経費・事業内容の欄の
	販売・流通経路の確立	(1)の⑦の取組に要する
③被害防除	次に掲げる事項を実施できるも	経費については、アからエ

のとする。

- ア 犬等を活用した追上げ・追 払いの実施、忌避作物・忌避資 材の導入及び侵入防止柵・威 嚇機材などの被害防止対策に 必要な技術の実証
- イ 農林水産業等に被害を及ぼ す鳥獣による被害発生状況、 地形、被害防止施設の設置状 況等に関する調査の実施
- ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及

④生息環境 管理 牛の放牧等による農地等の周辺における鳥獣緩衝帯の設置、放任 果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できる ものとする。

⑤広域柵の 再編整備計 画策定支援 集落全体を囲うような広域柵による効率的な侵入防止柵の整備再編に向け、鳥獣の生息状況調査や効果分析等広域柵の導入可能性調査、今後の被害対策や広域柵の管理方法等の課題解決及び合意形成を図るための地域での協議、広域柵の管理負担を軽減するためのICT機器等の導入、広域柵の再編整備計画の策定を実施できるものとする。

なお、広域柵の再編整備に当たっては柵の総延長の減少が見込まれることとし、本取組開始から2年以内に再編整備計画を策定するものとする。

注 再編整備計画については、別表3の(別添)再編整備計画書を参考とする。

⑥サル複合 対策 ニホンザルを対象獣種とし、加 害群等の生息状況調査を行った上 で、サルの群れごとに、捕獲活動、 追払い、追い上げ、侵入防止、技術 実証及び生息環境管理(緩衝帯の 整備、放任果樹除去、雑木林の刈払 い等)の取組の中から2つ以上の 取組をパッケージとして効果的に 組み合わせて行うものとする。

⑦クマ複合 対策 生息状況調査及び調査結果に基づくゾーニング・生息環境管理(緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等)と併せて、地域研修

までの限度額に、生息状況 調査及び調査結果に基づ くゾーニング・生息環境管 理と併せて、地域研修会、 追払い、ICT機器の導入 (出没アラート、遠隔捕獲 機器等)、集落点検の実施 と共有、実施体制の整備 (錯誤捕獲時体制の整備 を含む。)、出没要因調査の 取組の中から、1つの取組 をパッケージとして効果 的に行う場合は 1,000 千 円以内、2つ以上の取組を パッケージとして効果的 に行う場合は 2,000 千円 以内を加算できるものと する。

- ク 経費・事業内容の欄の (1)の⑧の取組に要する 経費については、アからエ までの限度額に、生息・被 害状況調査結果を踏まえ、 防除及び捕獲等の取組を 効果的に行う場合は1,000 千円以内を加算できるも のとする。
- ケ 経費・事業内容の欄の (1)の⑨の取組に要から 経費については、アか域 までの限度額に、他 達での限度額に、他 音にする捕獲成員とめる 手施隊の構成が定める 任命し、市町村が定める有 手施計画に基するる 大当たりに対して 100 とする。ただし、1,000 円を上限とする。
- コ 経費・事業内容の欄の (1)の⑩の取組に要する 経費については、アからエ までの限度額に、2,000 千 円以内を加算できるもの とする。
- サ 経費・事業内容の欄の (1)の⑪の取組に要する 経費については、アからエ までの限度額に、GISを 用いて、地域の被害対策等 の情報を地図上に可視化 した上で、被害対策に活用 する取組を行う場合は、

会、追払い、ICT機器の導入(出 没アラート、遠隔捕獲機器等)、集 落点検の実施と共有、実施体制の 整備(錯誤捕獲時体制の整備を含 む。)、出没要因の調査の取組の中 から、1つ以上の取組をパッケー ジとして効果的に行うものとす る。

#### ⑧鳥類複合 対策

農作物野生鳥獣被害アドバイザ -その他鳥類の行動特性や被害防 止対策に関する専門的知見を有す る者の知識・知見に基づく生息・被 害状況調査を実施した上で、地域 研修会、追払い及び捕獲活動等の 取組を効果的に行うものとする。

#### 9他地域人 :材活用

都市部等の他地域に居住かつ勤 務する捕獲の有資格者を実施隊の 構成員として任命し、有害捕獲活 動を2回以上行うものとする。

#### : 10 I C T 等 新技術の活 :用

市町村が作成する被害防止計画 に定める獣種を対象とし、被害低 減に確実に結びつくICT(情報 通信技術)等機材を活用した生息 状況調査、捕獲活動、追払い、侵入 防止及び生息環境管理の取組の中 から2つ以上の取組をパッケージ として効果的に組み合わせて行う ものとする。

: (II) G I S を 害対策等の 支援

データに基づく被害対策の推進 活用した被のため、GISを用いて、事業実施 地域における被害対策等の情報を 可視化定着 地図上に可視化し、地域の状況把 握、対策方針の検討又は計画の策 定等に活用する取組を行うものと

> なお、取組に当たっては、農作物 野生鳥獣被害アドバイザーその他 の対象獣種の行動特性や被害防止 対策に関する専門的知見を有する 者の助言を受けるものとする。

#### 迎集落点検 の促進

効果的な被害対策の実践に向 け、集落における体制を強化し、対 策の実施状況を点検、改善する取 組を行うものとする。

# 13 専門的人

野生動物管理や地域社会の諸問 | 材育成・確保 | 題を統合的に捉えた対策の立案や 地域間の調整能力を有する人材の 育成・確保のため、実施隊員又は実 施隊員になることが見込まれる者 を対象として、長期の教育カリキ ュラムや技術講習の受講、鳥獣対 策の技術普及に係る現場講習の実 施、先進的な市町村や団体等での 長期の研修の実施等の取組を行う

- 2,000 千円以内を加算でき るものとする。
- シ 経費・事業内容の欄の (1)の②の取組に要する 経費については、アからエ までの限度額に、1,000千 円以内を加算できるもの とする。
- ス 経費・事業内容の欄の (1)の⑬の取組に要する 経費については、アからエ までの限度額に、1,000千 円以内を加算できるもの とする。
- (2) 広域連携型にあっては、 被害防止活動推進に要す る経費の1/2以内とす るが、実施隊が行う経費・ 事業内容の欄の(1)の② から⑬までの取組に要す る経費については1市町 村当たり(1)のア、イ、 ウ、エの額に 200 千円を加 算した額以内を限度額と して定額交付できるもの とする。

なお、銃猟の有資格者が 存在する実施隊を有する 市町村が、銃猟の有資格者 が存在しない実施隊を有 する市町村を含めた地域 において、市町村境界を超 えた広域的な捕獲を実施 する場合、1市町村当たり (1) のイ、ウ、エの額に 500千円を加算した額以内 を限度額として定額交付 できるものとする。

- (3) 広域連携型にあっては、 経費・事業内容欄の(1) の⑤から⑬までの取組に 要する経費については、 (2)の額に(1)のオか らスまでを準用し加算で きるものとする。
- (4)過年度に鳥獣被害防止総 合支援事業の交付を受け たことのない事業実施主 体においては、(1)又は (2) に代えて、経費・事 業内容の欄の(1)の①か ら⑬までの取組に要する 経費について、被害緊急対 応型においては1市町村 当たり 2,000 千円以内

	ものとする。なお、本取組で長期の教育カリキュラムや技術講習等を受講した者は、継続して被害防止活動に参加することとする。	((1)の大いでは、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内は、1000 ((1)の内に、1000 (
(2)実施隊 ①大規模緩 特定活動 衛帯整備 ②誘導捕獲 柵わな導入	野生鳥獣のと 大きないとは を関るために を関るために をでいるで でいるで をでいるで をでいるで をでいるで でいるで でいるで をでいるで でいる でいる	欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価(消費税を除く。)は、別表2の2.推進事業に掲げると
(3) I C T等新技術実証	ICT等を用いた被害低減に確実に結びつく新技術の実証を実施できるものとする。	要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(1)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定めるICT等新技術実証における限度額は、次に掲げるとおりとする。 (1)被害緊急対応型にあって

は、1市町村当たり1,000 千円以内を限度額として 定額交付できるものとす

(2) 広域連携型にあっては、 1 市町村当たり 1,100 千円 以内を限度額として定額 交付できるものとする。

#### (4)農業者団体等民間団 体被害防止活動

農業者団体等民間団体が実施隊 員の確保・育成等実施隊の体制強|欄の2の(1)に係る交付率の 化に向けた取組を実施できるもの とする。

なお、実施隊の体制強化以外の 取組は、実施隊の体制強化に取り 組む場合に限り実施できるものと する

要綱別表の区分・事業種類の 欄の農村振興局長が別に定め る農業者団体等民間団体被害 防止活動における限度額は、1 市町村当たり 2,000 千円以内 を限度額として定額交付でき るものとする。ただし、同一市 町村内の複数の事業実施主体 がそれぞれ異なる対象鳥獣に 対する被害防止活動を実施す る場合には、1団体当たり 2,000千円以内を限度額として 定額交付できるものとする。

#### (5) ジビエ:①販売拡大 等の利用:支援 拡大に向: けた地域 の取組

捕獲した鳥獣の利活用を推進す る人材の育成及びジビエ等の需要|欄の2の(1)に係る交付率の 拡大に確実に結びつく次に掲げる 事項を実施できるものとする。

ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工 の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、 衛生管理レベル等を向上させ るため、研修会の開催や研修 会への参加、先進地調査、マニ できるものとする。

- イ 流通・消費者等との連携 流通産業、外食産業その他ものとする。 の産業、学校給食、消費者等へ の普及のため、展示会等への ミナー、処理加工施設見学会 等の開催等を実施できるもの とする。
- ウ ジビエ商品の開発、意向調 杳

地域の特色を生かした新た なジビエ商品等の開発、ジビ エに関する意向調査等を実施 できるものとする。

工 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を 開拓するため、商談会、試食会 等の開催又はこれらへの参 加、各種広報活動等を実施で

要綱別表の区分・事業種類の 欄の農村振興局長が別に定め るジビエ等の利用拡大に向け た地域の取組のうち経費・事業 内容の欄の(5)の①販売拡大 支援における限度額は、1市町 村当たり 3,000 千円以内を限 度額として定額交付できるも のとする。ただし、衛生管理認 ュアルの作成・周知等を実施 証の新規取得に要する経費は 1施設当たり 350 千円以内を 限度額として定額交付できる

事業実施主体がコンソーシ アムの場合の交付率の欄の農 参加やジビエ料理に関するセー村振興局長が別に定める限度 額は、上記の他、本表経費・事 業内容の欄の(5)の②及び (8) から(10) の交付率の欄 |によるものとする。

> なお、参画する市町村数に関 わらず、定額交付できる限度額 は、本表経費・事業内容の欄の (5)の②を除き、1 コンソー シアム当たり 10,000 千円以内 とする。

きるものとする。 オ 衛生管理認証の取得 国産ジビエ認証等の衛生管 理認証を取得できるものとす ②搬入促進 捕獲した鳥獣を食肉等に利用す 要綱別表の区分・事業種類の 支援 る施設への搬入を促進するため、 欄の2の(1)に係る交付率の 次に掲げる事項を実施できるもの 欄の農村振興局長が別に定め とする。 るジビエ等の利用拡大に向け ア 解体機能を有する車両のリ た地域の取組のうち経費・事業 ースによる導入(ただし、次に 内容の欄の(5)の②搬入促進 掲げる事項を満たす場合に限 支援における限度額は、次に掲 げるとおりとする。 る。) ① 導入する車両の能力・規 (1)左欄アの場合 交付率は1/2以内と 模が、地域の捕獲頭数、受益 し、上限単価(消費税を除 面積の範囲等からみて適正 く。) は、別表2の2. 推進 であること ② リース期間が、2年(年単 事業に掲げるとおりとす 位とし、1年未満は端数を 切り捨てる。) 以上で法定耐 (2) 左欄イの場合 用年数以内であること 交付率は1/2以内と イ 捕獲した鳥獣を食肉等に する。 (3) 左欄ウの場合 利用する施設へ生きたまま搬 入するための生体搬入用おり 限度額は、1市町村当た の導入 り 3,000 千円以内 (ジビエ ウ 全頭受入れ等の取組によ 等の利用拡大に向けた地 り、食肉利用等施設への受入 域の取組のうち①販売拡 れ増加を図る場合において、 大支援の取組を併せて実 次の取組のいずれか又は両方 施する場合は、合わせて1 の取組を行う食肉利用等施設 市町村当たり 3,000 千円 以内)を限度額として定額 への支援 ① 全頭受入れ等を行う上 交付できるものとする。 で、食肉利用等施設への搬 入前に捕獲個体がジビエ等 に利用できるか選別等する ために要する作業 ② 選別の結果、ジビエ等に 利用できない捕獲個体の処 分 (6) 鳥獣被①実施隊員 野生鳥獣の捕獲活動の強化のた 要綱別表の区分・事業種類の 害対策実 の人材育成 め、市町村に設置された鳥獣被害 欄の2の(1)に係る交付率の 施隊体制 対策実施隊の隊員等が捕獲活動の 欄の農村振興局長が別に定め 経験の浅い実施隊員等に対し、O 強化 る鳥獣被害対策実施隊体制強 JT研修を実施できるものとす|化のうち経費・事業内容の欄の る。 (6)の①実施隊員の人材育成 における限度額は、1市町村当 たり 2,000 千円以内(1か月の 上限 200 千円) を限度額として 定額交付できるものとする。 2新規猟銃 銃猟における野生鳥獣の捕獲活 交付率は1/2以内とし、要 動の強化のため、次に掲げるいず 綱別表の区分・事業種類の欄の 取得支援 れかの事項を満たす市町村は、市 2の(1)に係る交付率の欄の 町村に設置された鳥獣被害対策実 農村振興局長が別に定める鳥 |施隊において、隊員(49 歳以下。|獣被害対策実施隊体制強化の|

鳥獣被害対策実施隊に所属するこうち経費・事業内容の欄の(6) とが確実な者を含む。)が新規に猟|の②新規猟銃取得支援におけ 銃の取得を行う場合の支援を実施 る限度額は、1市町村当たり できるものとする。 500 千円以内を交付金の限度額 ア 設置された鳥獣被害対策実 として交付できるものとし、同 上限単価(消費税を除く。)は、 施隊のうち猟銃免許を所持す る隊員数が4人以下である場別表2の2.推進事業に掲げる とおりとする。 合 イ 本表経費・事業内容の欄の (6)の①実施隊の人材育成 の取組により、育成した隊員 に初めて猟銃を取得させる場 (7)捕獲サポート体制の 市町村が鳥獣被害対策の補助的 要綱別表の区分・事業種類の 業務を担う組織(以下「サポート 欄の2の(1)に係る交付率の 構築 隊」という。)を設置する場合にお 欄の農村振興局長が別に定め いて、次に掲げる事項を実施でき る捕獲サポート体制の構築に るものとする。 おける限度額は、次に掲げると ア サポート隊の作業内容に係 おりとする。 (1) サポート隊における狩猟 る研修、会議等 イ サポート隊が実施する以下 免許を保有しない構成員 の取組 が 40 名以上となる市町村 にあっては、1市町村当た ① わなの見回り及び給餌作 り1,000千円以内を限度額 業等の捕獲活動に係る補助 的作業 として定額交付できるも のとする。 ② 追上げ及び追払い等の被 害防除に係る補助的作業 (2) サポート隊における狩猟 免許を保有しない構成員 が 80 名以上となる市町村 にあっては、1市町村当た り2,400千円以内を限度額 として定額交付できるも のとする。 要綱別表の区分・事業種類の (8)処理加工施設の人材 処理加工施設における新たな担 育成 い手の育成・確保を推進するため、 |欄の2の(1)に係る交付率の 処理加工施設が新たに雇用契約を 欄の農村振興局長が別に定め した従業員又はこれから雇用契約 る処理加工施設の人材育成に をする従業員に対し、自らの処理|おける限度額は、1施設当たり 加工施設又は先進的な処理加工施 1,920 千円(1か月の上限 160 設において、衛生的な処理や解体 千円) 以内を限度額として定額 技術の実習、経営ノウハウの習得 | 交付できるものとする。 等を図るOJT研修を実施できる ものとする。また、外部で行われる 研修会への参加も実施できるもの とする。 (9) I C T の活用による ICTの活用により捕獲から処 要綱別表の区分・事業種類の 情報管理の効率化 理加工、在庫管理に至るまでの情|欄の2の(1)に係る交付率の 報管理を効率化する取組を実施で 欄の農村振興局長が別に定め きるものとする。 るICTの活用による情報管 理の効率化における限度額は、 1 市町村当たり 3,500 千円以 内を限度額として定額交付で きるものとする。

(10) 放射性物質影響地域	原子力災害対策特別措置法(平	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
のジビエ利活用推進	成 11 年法律第 156 号) 第 20 条第	欄の2の(1)に係る交付率の
	2項に基づく出荷制限が指示され	欄の農村振興局長が別に定め
	ている地域において、出荷制限の	る放射性物質影響地域のジビ
	解除のために必要な検査を実施で	エ利活用推進の限度額は、1市
	きるものとする。	町村当たり 1,500 千円以内を
		限度額として定額交付できる
		ものとする。
(11) 簡易的な集合埋設設	捕獲活動の強化に伴い必要とな	要綱別表の区分・事業種類の
備の設置等支援	る、捕獲個体の簡易的な集合埋設	欄の2の(1)に係る交付率の
	設備の設置等支援を実施できるも	欄の農村振興局長が別に定め
	のとする。	る簡易的な集合埋設設備の設
		置等支援の限度額は、次に掲げ
		るとおりとする。
		(1)簡易的な埋設設備の整備
		に係る支援にあっては、1
		施設当たり1,000千円以内
		(最大3施設)の3,000千
		円以内を限度額として定
		額交付できるものとする。
		(2)集合埋設地の整備に係る
		支援にあっては、1 施設当
		たり 1,000 千円以内 (市町
		村境界を超えて捕獲個体
		を受け入れる場合は、
		3,000 千円以内)を限度額
		として定額交付できるも
		のレナス

別表 2

1. 整備事業(要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(1)に係る経費・事業内容の欄の1関係)

経費・事業内容	経費・事業内容 上限単価			
(1)鳥獣被 ①新規整	ア 新規整備			
<ul><li>害防止施 備</li><li>設 ②再編整 備</li><li>③既設柵</li><li>の地際補</li></ul>	獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工の 資材費のみの 定額交付の場合)	上限単価 (円/m) (左記以外の 場合)
	獣種共通	電気柵(1段当た り)	1 4 8	3 9 1
		電気柵シート(地際補強)	2 5 4	673
		ネット柵	1,090	2, 600
	イノシシ	金網柵 (ロール 状)	1,970	5, 380
		ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3, 000
	シカ(イノシ シ 用 を 兼 ね	金網柵 (ロール 状)	2,790	7, 620
	る。)	ワイヤーメッシ ュ柵 (パネル状)	1,950	4, 530
	イ 再編整備			
	獣種等	侵入防止柵の 種 類	上限単価 (円/m) (直営施工の 資材費のみの 定額交付の場	上限単価 (円/m) (左記以外の 場合)
	獣種共通	電気柵 (1段当た	合) 7 4	3 1 7
		り) ネット柵	5 4 5	2, 055
	イノシシ	金網柵(ロール	985	4, 395
		状) ワイヤーメッシ ュ柵(パネル状)	6 3 5	2, 365
	シカ(イノシ シ 用 を 兼 ね	金網柵(ロール 状)	1, 395	6, 225
	る。)	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	975	3, 555
	ウ 既設柵の地陸	祭補強		
	既設柵の種類	材費のみの定 交付の場合)	至額 合)	
	ネット柵、金網 ワイヤーメッシ エ グレーチン	/ユ柵	6 2, 065	
	上限単価(万)(直営施工で資	円/m²) 上限単	価(定率、%) E以外の場合)	

の定額交付の場合)	
17.7	5 0

- 注1:鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに 以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメ ッシュ柵、金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際 の補強等を実施するものとする。
  - ・ 電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜 部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
  - 電気柵シート(地際補強)は、通電性を有するものとし、幅 1 m以内とする。
  - ・ 電気柵シート(地際補強)は、電気柵の新規整備と一体的に 整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとす る。
  - ・ ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
  - ・ ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、 防錆仕様(亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、め っき処理については、JIS 規格に準拠。)とする。
  - ・ 金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様(亜 鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理につ いては、JIS 規格に準拠。)とする。
- 注2:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。
- 注3:被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施 設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。
- 注4:再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限 単価とする。
- 注5: 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知)及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知)に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援 は不可とする。

#### (2)処理加工施設

#### 処理加工施設

	上限単価(万円/㎡)
食肉利用等施設	24.8
焼却施設	3 8. 1

注1:交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

注2:食肉利用等施設のうち、解体機能を有する車両及びコンテナ等 を活用した簡易な施設については、適用しないものとする。

#### 2. 推進事業 (要綱別表の区分・事業種類欄の2の(1)の経費・事業内容欄関係)

経費・事業内容	上限単価		
(1)被害防止活動推	1. 箱わな		
進	仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
	大型獣用(3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、	1 1 9

		クマ(サル用を兼ね	
		る。)	
	,	サル専用	8 8
	小型獣用(0.5 m以下)	アライグマ、ハクビシ ン、ヌートリア等	1 9
	上 注1:「小型獣用」には、		 小型動物も含まれるもの
	とする。		
	***		亜鉛めっき等)の他、捕
			上の機能を有するものと
	する。また、必要に した箱わなの導入を		<b>嬳従事者の安全面を考慮</b>
			る場合は、最小目幅 10cm
	以下、 φ 5 ㎜以_		
	<ul><li>サルを対象獣科</li></ul>	重とする場合は、最小	目幅 7.5cm 以下、φ3 mm
	以上とする。		
	•	•	等を対象とする場合は、
		下、 φ1.6 mm以上とす	3.
	2. くくりわな	ロレナフ	
	1基当たり16千円3. 囲いわな	4とする。	
	3. 囲いわな 1 m <sup>3</sup> 当たり31千P	口レナス	
(2)実施隊特定活動	1. 大規模緩衝帯整備導力		
	1 h a 当たり 4 8 C		
	2. 誘導捕獲柵わな導入	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	1 ㎡当たり31千円	日とする。	
(5)ジビエ:②搬入促	1. 解体機能を有する車両	両のリース導入に対す?	る助成額(以下「リース
等の利用:進支援	料助成額」という。)の		
拡大に向	1 車両当たり 15,000		
けた地域!	2. リース料助成額の算気		1
の取組		次の算式によるものとす	- •
;	・ リース科助成領 = (1/2以内)	=リース物件購入価格	(消費税抜き)×交付率
;		カリーマ期間を当該リー	ース物件の法定耐用年数
;	未満とする場合又はリー		
:			れぞれ次の算式によるも
;	のとする。	77/94 15/1 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
•	また、当該リース物件	牛に係るリース期間を	当該リース物件の法定耐
;	用年数未満とし、かつ、	リース期間満了時に死	<b>桟存価格を設定する場合</b>
;	にあっては、そのリース		それぞれ次の算式によ
;	り算出した値のいずれた	,	
		ス期間を当該リース物位	牛の法定耐用年数未満と
:	する場合	17 分析(中珠 7 年)	(冰事投行を) ハ (Ⅱ
;		=リース物件購入価格 F数)×交付率(1/∶	(消費税抜き)×(リー ハカ)
;	へ ガース物件のリース		
;			Bで既足りる場合 各(消費税抜き)-残存
:	価格)×交付率(1		
;			っては、一般競争入札等
;	の実施により事業費の個		
(6)鳥獣被:②新規猟	1. 新規猟銃取得支援の銀		
害対策実 銃取得支		以内とする。(実施隊員	1名当たり1丁の取得に
施隊体制 援	限る。)	_	
強化	2. 銃購入費助成額の算気		
•		欠の算式によるものとす	r A

- ・ 銃購入費助成額=銃購入費(消費税抜き)×交付率(1/2以内)
- 3. 猟銃を新規取得した実施隊員の要件
  - 猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。 ア 猟銃を購入した日から5年以内に実施隊員として、猟銃による有 害捕獲に取り組むこと。
  - イ 猟銃を購入した日から5年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。

### 別表3

## 1 事業実施計画の作成

区分	事業実施計画に記載すべき事項	
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的	
	2 被害防止計画の作成状況等	
	被害防止計画への記載状況、他計画との連携	
	3 事業実施体制 協議会、コンソーシアムの概要	
	4 事業に係る項目	
	推進体制の整備・有害捕獲・被害防除・生息環境管理・広域	
	柵の再編整備計画策定支援・サル複合対策・クマ複合対策・ 鳥類複合対策・他地域人材活用・ICT等新技術の活用・G	
	ISを活用した被害対策等の可視化定着支援・集落点検の促	
	進・専門的人材育成・確保・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵	
	わな導入・ICT等新技術実証・ジビエ等の利用拡大に向け た地域の取組(販売拡大支援、搬入促進支援)・鳥獣被害対策	
	実施隊体制強化(実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)・	
	捕獲サポート体制の構築・処理加工施設の人材育成・ICT	
	の活用による情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビ エ利活用推進・簡易的な集合埋設設備の設置等支援ごとの取	
	組内容(対象鳥獣、実施時期、事業内容)、負担区分、鳥獣被	
	害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕獲活動支援事	
	業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・シカ・クマ特別対 策等事業・スマート捕獲等普及加速化事業等他事業との連携	
	5 捕獲機材の導入に係る事項	
	既存捕獲機材の活用状況、捕獲機材の導入数量の根拠、捕獲 機材の規格(幅、奥行き、目幅、線径、塗装仕様等)、捕獲目	
	機構の機構(幅、異行き、自幅、線性、塗装は像等)、循環自標の関数、捕獲機材の維持管理体制	
	6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(搬入促進支援)に	
	係る事項 予定販売先、予定販売数量、全頭受入れや多用途利用等の食	
	肉利用等施設への受入れ増加を図る取組内容(事業内容、選	
	別者、選別方法、処分方法等)	
整備事業(新規整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的	
	2 被害防止計画の作成状況等	
	被害防止計画への記載状況、他計画との連携	
	3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積	
	4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用	
	計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、費用対	
	効果分析、生息環境管理の取組内容に関する項目 5 地域指定に係る項目	
	過疎地域等の指定状況	
	6 食肉利用等施設を整備する場合の項目 予定販売先、予定販売数量	
整備事業 (再編整備)	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成単位、目的(広域柵か否か)	
	事業 美 施 主 体 名 、	
	被害防止計画への記載状況、他計画との連携	
	3 再編整備を取り組む場合の項目 既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備	
1	MIT地区VINX (起风干区、地区VIH担守、以庄口医VI第#	

	注。	状況)、再編整備計画(対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、実施内容)、再編整備計画図、維持管理方法、合意形成過程(広域柵の場合のみ)、一体的に整備する捕獲機材やICT機器の内容、費用対効果分析、経済性の評価、生息環境管理の取組内容再編整備計画については、(別添)再編整備計画書を参考とする。
整備事業(既設柵の	)地際補 1	事業実施主体等に係る項目
強)		事業実施主体名、構成市町村、目的
	2	被害防止計画の作成状況等
		被害防止計画への記載状況、他計画との連携
	3	地際補強に取り組む場合の項目
		既存施設の概要(造成年度、施設の構造等、財産台帳の整備
		状況)、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、
		実施内容
	4	施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性
		利用計画、維持管理、一体的に整備する捕獲機材の内容、費
		用対効果分析、生息環境管理の取組内容に関する項目
	5	地域指定に係る項目
		過疎地域等の指定状況

### 2 事業実施状況の報告

区	分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業		1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 有害捕獲・被害防除・生息環境管理・広域柵の再編整備計画 策定支援・サル複合対策・クマ複合対策・鳥類複合対策・他 地域人材活用・ICT等新技術の活用・GISを活用した被 害対策等の可視化定着支援・集落点検の促進・専門的人材育 成・確保・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT 等新技術実証・ジビエ等援・鳥獣被害対策実施隊体制強し (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)・捕獲サポート 体制で開墾・処理加工施設の人材育成・ICTの活用による 情報管理の効率化・放射性物質影響地域のジビエ利活用指 進・簡易的な集合埋設設備の設置等支援ごとの取組内容(対 象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数)並びに事業費、鳥 獣被害防止都道府県活動支援事業・シカ・クマ特 別対策等事業・スマート捕獲等普及加速化事業等他事業との 連携 4 被害眩減目標に関する事項 補獲機材の導入に係る事項 導入した捕獲機材の捕獲実績 5 延子の利用拡大に向けた地域の取組(搬入促進支援)に 係る事項 予定販売先、予定販売数量、全頭受入れや多用途利用等の食 肉利用等施設への受入れ増加を図る取組内容(事業内容、選 別者、選別方法、処分方法等)

整備事業	1	事業実施主体に係る項目
		事業実施主体名、構成市町村
	2	推進体制に係る項目
		推進体制の整備状況
	3	事業内容に係る項目
		施設の概要、事業費、維持管理状況、有害捕獲活動の捕獲効
		率向上への寄与(鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的
		に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭
		数等も明記)
	4	被害防止計画に係る項目
		被害軽減目標に関する事項
	5	侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況
	6	食肉利用等施設を整備する場合の項目
		予定販売先、予定販売数量

### 3 事業評価の報告

事業評価報告に記載すべき事項
1 事業実施主体に係る項目
事業実施主体名、構成市町村
2 実施時期に係る項目
3 事業内容等に係る項目
事業内容、事業量
4 管理に係る項目
管理主体者、維持管理状況
5 利用に係る項目
供用開始時期、利用率
6 事業効果、評価に係る項目
定量的な事業効果(他事業との連携状況や捕獲効率向上
への寄与等も踏まえて記載すること)、定量的な経営状況、
事業実施主体の評価
7 侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の被害状況

				冉編	整備計画	山書				
		施主体等に		目						
(	1)事	業実施主体	<u> </u>							
(	2)構	成単位								
(	3)事	**の日始	(13+ >	17()						
(	3 / <del>李</del>	業の目的 	(とりり	(-0)						
		再編	整備 (広	を備(広域柵以外) 広域柵の整備						
	※近	 隣市町村 &	 と連携し	て再編整位	 備を実施	 する場合	 `は、連携	**内容を	 記載する	こと。
		, , , , , , ,								ŭ
2.	被害防	止計画の作	作成状況	等						
(	1)被	害防止計画	町への記	載状況						
(	2)他	計画との過	重携							
		備計画等	<b>™ ===</b> *							
(	造成年	存施設の棚 <sub>鹿</sub>	T							
	坦风平	<b>没</b>	施設の構造等 財産台帳の整備状況							
(	2) 再	編整備計画	 Fi							
`	対象	受益戸数	<del>-</del>	実施内容	事業費			負担区分		
	鳥獣	<b>※</b> 1	面積			国庫	都道	市町	その他	補助率
			<b>※</b> 2			補助	府県費	村費		
					円	円	円	円	円	
	※1 受	益戸数は既存	施設造成時	<b>寺の受益戸数</b> を	を基本とし、	広域柵の場	易合は広域	⊪内の農地は	に係る受益	戸数と

- する。
- ※2 再編整備により変更となる場合には、その面積、広域柵の場合は広域柵内の農地面積を記載するもの とし、基本的に費用対効果分析に使用する受益面積とする。
- (3) 再編整備計画図

4.	維持管理						
5.	合意形成過程(広域柵の場合のみ記載し、合	意形成までの議事概要を併せて提出)					
6.	6. 一体的に整備する捕獲機材やICT機器の内容						
7.	費用対効果分析						
8.	8. 経済性の評価						
		再編整備の経済性の評価					
9.	生息環境管理の取組内容						

### 別表4

事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

### 事 項

- 1 既存の機械・施設(以下「施設等」という。)の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
- 2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
- 3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
- 4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
- 5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
- 6 投資効率(費用対効果)の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。なお、投資効率(費用対効果)の算定の単位について、原則として、集落等の地区(1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。)を単位とすること。

再編整備を取り組む場合は、上記の他、施設の耐用年数を考慮した投資効率(費用対効果)とすること。

- 7 国庫交付金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
- 8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
- 9 附帯施設について、不要なものがないこと。
- 10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
- 11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
- 12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
- 13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
- 14 適正な収支計画となっていること。(収支については、施設の維持・運営に必要な経費が 適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正 な水準に設定されていること。)
- 15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営できる体制となっていること。
- 16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに 当たり周辺住民や養豚事業者等との合意が形成されていること。
- 17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即 した捕獲活動ができる体制となっていること。
- 18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令等を遵守し、 適正に運営できる体制となっていること。

- 19 捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、 当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を 遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
- 20 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
- 21 施行方法の選択が適切にされていること。
- 22 入札の方法に関する知識を有していること。
- 23 地元関係者との合意形成が図られていること。
- 24 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 5 推進事業の交付対象経費

	内容	交付対象経費
推進体制の	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料
整備		• 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		<ul><li>書類等の印刷費及び製本費</li></ul>
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
有害捕獲	研修会・講習	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		<ul><li>研修・講習受講費用及び旅費</li></ul>
	生息状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	查	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・薬品類、調査機材及びその借料
		<ul><li>調査に従事する者に対する保険代</li></ul>
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動 (捕獲個体処理を含む。) への役務要請に対する賃
	1111/2/11/27	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		<ul><li>捕獲に必要な機材(銃を除く。)</li></ul>
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を除く。)
		<ul><li>・ 止めさし資材、埋設資材</li></ul>
		<ul><li>捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費</li></ul>
		<ul><li>捕獲に従事する者に対する保険代</li></ul>
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		<ul> <li>商品開発資材</li> </ul>
被害防除	研修会	<ul><li>会場借料、研修用機械器具の借料</li></ul>
		• 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		<ul> <li>研修教材費</li> </ul>
		<ul><li>技術研修・講習受講費用及び旅費</li></ul>
	追払い、追上	
	近四く、近上げ	団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当
	• /	等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・事務用品、印紙代
I		于4万/17 III 、 F14/14/1 V

		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料
		・ モンキードッグ訓練費用(警察犬訓練所等の訓練士が行う
		ものであって、モンキードッグ取扱者(ハンドラー)も訓練の
		対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、
		普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。た
		だし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補
		助を受けた場合を除く。)
		・ 花火、煙火(クマを対象とした追払い、追上げを実施する場
		合に限る。)
		・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代
	I I . 2 lo o ula →_a	<ul><li>車両の借料及びその燃料代</li></ul>
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代 ・ 技術を表示がお
		<ul><li>技術実証資材</li><li>書類等の印刷費及び製本費</li></ul>
		<ul><li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
	被害状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	查	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	д.	料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 事務用品、印紙代
		<ul><li>調査機材及びその借料</li></ul>
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 車両の借料及びその燃料代
		・ GISを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入
		費 (データ入力等を含む。)
生息環境管	緩衝帯の整	・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金(地方公共
理	備、放任果樹	団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当
	除去、雑木林	等)
	の刈払い等	・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・事務用品、印紙代
		・請負施工費
		・ 放牧家畜の借料
		・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代
		<ul> <li>緩衝帯の整備に必要な資材</li> </ul>
		・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
広域柵の再		<ul><li>会場借料、会議用機械器具の借料</li></ul>
編整備計画		・事務用品、印紙代
策定支援		<ul><li>・ 書類等の印刷費及び製本費</li><li>・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃</li></ul>
		・ 日々雇用される雑役业のに事務及の技術補助員に対する賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		金 (地方公共団体に勤務する臨時権用有については、報酬・結料・職員手当等)
		* ・ 調査機材及びその借料
		・ GISを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入
		O I O で川(* )に地図エニック引加山に必女は貝竹貝及い等八

Ĩ	Ī	
		費(データ入力等を含む。)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
		<ul><li>ICT等機器の導入費(広域柵の管理負担軽減が見込まれ</li></ul>
		るものに限る。)
集落点検の		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
保進		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
化进		
		料・職員手当等)
		・ 会場借料、会議用機械器具の借料
		・事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・研修・講習受講費用及び旅費
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ GISを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入
		費(データ入力等を含む。)
		・ 技術実証資材及びその借料
専門的人材		<ul><li>長期の研修・講習受講費用及び旅費</li></ul>
育成•確保		<ul><li>会場借料、研修用機械器具の借料</li></ul>
13/94 11211		・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
ジビァ笙の		
利用拡大に		・ 会場借料、会議用機械器具の借料
向けた地域	<b></b>	・原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文
		献の購入等に要する経費
の取組		・書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合
		せ、商談等に要する経費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		<ul><li>・ 衛生管理認証取得に要する経費</li></ul>
		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等
		を他の者に委託するために要する経費
		・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たない分
		析、試験等を行う経費)
		• 手数料、印紙代
		・ 成果発表に必要な経費
		<ul><li>情報提供や普及啓発に必要な経費</li></ul>
	搬入促進支	
	援	・ 生体搬入用おり購入費
	坂	・ 食肉利用等施設への受入れ増加を図る取組に直接必要なか
		・ 及内利用寺肥政への文八和瑁加を凶る取組に直接必要なか

		かり増しの日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に
		対する賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、
		報酬・給料・職員手当等)
		・ 食肉利用等施設への受入れ増加に伴うジビエ等利用できな
		い受入個体の焼却処分等経費(ジビエ等利用した際の残渣等
		の廃棄物と明確に区別でき、一般廃棄物処理する場合に限
	+ 1/. m/. D -	3。)
	実施隊員の	
策実施隊体	人材育成	・研修教材費
制強化		• 研修資材費
		• 事務用品
	新規猟銃取	<ul><li>銃購入費</li></ul>
	得支援	
捕獲サポー	1,7,7,00	<ul><li>会場借料、会議用機械器具の借料</li></ul>
ト体制の構		・ 事務用品及び印紙代
1 11 114		
築		・ 書類の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		• 研修教材費
		・ 捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金(地方公
		共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・作業に従事する者に対する保険代
		・ 重機・車両の借料及び燃料代
		・ 捕獲サポート活動に必要な資材(餌代含む。)
処理加工施		・専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費
設の人材育		・ 研修会への参加に要する経費
成		• 研修教材費
		• 事務用品
ICTの活		<ul><li>ICTシステムの導入費</li></ul>
用による情		<ul> <li>事務用品</li> </ul>
報管理の効		<del>1</del> 3/1/11 pp
率化		
		I ALLI AL COLA Light on
放射性物質		• 放射性物質検査費用
影響地域の		・郵便料、電信電話料及び運搬費
ジビエ利活		<ul><li>消耗品(サンプリングに係るもの)</li></ul>
用推進		
簡易的な集		・ 簡易的な集合埋設設備の設置等への役務要請に対する賃金
合埋設設備		(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
の設置等支		料・職員手当等)
援		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
1次		
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		• 埋設資材、簡易減容化機材
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 環境調査費用
		・ ICT等機器の導入費(埋設に係る安全確保に必要なもの
		に限る。)
		<ul><li>安全柵</li></ul>
		<b>グキ</b> 間

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

別記様式第1号(別記1の第4の1、別記2の第3の1及び2、別記3の第3の1及び2、別記4の第4の1、別記5の第4の1、別記6の第4の1、別記9の第4の1 の(1) 関係)

> 番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

「北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)(都道府県広域捕獲活動支援事業)(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)(シカ・クマ特別対策等事業)(スマート捕獲等普及加速化事業)(鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の都道府県事業実施計画の協議(変更協議)について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第4の1の(4)(第4の1の(6))(別記2の第3の1(第3の2))(別記3の第3の1(第3の2))(別記4の第4の1の(4)(第4の1の(6)))(別記5の第4の1の(1)のエ(第4の1の(1)のカ)、第4の1の(2)のウ(第4の1の(2)のエ))(別記6の第4の1の(3))(別記9の第4の1の(1))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
  - 2 当該事業の協議内容がわかる資料を添付すること。
  - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号(別記1の第5の3、別記4の第5の3、別記5の第5の1及び2の (2)、別記6の第5の2、別記9の第5の1の(3)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、スマート捕獲等普及加速化事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の事業実施状況報告(令和○○年度)

番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第5の3(別記4の第5の3)(別記5の第5の1及び2の(2))(別記6の第5の2)(別記9の第5の1の(3))の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第7号を添付する。
  - 2 広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止総合支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の添付する別添にあっては、別記様式第9号に準ずるものとする。また、広域都道府県域事業実施主体(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)の添付する別添にあっては、別記4の別記様式第1号とする。

別記様式第3号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記9の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の評価報告

(令和○○年度)

番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

、 北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第6の1の(2)(別記2の第5)(別記3の第5)(別記4の第6)(別記5の第6)(別記9の第6の1の(1))の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 都道府県にあっては、別記様式第8号を添付する。
  - 2 広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第4号(別記1の第6の2、別記4の第6、別記5の第6の1、別記9の第6の1の(2)関係)

番 号 年 月 日

# ○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

又は 所在地 団体名 (協議会等名) 代表者

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等 緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止 施設整備事業)に関する改善計画について

令和○○年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初 事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするの で、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 実績及び改善計画

(様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	·	被害防止計画の達成状況						備考
			目	標	基準年度	1年目	2年目	3年目	(%)	
			(	年)	の実績	( 年)	(年)	( 年)		
					( 年)					
被害防止	被害金額									
計画(被	(千円)									
害の軽減										
目標)	11									
	被害面積									
	(ha)									

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
  - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
  - 3 指標ごとの合計も記載すること。
  - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

# (様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

(1947 4) /3		13 11 11 11 -				CNE 0 1C				
			事業	美実施後の	<b>伏況</b>			改善	計画	
区 分	指 標	目標	計 画	1年目	2年目	3年目	改善計	1年目	2年目	3年目
			策定時				画策定			
		( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)	( 年)
	利用量									
	(km , ha									
	等)									
	利用率									
	(%)									
	収支差									
	(千円)									
	収支率									
	(%)									
	田住									
	累積									
	赤字									
	(千円)									
1	i				I	ı			I	

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
  - 2 収支率は、収入/支出×100とする
  - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設 等と記載すること。

# 4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

別記様式第5号(別記1の第4の4、別記2の第3の3、別記3の第3の3、別記4の第4の4、別記5の第4の4、別記6の第4の4、別記9の第4の1の(4)関係)

番号年月

# ○○農政局長 殿

北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

> 所在地 団体名 (協議会名) 代表者 役職 氏名 又は ○○県(都道府)知事 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業、 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥 獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、スマート 捕獲等普及加速化事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被 害防止施設整備事業))の交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画(都道府県計画、広域 都道府県域計画、広域コンソーシアム計画)に基づく下記事項について、別記条件を 了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

# 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第6号(別記1の第4の2、別記2の第3の1、別記3の第3の1、別記4の第4の2、別記5の第4の2、別記6の第4の2、別記9の第4の1の(2)関係)

### 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

## I 事業内容

<b>争来货</b> 等					
事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県(都道府)
うち地域提案メニュー分	Ħ	(うち交付金	円)	事業実施年度	令和 年度

管内市町村数		
被害防止計画作成数(協議中含む)	(令和	年 月末時点)

9	典サナル	产学生	1-12 Z	自聯始宝	の現状と	田里森
2	<b>崇</b> 称 水	産業寺	に係る	鳥獸被害	の規状と	果鉗

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

### 3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

、上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての方針を記述するものとし、記載例を以下に示 1. 記載例] 原社、市町村に対し、島散対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。 ・ 有端機体制の整備目的・被害を与える鳥獣に応じた連種体制を構築。 ・ 排機機体制の整備目的・被害を与える鳥獣に応じた連種体制を整備) ・ 排機機体制の整備目的・被害を与える鳥獣の生息状況の把握) ・ 仕息状況調査の実施目的・被害を与える鳥獣の生息状況の把握 ・ 仕息状況調査の実施目的・被害が発生している悪地へ侵入防止機を整備 ・ 追い私い活動の実施[目的・地域における被害が成立し、私いことも被害的除] ・ 被害な状況難るの実施[目的・地域における被害状況及び加害鳥獣の把握 ) 全息環境管理に関する事項 ・ 経商帯の整備目的・地域における被害状況及び加害鳥獣の把握 ) 全息環境管理に関する事項 ・ 経商帯の整備目的・ 地域のえき源対策として旅任果樹等を除去]

4 県(都道府)の目標 (上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容 (地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

### 6 都道府県の捕獲計画の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(上記対応方針や近年の捕獲傾向等を踏まえ、捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携の考え方、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての考え 方等を具体的に記載すること。

処理経費等(円)

交付金額計(円)

埋設経費

現地確認等経費

			計画(又は実	績)
対象鳥獣	有害捕獲 計画(又は 実績)数 (頭数)	上限単価 (円/頭・ 羽)	交付金額 (円)	
				交付金額(円)

注1:必要に応じて行を追加すること。

2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

(事業概要) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

別紙1 (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要 別紙2

- 別執2 (3)被害防止計画の概要、生息環境管理の取組 別紙3 (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
- 別紙4 (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要
- の882 (6) 緊急補獲活動(鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策))の概要 別統6 (7)シカ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
- (8)クマ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(クマ特別対策))の概要
- (8) スマート捕獲(スマート捕獲等普及加速化事業) の概要 別紙8 (9) スマート捕獲(スマート捕獲等普及加速化事業) の概要 別紙9

(事業の経費の配分)							(円)	
		区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
推	推進交付金							
		推進事業(総合支援)						
		都道府県活動支援						
	١.	広域捕獲活動支援						
	内訳	緊急捕獲活動						
		シカ特別対策						
		クマ特別対策						
		スマート捕獲						
救机	恭存化	全						

(都道府県附帯事務費)							
	事業費	交付金	取組内容				
附带事務費			(内訳を記載すること。)				

- がは、 注: 取組内容については、泉村振興局長が別に定める附等事務費の使途基準により配載する。 2: 取組内容については、泉村振興局長が別に定める附等事務費の使途基準により記載する。 3: 事業費の間については、整備事に要する記事業費を、契付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

は1・事実の問題については、特別を指数的な認识に、10年の取扱的なわからように、①一名の書きともの名称を記入する。 2.実施内部の表面に、①一名の取扱の販売を記入に、20取扱的なわからように、①一名の書きともの名称を記入する。 日本集団が定めたにているのについては、単位当たりの事態の、「の日へかかきた型に関する。」とは単価を認える事態を特に認める認めた。場合にあっては、(特)と記載する。 全部な行を継がているものについては、単位当たりの事態の、「の日へかかきた型に関する。 全部の存储を指する。一名とは、各点を表現を表現を対象には、本体系組に上継が表現には、存扱しのを認めたからように最好する。 3.実施の存储を指する。「は、一名を表現しているのとは、不足が実現している。 3.実施に分類には、新体等等を指するのの他は「1、実施等のの限は「21まだとする。 5.実施に分類には、新体等等を対象にはない。 「大学を表現した。 「本体系は「21まだとする。 5.実施に入場には、新体系を表現しているのを見け、1、実施等ののを目だっている。

[1/2]	Ī	强格	医侧	9		1										
Ė		(B專門的人材育成·確保	屋 庫 交付金													
		(3) 章(1)	事業費	Œ												
		①集落点検の促進	国文中	Œ												
		(紫紫沙)	事業費	Œ												
		た被害対策 定着支援	国交付金	(H)												
		⑪GISを活用した被害対策 等の可視化定着支援	事業費	(H)												
			国交中等	(H)												
		側CT等新技術の活用	事業費	(H)												
		人材活用	医 经存货	(H)												
		③他地域人材活用	事業費	(H)												
		紙友	国际	Œ												
		8.鳥類複合対策	事業費	(H)												
		紙友	国 東交付金	Œ												
		⑦クマ複合対策	事業費	(H)												
	推進事業	紙友们	国交付金	Œ												
		a計画 (6)サル複合対策	事業費	(H)												
		4 再編計画 援	国交付金	(H)												
		<ul><li>⑤広域柵の整備再編計画</li><li>⑥サ策定支援</li></ul>	事業費	(H)												
			阿茨付金	(H)												
		4生息環境管理	事業費	(H)												
		鑑	国 東交付金	(H)												
		3被害防除	事業費	Œ												
		撇	国交付金	(H)												
		②有害捕獲	事業費	(H)												
業)定額		整霉	国交合	(H)												
要(推進事)		①推進体制の整備	事業費	(H)												
:実績)の概			-													
2-2 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額			実施内容の概要													
2-2 事																
į.i.		17.6日	区分に登録													
1 事業実施主体等		恒	町村名 種類													<b>‡</b> a
1 事業3		幸 雅 朱 王 朱 大	(参画路 銀化化)													40

7:ジビエ等の利用能力に向けた地域の取締のうち散入促進支援の取働については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売失及び販売数量について、実施内容の概要側に記載すること。

8:推進事業合計の金額は、1/2以内と定額の合計になっていることを留意すること。

3F		能 化			<u> </u>	l	<u> </u>						<u> </u>	<u> </u>		
[2/2]																
	推進事業合計 (1/2以內+定額)	国政公司	Œ													
	(1/2	松米寺	Œ													
	②推進事業計 (∑①~②)	国文本	(H)													
	®推∰ (Σ(	事業費	(H)													
	埋設設備の を援	国 英	Œ													
	簡易的な集合 設置等3	裁業	(H)													
	罪地域のジ (2) 推進	国 東交付金	(H)													
	¢射性物質影響 ビエ利活用	事業費	(H)													
	る情報管 ②5.h と	国 庫 交付金	Œ													
	②ICTの活用による情報管 ②放射性物質影響地域のジ 容簡易的な集合理設設備の 理の効率化 ビエ利活用推進	裁禁	(H)													
		画 画 英付金	Œ													
	③処理加工施設の人材育 成	事業費	(H)													
		画 画 三 本														
	③捕獲サポート体制の構築	事業費	(H) (													
		国 庫 事3														
推進事業	能隊体制強化 2)新規猟銃取得支援	L														
	(美)	事	(H)													
	200	国 東交付金														
	1)実施	※	Œ													
	(けた地域の取組 2)搬入促進支援	国外	Œ													
	⑪ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 1)販売拡大支援 2)酸入促進支援	事業費	Œ													
	①ジビエ等の利用 1)販売拡大支援	国本存存	Œ													
	1)版	中株数	Œ													
	®ICT等新技術実証	国文章	Œ													
	(MCT等	事業費	Œ													
	⑤大規模緩衝帯	国交付金	Œ													
	⑤大規	事業費	(H													
	④誘導捕獲柵わな	国文字	Œ													
		事業費	(H)													
	李宗	1分字のまます。														_
	無	が														
$\vdash$	<b>张</b>	名 町村名 (参画協 町村名 議会名)														右如
L	<b>标</b> 组	" " " 像 他														

7:ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組のうち散入促進支援の取組については、解体機能を有する車両の導入により予定される販売失及び販売数量について、実施内容の概要欄に記憶するにた。

8:推進事業合計の金額は、1/2以内と定額の合計になっていることを留意すること。

(別紙2) (2) 整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域禰等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要 ○○県(都道府)計画(又は実績)

												整備事業										
1			①鳥獸被害防止施設(新規整備)	(新規整備)				Õ	①鳥獸被害防止施設(再編整備)	#)			①鳥獣被害防止	①鳥獣被害防止施設(既設柵の地際補強)	(美)				②処理加工施設	5股		
(株別年) 事業 (本)		資材費定額分(*)	Ç	連続権	通常補助率(1/2等)分(*)	分(*)	演4	資材費定額分(*)		通常補助率(1/2等)分(*)	(*) 次(*)	25	資材費定額分(*)	西非米丽	通常補助率(1/2等)分(*)		食肉等を原料と	食肉利用等施記する加工製造6	食肉利用等施設(*) (食肉等を原料とする加工製造のための設備を含む。)	(漢容4	焼却施設(*) (減容化のための施設を含む。)	
番番のよ	種実施内容の概	事業費	国庫交付金	実施内容の概	事業費	国庫交付金	実施内容の概	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	国庫交付金 実施内容の概	事業費	国庫交付金	実施内容の概率	事業費国庫交付金	1金 実施内容の概	事業費	国庫交付金 実施	実施内容の概	事業費国国	ンピエ未利用 国庫交付金 地域に該当す。	ままれる 第一 実施内容の概	事業費	国庫交付金
	¥K	Ê	Ê	ĸ	Ē	Ē	¥K	Ê	E E	Ē	Ē	ĸ	(H)	W	Ê	Ē	ik	Ê	(円) るか否か	N.	Œ	Œ

注:「事業の措施については、被害疾急が反型は、広路連携型は2を控入する。 2. 無機能能に対しては、動物が指揮的の機工がもようスマートセンサー等のICTを用いたわなその他の措施指数と一体的な影響を図るものとし、その内部を配数する。 3. 実施の等のの概要側には、他の機能及が対象性指令を指する。

	報													Ì
		6法指定地域	#											
	をの合計 - ③+ ④)	中山間地に該	M 10 00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10											
	整備事業の合計 (①+②+③+④)	国庫交付金	Ê											
		事業費	Ē											
事業	④地域提案	国庫交付金	Ê											
整備事業		事業費	Ê											
		実施内容の概	ķ											
	<b>售股</b>	国庫交付金	Ê											
	3捕獲技術高度化施設	事業費	Ê											
	集(8)	実施内容の概	N.											
	事実主業施体	の類												L
	帯の	種類												
	横 氏	# <del>1</del> 1 2 2												+8
	事 搖 ※ 主 名 ※ 体	画 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		İ										40

(別紙3) (3)被害防止計画の概要、生息環境管理の取組 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

					後⊪0,	在成日像(板	徴害の軽減目標(彼害防止計画の目標)	1 (権)				
事業実施主体名	嫌印土町 其名	無金		被害金額の軽減目標	り軽減目標			被害面積の軽減目標	軽減回標		年申請事等部の事業の改	井
参画協議会名)		種類	新唱教友	現状値	目標値	(備考)	新碳酸灰	現状値	目標値	(備考)		
				(〇年度)	Ö	軽減率		(〇年度)	(〇年度)	整漢2		
				(5H)	(5H)	(%)		(ha)	(ha)	(%)		
40	毒											

## (別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

# 〇〇県(都道府)計画(又は実績)

## 1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	田	
計			

## 2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

## 3 新技術実証・普及活動

101 100 111 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			
取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

## 4 人材育成活動

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	田	
計			

## 5 集落点検の推進

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	Ħ	田	
計			

## 6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

## 7 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
  - 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。
  - 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績) 1 事業の目的 2 計画の作成状況等 注: 第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けけられると判断できる記載を抜粋して記入すること。 3 事業の対象地域 L 注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。 4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況 注:有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。 5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容 (1)実施体制の整備 事業費 備 考 取組内容 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (2)生息状況調査等 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (3)広域捕獲活動(個体数調整) 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) (内訳) 合計(①+②) ①個体数調整に係る捕獲 ②捕獲個体処理 報奨金額 都道府県に よる報奨金 (1頭あたり 捕獲個体を 搬入確認す る食肉利用 等施設の名 称及び所在 地 実施内容の概要 備者 対象鳥獣 捕獲頭数 国庫交付金 対象鳥獣 国庫交付金 埋設を行う 施設の名称 及び所在地 焼却を行う 施設の名称 及び所在地 向け向けの有 事務費 (現地確認) 埋 設 焼 却 (頭) (円/頭 円 (円) (円) (円 (円 合計 ③捕獲機材及び止め刺し資材 ④捕獲に従事する者の保険代 (円) (円/人) (円) 機考欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ 記入すること。 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、越と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。 (4)高度捕獲人材育成活動 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計

円

(5)総事業費 事業費

(別紙5) (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要

注:取組内容側は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別紙6 (6)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

ſ		華									
١		報要金額総計	+ (E) (8) (8)								
	報奨金額合計	市町村による 報報金(合計)	(三浦 (田) (田)								
	報	都道府県によ る報奨金(合 章	計) (=捕獲頭数 (円)								
•		合計報奨金 書	+ E (0)								
	1頭あたりの報奨金額	市町村による新報金	(B)								
	1頭あ	都道府県に「元名報報金金	( <b>b</b> )								
		捕獲計画の設定を	4								
		単価調整等の方法									
	(①+(②+(③)	補助金額	<u> </u>								
	_	補助余額	œ.								
	③事務費(現地確認)	実施内容	60 乾 椒								
-		補助金額									
		-14	焼却を行う 施設の名称 及び所在地								
	<b>本処理</b>	り概要	集型								
	②捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う 施設の名称 及び所在地								
			埋 設 加								
		松棚									
-		備水槽									
		捕獲個体を 海 搬入確認す	る食肉利用 等施設の名 (円) 称及び所在 地								
	lind.										
	①有害捕獲	上限単価									
		食肉利用等	仕向け向け の有無 )								
		埔種頭数									
		女 無 職									
		事業器の無難の	2 1								
〔有害捕獲		推 下 門 村									
推進事業概要(有害捕獲)	± + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	事業表記士体 名 (参画控議令	(A)								÷a

注1: 毒業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が事業実施主体の場合は3を記入する。

2:傭考欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円 うち国費○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、 同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣(は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4:「食肉利用等仕向け向けの有無」の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合はOを、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制服又は出始制服が指示されている地域におけるシカ、イソシン(幼獣を除く)及び福島県におけるシカ(幼獣を除く)とはいては么を、それ以外は×を記載すること。

5:単価調整等の方法の欄は、効率的に補獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

6:捕獲計画の設定指導の編については、イノシン、エインゴ、エゾンガ、サルの成製の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実体隊の設置状況、文付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、細の設置状況や捕獲に資する細したの活用状況、後備事業で細を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。フ:シカ及びイノシンについては、備者機に維、雄の別を記載すること。雌雄不明の配はこのいては、「雌雄不明」と記載すること。(雌雄不明」と記載すること。

別紙2別添

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

1. 鳥獣被害防止施設	
事業実施主体名	事業の概要
2. 含肉利用等体积	
2. 食肉利用等施設 事業実施主体名	事業の概要
<u> </u>	デ未♡/!纵女
3. 焼却施設	
事業実施主体名	事業の概要
4. 捕獲技術高度化施設	
4. 捕獲技術高度化施設 事業実施主体名	事業の概要
5. 地域提案	
事業実施主体名	事業の概要
<u> </u>	・

注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。 2 シカによる被害の状況 〇シカ被害の拡大状況 項目 R2 R3 R4 R5 ※被害額、被害面積、生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。 | 注:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。 3 事業の内容 (1)実施体制の整備 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 21 (2)生息状況調査等 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び精算) 日当払い単価: 計 (3)シカの集中捕獲 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 日当払い単価: 捕獲頭数に応じた支払い単価: (具体的な内容及び積算) (4)捕獲個体の処理 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (5)人材育成活動 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (6)大規模捕獲実証 取組内容 事業費 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (7)総事業費 事業費 円 うち国庫交付金 円 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:事業費の50%を超えて委託する場合、事業実施主体が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

- 3.てい地が安心を与見れ寺をかけりること。 4. 協議会 (市町村を含む。)が事業実施主体として取組を実施する場合は、取組内容欄に協議会(市町村を含む。)の取組内容、事業費及び国庫交付金を記入すること。 5. 各取組における日当払い及び捕獲頭数に応じた支払いを行う場合には、備考欄に単位当たりの単価(国庫交付金分のみ)を記載すること。 併せて、単価設定の根拠及び事業実施主体独自の事業における同単価(当該年度及び前年度分)がわかる参考資料等を添付すること。
- 6:捕獲頭数に応じた支払いの上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

(別紙7) (7)シカ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要

〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績)

(別紙8) (8)クマ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(クマ特別対策))の概要 〇〇県(都道府)事業実施計画(又は実績) 1 事業の対象地域 | |注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。 2 クマによる被害の状況 ○クマ被害の拡大状況 項目 R1 R2 R3 R4 R5 注:事業の対象地域となる市町村におけるクマの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。 3 事業の内容 (1)実施体制の整備 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (2)生息状況調査等 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (3)クマの捕獲 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 日当払い単価: 捕獲頭数に応じた支払い単価: (具体的な内容及び積算) (4)生息環境管理 取組内容 事業費 備者 国庫交付金 (具体的な内容及び精質) 日当払い単価: (5)追払い 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: (6)捕獲個体の処理 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (7)人材育成活動 取組内容 事業費 備考 国庫交付金

(具体的な内容及び積算)	
ät	
(8)総事業費	

円

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること
- 2:事業費の50%を担えて委託する場合、事業実施主体が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

事業費

- 3.てい地の安かかち具付守とかけりもこと。 4.協議会、付助村を含む。)が事業実施主体として取組を実施する場合は、取組内容欄に協議会(市町村を含む。)の取組内容、事業費及び国庫交付金を記入すること。 5.各取組における日当払い及び捕獲頭数に応じた支払いを行う場合には、備考欄に単位当たりの単価(国庫交付金分のみ)を記載すること。

〇〇県(都道府)事業第	実施計画(又は実約	責)					
1 農林水産業等に係 (課題に対応するため)				記述すること。)			
(min_1 = 1 ) 1		X = 7 7 7 X = 0 0 X M	21111111111111111	, o = <b>-</b> 0,			
2 事業の目標							
3 事業実施期間(3年	<b></b>						
年	· ØP 1)						
1 事業の対象地域							
主1:事業の対象地域。							
2:捕獲を行う場合は	、協議会等が被害	防止計画に基づき	き行う有害捕獲の	区分(区域、期間	(等)を記入するこ	<b>ک</b> 。	
5 取組内容	追払い	# 芯 L IA	7 A /th	その他	の場合の具体的な	な内容	
捕獲	上 担払い	集落点検	その他				
主1:該当する部分に( 2:その他の場合は「							
2. (6) No. 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>  </u>		- 11, 23 O-7A/ME				
シカ	イノシシ	サル	クマ	中型獣類	その他		
主1:該当する部分に(							
2:その他の場合は	具体的獣種を記載	すること。					
/ 活用するICT機器 種類	機器名	メーカー	数量				
例:捕獲通知機器							
主1:機器の持つ機能の 2:行が不足する場合			ーカーの機器(例	」  えば別メーカーの	Dセンサーカメラ) I	は、1種とする)。	
2:11,01.たする場合 3 モデル地区における		-Co					
主:当該事業により整化		するICT・データを	活用した被害対策	<b>管モデルについて</b>	、可能な限り具体	的に記載すること。	
9 活用するデータの♪	<u>内容及び活用方法</u>						
主:ICT機器により得ら	れたデータの活用	方法を、用途(捕)	蒦、追払い、集落	点検等)含め、可	能な限り具体的に	記載すること。	
0 モデル地区の普及	範囲						
主:普及活動を、都道原	京県内に限り実施	する方針か、他の	都道府県へも実施	布する方針か、明	確に記載すること		
			あっては、都道の	守県と連携して取	り組む普及活動も	含めるものとする(当	当該事業外の取組
1 事業実施に当たっ 専門家の氏名	て助言を受ける専		専門分野・経験			備考	
主:専門家の経験等に	ついて 性に良齢	対字 対 字・J C T 関 /	でがもて担合にに	+芸細に司載する	<del>-</del> L		
±:専门家の栓験等に 2 スマート捕獲等加i			ポル・のの場合 にっぱ	▶□┼州ШІ〜БЫ戦りる	<b>-</b> C <sub>0</sub>		
2 八、 门前没有加口		<del>12</del> 組内容			事業費	国庫交付金	備考
具体的な内容及び積	算)				F	円 円	
		計					
注1:取組内容欄は具						国費	
2:事業費の50%を 内容を		合、都道府県が具	体的な計画を作り	或の上、進行管理	を適切に行うこと	ができることが分かん	るよう取組
記載し、参考資料等 3:その他必要な参え		ること。					

(別紙9) (9)スマート捕獲(スマート捕獲等普及加速化事業)の概要

別記様式第7号(別記1の第5の3、別記2の第4、別記3の第4、別記4の第5の3、別記5の第5、別記6の第5の2、別記9の第5の1の(3)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、スマート捕獲等普及加速化事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

事業費	円	(うち交付金	円)
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)

都道府県名	〇〇県(都道府)
事業実施年度	令和 年度

### 2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。)

3 都道府県が行った事業促進の取組
(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。なお、鳥獣対策を進める上で、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するために都道府県としての計画した方針の実施状況を記述するものとし、記載例を以下に示す。)

)実施状況を記处するものとに、配取的を必じにかっ。/ [[記載例]] 県は、市町村に対し、鳥獣対策を推進するに当たり、有害捕獲・被害防除・生息環境管理の各取組を総合的に実施するよう指導する。 〇有害捕獲に関する事項 ・捕獲機材の整備[目的: 被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] ・捕獲機材の整備[目的: 補獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] ・生息状況調査の実施[目的: 被害を与える鳥獣の生息状況の把握] ・地幸ルに称い・囲まて本事者。

- ・生息状況調査の実施目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握」 〇被害防除に関する事項 ・侵入防止柵の整備目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備」 ・追い払い活動の実施目的:効果的:継続的な追い払いによる被害防除〕 ・被害状況調査の実施目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握」 〇生息環境管理に関する事項 ・緩衝帯の整備(目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備)

- ・放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去]

### 4 事業の実施状況の概要

(地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。)

### 5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。)

#### 6 都道府県の捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を実施する場合のみ記載)

(捕獲計画達成に向けた都道府県としての体制や方針、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業との連携状況、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の都道府県としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

本年度の都追附県内の有害捕獲美績数									
対象鳥獣	有害捕獲	上限単価	交付金額						
	実績数(頭	(円/頭・	(円)						
	数)	(   KE	(1.17						
	16/X /	447							
				交付金額(円)					
				P413 == 150 (1 1)					

処理経費等		
埋設経費		
焼却経費		交付金額計(円)
現地確認等経費		

- 注1:必要に応じて行を追加すること。
- 2:捕獲計画は被害防止計画を踏まえて記載するとともに、有害捕獲に限るものとする。

### (事業概要)

- (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要
  - 別紙1
- (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の概要
- (3)被害防止計画の概要、捕獲実績
  - 別紙3
- (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
- 別紙4
- (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要 別紙5
- (6)緊急捕獲活動(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策))の概要
- (7)シカ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要
- 別紙7
- (8)クマ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(クマ特別対策))の概要 別紙8
- (9)スマート捕獲(スマート捕獲等普及加速化事業)の概要 別紙9

(事業の経費の配分)					(円	)
区分	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	
推進交付金						

	区刀		<b>学</b> 木貝	又刊亚	即坦州示其	贝吖呵叽	て 0.7 旧	カーカー		
推i	推進交付金									
		推進事業(総合支援)								
		都道府県活動支援								
		広域捕獲活動支援								
	内訳	緊急捕獲活動								
	ш.	シカ特別対策								
				クマ特別対策						
		スマート捕獲								
整值	整備交付金									

(都道府県附帯事務費)							
	事業費	交付金	取組内容				
附帯事務費			(内訳を記載すること。)				

- 注1:取組内容については、農村振興局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。
- 2:取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。 3:事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

備老

(別紙1) (1)推進事業(島散被害防止総合支援事業)の概要 鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(令和○○年度報告)

	1 事業実施主体等					İ	2-1 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1/2以内	)概要(推進	事業)1/2以	以内							•	
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)											推選車	*						
20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	+ ※	##K	報理	東部			①推進体	制の整備	信奉(2)	需獲(★)	③被是	野野	4年無理	異境管理	(3)+(2)+	(3)+(4)	
(4) (4) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	参画協議会名) 町村名	の誰	新き	£#	捕獲有		実施内容の概要											部
		要	瘶	(A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	944			事業費	国庫交付金	<b>岩</b> 株排	国庫交付金	- 本 本 本	国庫交付金	報業	国庫交付金	<b>带</b> 禁煙	国庫交付金	
				ς }	) x			(FB)	Œ	Œ	Œ	Œ	Œ	Œ	Œ	Œ	(円)	

			-														
	拉领		職	国 東交付金	(H)												
	補御等業の計(1/202日+96数)			裁禁	Œ												
	- 1 ※ 1	(S)		国外市	(H)												
	28年景井公	(ZD-		<b>新業</b>	(H)												
	・埋設設備の	支援		国外市	Œ												
	3簡易的な集合	設置等		<b>岩</b>	(H)												
	②放射性物質影響地域のジ   ②簡易的な集合理設設備の	用推進		国文字	(H)												
	2放射性物質8	ピエ利浩		<b>新業</b>	(H)												
				国外市	(H)												
	②ICTの活用による情報管	理の効		# # #	Œ												
	1 41 1 60	成り入付 門屋		国 法	Œ												
	So An III to T the	心地理加工商		中業費	(H)												
	Applicate on	⑤指集サホード体制の構業 (必犯性が止が放び)人付 目 12		国政公付金	(H)												
	Cheb man.	は指数サホー		事業費	(H)												
推進事業	市	2)新規猟銃取得支援		国 承 交付金	(H)												
推測	実施隊体制強	2)新規猟		<b>新</b>	(H)												
	③鳥獣被害対策実施隊体制強化	1)実施隊員の人材育成		国 公公公司	(H)												
	•	1)実施隊員		中条符	(H)												
	の歌組	2) 搬入促進支援		国交合	Œ												
	①ジピエ等の利用拡大に向けた地域の取組	2)撤入		<b>计</b> 数	(H)												
	工等の利用拡	1) 販売拡大支援		国公司	Œ												
	(a)	1) 販売		中 独独	Œ												
	AC++ 4E CENT	(組)・手柄技術美証		国及存货	Œ												
	the contract of	(NC)		中 茶漬	Œ												
	48 401 000 889	<b>3人郊铁寨</b> 軍事		医 本	Œ												を記入する。
	16	(B/A)		<b>岩</b> 松 松	(H)												<b>太域連携型は2</b>
	HATTE AD A	多路等無機を備わる		国 社会	Œ												息対応型は1、[
				報 株井	Œ												注1:事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。
-	9.11	明治 実施	10分割を	要													種類につい
	400年	施士体 植形土 神樂	名 正式 の が 当 当 図 会 回 当 当 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )												合計	0 株 時: 1 世

[2/2]

8:推進事業合計の金額は、1/2以内と定額の合計になっていることを留意すること。

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獸被害防止施設整備事業)の実施状況報告(令和〇〇年度報告) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域掃等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要 (別紙2)

2-3 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

1														
	(°24)	国庫交付金	(H)											
	焼却施設(*) (減容化のための施設を含む。)	事業費	(FI)											
		実施内容の概要												
②処理加工施設	を含む。)	ジピエ未利用 地域に該当す 2 かまか	ων. π.ν.											
8	新設(*) 至のための設備	1 国庫交付金 #	(H)											
	食肉利用等 とする加工製法	4 株 提	(H)											
	食肉利用等施設(*) (食肉等を原料とする加工製造のための設備を含む。)	東部内容の 無数												
		国庫交付金	Œ											
(無	通常補助率(1/2等)分(*)	数	(H)											
①鳥獣被害防止施設(既設柵の地際補強)	通常補助2	実施内容の概要												
害防止施設(助		国庫交付金	(H)											
<ul><li>①鳥獣被</li></ul>	資材費定額分(*)	<b>新業費</b>	(H)											
15 M to 36	資材量	実施内容の概要												
Я	·	軍庫交付金	Œ											
	通常補助率(1/2等)分(*)	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	(H)											
(再編整備)	通常補助率	実施内容の概要												
①鳥獣被害防止施設(再編整備)		国庫交付金	Œ											
<b>事業</b>	資材費定額分(*)	# #       	Œ											
	資材費	東路内部の 転数												
	2	軍 変付金	Œ											
	通常補助率(1/2等)分(*)	等条件	(H)											
(新規整備)	通常補助率	実施内容の。												
①鳥獣被害防止施設(新規整備)		国庫交付金	Œ											
報催⊕	資材費定額分(*)	事業費 国	(H)											
	資材費	実施内容の種数												
	業施体													
	事業の業別主義を表	4 章												
	事業実 施士体 46 46 46 46 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47	超(C 型												# 40
	業生名	後 開 が 国												

	報															
	*															
	整備等業の合計 (①+②+③+④)	中山間地に該 6法指定地域 当するか否か の有無														
	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	国庫交付金	Œ													
		4 条件	Œ													
事業		国庫交付金	Œ													
整備	4)地域提案	等条件	Œ													
		実施内容の概要														
	の変数	国庫交付金	Œ													
	③補獲技術高度化施設	事業費	Œ													
	年(6)	実施内容の 概要														
	事実主業施体															
	₩e	種類				Ī	Ī		Ī			Ī		Ī	Ī	
	推 经	£ £														#
	事施 業士名 実体	新 (2) (2)														40

(別紙3) (3)被害防止計画の概要、捕獲実績

#### (別紙4) (4)都道府県活動支援(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

### 1 実施体制の整備

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	P	Ħ	
計			

### 2 広域捕獲活動(有害捕獲)

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	田	
計			

#### 3 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

### 4 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	Ħ	
計			

### 5 集落点検の推進

•	<b>米伯林及び</b> 推定				
	取組内容	事業費	国庫交付金	備	考
	(具体的な内容及び積算)	円	田		
	計				

### 6 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

取組内容	事業費	国庫交付金	備考
(具体的な内容及び積算)	円	田	
計			

### 7 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	н

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2:備考欄に捕獲実績(鳥獣及び捕獲頭数)を記載すること。なお、対象鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを 基本としそれら以外はその他獣類及び鳥類で記載すること。
  - 3:事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが 分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。
  - 4:その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5)広域捕獲活動支援(都道府県広域捕獲活動支援事業)の概要 都道府県広域捕獲活動支援事業の実施状況報告(令和〇〇年度報告) 1 事業の目的 2 計画の作成状況等 注: 第二特定鳥獣管理計画の策定状況及び農林水産業の被害防止を目的とする捕獲が位置付けけられると判断できる記載を抜粋して記入すること。 3 事業の対象地域 L 注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。 4 事業の対象地域内の全ての市町村における被害防止計画の作成状況及び有害捕獲の実施状況 注:有害捕獲の実施状況については、実施において活用している事業名等を記載すること。 5 都道府県広域捕獲活動支援事業の内容 (1)実施体制の整備 取組内容 事業費 備 考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (2)生息状況調査等 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (3)広域捕獲活動(個体数調整) 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) (内訳) 合計(①+②) ①個体数調整に係る捕獲 ②捕獲個体処理 報奨金額 都道府県に よる報奨金 (1頭あたり 捕獲個体を 搬入確認す る食肉利用 等施設の名 称及び所在 地 実施内容の概要 備者 対象鳥獣 捕獲頭数 国庫交付金 対象鳥獣 国庫交付金 埋設を行う 施設の名称 及び所在地 焼却を行う 施設の名称 及び所在地 向け向けの有 事務費 (現地確認) 埋 設 焼 却 (頭) (円/頭 (円) (円) (円) (円 (円 合計 ③捕獲機材及び止め刺し資材 ④捕獲に従事する者の保険代 機材及び資材 の種類 (円) (円) 注1. 備考欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ 注1: 記入すること。 注2: 対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。 注3:「食肉利用等性向け向けの有無の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合はひき、それ以外は×を記載すること。 注4:「食肉利用等性向け向けの有無の欄は、食肉処理等のために施設において搬入確認を行う場合はひき、それ以外は×を記載すること。 注4:「複材及び資材の種類」の欄は、箱わな、くくりわな、固いわな、誘導補援機力な導入、止め刺し資材のいずれかを記載すること。 注5:「単位台まり単重」の欄は、単位当たり0単価(例、CP/ 基等)を記載するともに、、足関単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。 注6:備考欄に雌・雄の別を記載すること。雌雄不明個体については、「雌雄不明」と記載すること。 (4)高度捕獲人材育成活動 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計

円

円

(5)総事業費 事業費

うち国庫交付金

注:取組内容環は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。 2. 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。 3. その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙6) (6)緊急補獲活動(鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策))の概要

鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業、シカ・ケマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策)の実施状況報告(令和OO年度報告)

	華										
	報要金額総計 計 (明)(三7)+ (日)										
報奨金額合計	市町村による 3 報奨金(合	計) 8(=捕獲頭 (円)									
奉	都道府県によ 「 る報奨金(合	(田) (田)									
	合計報奨金 者 額	(H) (B) (B)									
1頭あたりの報奨金額	市町村によ 合 る報奨金	£									
1頭あ	都道府県による報奨金	(4) (F)									
	捕獲計画の者設定規制。										
	単価調整等制の方法	[									
合計 (①+②+③)	補助金額	Ê									
_	補助金額 *										
③事務費(現地確認)	実施内容相										
0	補助金額	_									
		焼却を行う 施設の名称 及び所在地									
②捕獲個体処理	実施内容の概要	焼却									
2排獲		埋設を行う 施設の名称 及び所在地									
	*	埋酸									
	女 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無										
	華										
	捕獲個体を 搬入確認す	る食肉利用 等施設の名 ) 称及び所在 地									
	補助金額										
①有害捕獲	上限単価										
	食肉利用等	仕向け向け の有無 )									
	構種頭数	(題)									
	女 一										
	事業の種類	: { !									
	構成市町村										
######################################	事業実施主体 名 (参画協議会 名)										60

注1:毒業の種類等については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。また、都道府県が毒業実施主体の場合は3を記入する。

<sup>2.</sup> 備未機の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「食税額」とそれぞれ記入する。

<sup>3:</sup>対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雌で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

<sup>4:「</sup>食肉利用等仕向け向けの有無」の確認を行う場合は〇を、原子力災害が兼待別措置法に基づく野生無数のの摂取制限又は出物制数が指示されている地域におけるシカ、イノシン(幼獣を除く) 及び福島県におけるシカ(幼獣を除く) においてはムを、それ以外は×を記載すること。

<sup>5:</sup>単価調整等の方法の欄は、効率的に補獲を実施するための単価の設定及び調整等の方法について、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)ごとに必ず記載すること。

<sup>6:</sup>播獲計画の設定根拠の欄については、イノシン、エナンガ、エソシカ、サルの成散の場合のみ記載することとし、鳥獣の生息状況、農作物の被害状況、実施隊の設置状況、交付金等を活用した鳥獣被害対策実施隊の体制強化や捕獲技術の高度化に向けた取組状況、近年の捕獲状況、捕獲の効率化の取組状況、細の設置状況や捕獲 に資する補としての活用状況(整備事業で補を設置する場合は必須)等を勘案した上で、協議会又は市町村(協議会の構成員に限る。)及び鳥獣ごとに必ず記載すること。

<sup>7:</sup>シカ及びイノシシについては、備考欄に雌・雄の別を記載すること。雌雄不明個体については、「雌雄不明」と記載すること。

別紙2別添

(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業)の概要(うち、当該施設整備が有害捕獲効率の向上にどのように寄与するか)

1. 鳥獸被害防止施設	
事業実施主体名	事業の概要
ナバス//0エハロ	77.200
	1
<ul><li>本中和田佐佐訊</li></ul>	
2. 食肉利用寺施設	
2. 食肉利用等施設 事業実施主体名	事業の概要
3. 焼却施設	
3. 况却心改	T + 4k a 107 T
事業実施主体名	事業の概要
	<del> </del>
4. 捕獲技術高度化施設 事業実施主体名	
中. ]用没汉河问汉心心以	<b>本业</b> の細亜
争耒夷肔王体名	事業の概要
	<del> </del>
5. 地域提案	
事業実施主体名	事業の概要
尹未天肥土肸句	争未の似安
	1
	†

別記様式第7号別紙2関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

	1									 		 
そのも												
都道府県における 点検・指導状況												
事業実施主体等 における維持管理 点検・指導状況 状況												
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法												
被害が生じた場合 の要因と事業実 が講じた設置にか が行っている維持 施主体等が講じた かる指導内容 対応策												
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策												
被害金額(円) 被害面積(m2) 被害量(kg)												
国費(円)												
事業費(円)												
侵入防止柵の種 類・設置距離												
竣工年月日												
地区名												
市町村名												
事業実施主体名												

(別紙7) (7)シカ特別対策(シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策))の概要 シカ・クマ特別対策等事業(シカ特別対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告) 1 事業の対象地域 | |注1:事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。 2:事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。 2 シカによる被害の状況 R3 R4 R5 注:事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況(被害額、被害面積等)を記入すること。 3 事業の内容 (1)実施体制の整備 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (2)生息状況調査等 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (3)シカの集中捕獲 取組内容 事業費 国庫交付金 日当払い単価: 捕獲頭数に応じた支払い単価: (具体的な内容及び積算) (4)捕獲個体の処理 取組内容 備考 事業費 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 日当払い単価: 計 (5)人材育成活動 取組内容 事業費 備考 国庫交付金 (具体的な内容及び積算) 計 (6)大規模捕獲実証 備考 取組内容 事業費 国庫交付金

(具体的な内容及び積算)

事業費	Ħ
うち国庫交付金	Ħ

| 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

計

- 2・事業費の50%を超えて委託する場合、事業実施主体が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。
- は協議会(市町村を含む。)が事業実施主体として取組を実施する場合は、取組内容欄に協議会(市町村を含む。)の取組内容、事業費及び国庫交付金を記入すること。5:各取組における日当払い及び捕獲頭数に応じた支払いを行う場合には、備者欄に単位当たりの単価(国庫交付金分のみ)を記載すること。
- 併せて、単価設定の根拠及び事業実施主体独自の事業における同単価(当該年度及び前年度分)がわかる参考資料等を添付すること。 6:捕獲頭数に応じた支払いの上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載すること。

日当払い単価:

(別紙8) (8) シカ・クマ特別文													
シカ・クマ特別対策等事業(クマ特別対策)の実施状況報告(令和〇〇年度報告) 1 事業の対象地域													
注1:事業の対象 2:事業実施範	、地域となる市 ・囲と協議会等	う町村名及び- 等が被害防止	その市町村に計画に基づき	おける具体	的な事業実施 獲の区分(区	亜範囲を記入 域、期間等)	すること。 を記入すること。						
2 クマによる被		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											
<ul><li>○クマ被害の 項目</li></ul>	拡大状況 R1	R2	R3	R4	R5	]							
※被害額、被	害面積、生息	頭数など、ク	マ被害の拡力	大状況につい	て、項目を記	!入すること。							
注:事業の対象均	也域となる市田	町村における	クマの被害の	)状況(被害額	ā、被害面積:	等)を記入す	<b>ವ</b> こと。						
3 事業の内容 (1)実施体制の	整備												
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
							P						
(具体的な内容及	ひ(積算)												
			計										
(2)生息状況調査	查等												
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
							P						
(具体的な内容の	ひ(積算)								日当払い単価:				
			計										
(3)クマの捕獲							<u>I</u>						
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
							P						
(具体的な内容を	ひ積算)								日当払い単価: 捕獲頭数に応じた支払い単価:				
(4)生息環境管理	哩						•	•					
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
							P						
(具体的な内容の	ひ(積算)								日当払い単価:				
(5)追払い													
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
							P						
(具体的な内容及	び積算)								日当払い単価:				
(6)捕獲個体の気	処理						,						
		I	取組内容				事業費	国庫交付金	備考				
(具体的な内容及	みょくび (音楽)						P	円	日当払い単価:				
(共体的な内容が	(い付昇)								口ョ坎い宇川:				
			計										
(7)人材育成活動	動												
		I	取組内容				事業費	国底态社会	備考				
							PI	国庫交付金 円					
(具体的な内容の	ひ(積算)												
			ā†										

### (8)総事業費 事業費 うち国庫交付金

	系る鳥獣被害の課題	<u> 運を解決するための</u>	対応方針				
<b>退に対応するため</b>	のデータに基づく	被害対策として、都治	<u>対応対撃</u> 道府県の方針を	記述すること。)			
+ NF - D IT							
事業の目標							
事業実施期間(3年 一	年以内)						
事業の対象地域							
		び具体的な事業実 害防止計画に基づる			等)を記入すること	<u>-</u> .	
取組内容	追払い	<b>生花上</b> 检	その他	その他の	)場合の具体的な	内容	
1用3支	- 追払い	集落点検	-C 07世	-			
		る、複数の取組を実施 具体的な内容」欄に					
対象獣種 シカ	イノシシ	サル	クマ	中型獣類	その他	1	
			•	1 == 13.770	<b>(</b> 37 ) <b>C</b>		
:該当する部分に ::その他の場合は	〇を付すこと。 :具体的獣種を記載	はすること。					
活用するICT機器 種類	機器名	メーカー	数量	]			
削:捕獲通知機器				<u>-</u>			
				1			
1.     とまりまります							
			−カ−の機器(例	えば別メーカーの	センサーカメラ)は	は、1種とする)。	
2:行が不足する場	合は適宜追加する		ーカーの機器(例	えば別メーカーの	センサーカメラ) は	は、1種とする)。	
2:行が不足する場	合は適宜追加する		-カーの機器(例	- えば別メーカーの	センサーカメラ)は	に、1種とする)。	
2:行が不足する場モデル地区におけ	合は適宜追加する						
2:行が不足する場 モデル地区におけ 当該事業により整	合は適宜追加するる実証内容	っこと。 するICT・データを混					
2:行が不足する場 モデル地区におけ 当該事業により整	合は適宜追加するる実証内容	っこと。 するICT・データを混					
2:行が不足する場 モデル地区におけ 当該事業により整 活用するデータの ICT機器により得る	合は適宜追加する る実証内容 備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用	っこと。 するICT・データを混	5用した被害対策	モデルについて、	可能な限り具体的	口に記載すること。	
2:行が不足する場 モデル地区におけ 当該事業により整 活用するデータの	合は適宜追加する る実証内容 備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用	するICT・データを注 さ	5用した被害対策	モデルについて、	可能な限り具体的	口に記載すること。	
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得る モデル地区の普及	合は適宜追加する る実証内容  (備・普及させようと 内容及び活用方法  られたデータの活用 及範囲	するICT・データを記 ま ま 用方法を、用途(捕獲	5用した被害対策 要、追払い、集落	モデルについて、 点検等)含め、可能	可能な限り具体的に	記載すること。	
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得過 モデル地区の普及 :普及活動を、都道	合は適宜追加する る実証内容 備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲	するICT・データを注 さ	5用した被害対策 隻、追払い、集落 那道府県へも実施	モデルについて、 点検等)含め、可能 である方針か、明確	可能な限り具体的にな限り具体的に	記載すること。	当該事業外の取
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得過 モデル地区の普及 :普及活動を、都道 なお、協議会又は	合は適宜追加する る実証内容 備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲	するICT・データを活 ま 用方法を、用途(捕獲 する方針か、他の都 を主体となる場合に 取引を表する。	5用した被害対策 隻、追払い、集落 那道府県へも実施	モデルについて、 点検等)含め、可能 である方針か、明確	可能な限り具体的にな限り具体的に	記載すること。	当該事業外の取締
2:行が不足する場 モデル地区におけ 当該事業により整 活用するデータの にCT機器により得過 モデル地区の普及 ・普及活動を、都道 なお、協議会又は 事業実施に当たっ 専門家の氏名	合は適宜追加する る実証内容 備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲	するICT・データを活 ま 用方法を、用途(補類 でする方針か、他のを を主体となる場合に に門家の概要 所属・更	5用した被害対策 ま、追払い、集落 び道府県へも実施 あっては、都道府 専門分野・経験	・	可能な限り具体的に をな限り具体的に 自に記載すること。 組む普及活動も含	かに記載すること。 記載すること。	当該事業外の取締
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得 モデル地区の普及 :普及活動を、都道 なお、協議会又は 事業実施に当たた 専門家の経験等に	合は適宜追加するる実証内容  「備・普及させようと内容及び活用方法」  「おれたデータの活用  を範囲  「麻県内に限り実施が、中間では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	するICT・データを記 するICT・データを記 ま 用方法を、用途(捕獲 する方針か、他の都 を主体となる場合に 呼家の概要 所属・関 被害対策・ICT関係	5用した被害対策 ま、追払い、集落 び道府県へも実施 あっては、都道府 専門分野・経験	・	可能な限り具体的に をな限り具体的に 自に記載すること。 組む普及活動も含	かに記載すること。 記載すること。	当該事業外の取締
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整活用するデータの :ICT機器により得過では、10円機器により得過である。 :普及活動を、都道なお、協議会又は事業実施に当たで、専門家の経験等に、スマート捕獲等加	合は適宜追加する る実証内容  「備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲  「府県内に限り業実施」 って助言を受ける専 こついて、特に鳥獣 に速化促進事業の内	するICT・データを記 するICT・データを記 ま 用方法を、用途(捕獲 する方針か、他の都 を主体となる場合に 呼家の概要 所属・関 被害対策・ICT関係	5用した被害対策 ま、追払い、集落 び道府県へも実施 あっては、都道府 専門分野・経験	・	可能な限り具体的に をな限り具体的に をないますること。 を認識すること。	がに記載すること。 記載すること。 含めるものとする(当 備考	当該事業外の取締
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得過 モデル地区の普及 :普及活動を、都道 なお、協議会又は 事業実施に当たっ 専門家の氏名	合は適宜追加する る実証内容  「備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲  「府県内に限り業実施」 って助言を受ける専 こついて、特に鳥獣 に速化促進事業の内	するICT・データを活動を表現しています。  オるICT・データを活動を表現しています。  オの方法を、用途(捕獲を表現では、)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)	5用した被害対策 ま、追払い、集落 び道府県へも実施 あっては、都道府 専門分野・経験	・	可能な限り具体的に に記載すること。	がに記載すること。 記載すること。 含めるものとする(当 備考	
2:行が不足する場 モデル地区におけ :当該事業により整 活用するデータの :ICT機器により得過 モデル地区の普及 :普及活動を、都道なお、協議会又は 事業実施に当たっ 専門家の経験等に スマート捕獲等加	合は適宜追加する る実証内容  「備・普及させようと 内容及び活用方法 られたデータの活用 及範囲  「府県内に限り業実施」 って助言を受ける専 こついて、特に鳥獣 に速化促進事業の内	するICT・データを活動を表現しています。  オるICT・データを活動を表現しています。  オの方法を、用途(捕獲を表現では、)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)  オの方法を、用途(捕獲を表現できる。)	5用した被害対策 ま、追払い、集落 び道府県へも実施 あっては、都道府 専門分野・経験	・	可能な限り具体的に をな限り具体的に をないますること。 を認識すること。	がに記載すること。 記載すること。 含めるものとする(当 備考	

80

記載し、参考資料等を添付すること。 3:その他必要な参考資料等を添付すること。

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6、別記9の第6の1の(1)関係)

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業 (都道府県広域捕獲活動支援事業)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業 (広域柵等鳥獣被害防止 施設整備事業) の評価報告 (令和〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況 地域の体制整備、被害防止効果、補獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況 被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	H	$\vdash$					$\vdash$		被害防止計画の目標と実績			
	<b>松</b> 打	女生	なる 神 株 女 様 女 様 一 様 神	2000年 ### 日本	● 管理主体	(本)	対田様・		被害金額 被害面積 事	事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
(協議会名)		_							現状値 目標値 実績値 達成率 現状値 目標値 実績値 達成率			
								(清之能例)				
								(鳥獸被害防止施設)				
								・業後上回の株式で、インジンジの上による大型、自動をの展現の表現を考えていたことの。基準を利益で開催しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま				
								(処理加工施設)				
								・事業業施用においるインシのの原本の表現が表現が、また。 (D. ** 4年の本日においるインシのの企業の大力を使います。 14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日においるという。 14年業を指す日においるインシの企業を対象が、14年の本日には、14年の本日には、14年の本日には、14年を表現を目的では、14年を表現を目においるインシの主題を対象が、14年を表現を目においるインシの主題を対象が、14年を表現を目においるインシンの自然を引きませた。 14年を表現を目においる。 14年を表現を目においる。 14年を表現を目においる。 14年を表現を目においる。 14年を表現を目においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の本日においる。 14年の主意、14年の主要を与し、14年に、24年後の今日には、14年の本日に対象が、14年の本日に対象が、14年の主要を与し、14年に、24年後の今日には、14年を与し、14年の本日に対象が、14年の本日に対象が、14年の主要を与し、14年の本日に対象が				
								(统知施設)				
								・事業業施用においるインシスピンの海線の製造が、各での、土地が、能影響を持つから、中央、大力の場。 「最大力の場」、本句の音の目に実は、実施をかる他の手度では手間の処理を終去インシンの場。シカン側。 ・事業業施用においるインシスピンがの一般ないといる企業を持つが、「の事業、「の事業」を使用されているの場。 経費はインシンの日、シカンの目、表の日の月には、生産機をあるのでは、一般などのの場合が、この ・事業実施用においる有害・解析の場合の月に対し、実施後の各位の事態では、自然を決しの記録を繋ばったソンの日、シカンの目、シカンの目、シカンの目、シカンの目、シカンの目、シカンの目、シカンの間、カカンの面では、カカンの面では、カカンの間、カカンの面では、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、カカンのでは、				
								(捕獲技術高度化施設)				
								・事業指的・用においる数点を非常格を指数を加速を通りの予約の存在は5人であったが、今初の名の月に終工し、施設を需要なの一名の名は、またまない。 今後の名前においたのとは、これでは、100mmのような。 というでは、これでは、100mmのような。 というでは、100mmのような。 というでは、100mmのような。 というでは、100mmのような。 ・事業を指示すだけ、120mmのような。 ・事業を指示すにおいたない。 ・事業を指示すにおいたない。 ・事業を指示すにおいては、100mmのような。 ・事業を指示すにおいては、100mmのような。 ・事業を指示すにおいては、100mmのような。 ・事業を指示すにおいては、100mmのような。 ・事業を指示すにおいては、100mmのような。				

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獸及び目標値を記し、これに合わせて他の棚も記載する。 2. 報道用限が表実施生体なら農散被害的は、海道的保証の技事を表述した場合、その事実内容等も活動すること。 3. 報処表は記載的保護者とに手業実施主体と表も開発ができるよう時間軸を時候に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、構獲効率の向上にどのように寄与したわも必ず記載すること。 3. 事業の実践に配験の保護者とに手業実施主体の発達者状況を指揮し記載する音響を表ができるよう時間軸を時候に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、構獲効率の向上にどのように寄与したわらず記載する言と、 5. 事業実施主体の影響を行っているのでは、その対象に対する名響を栄養を覚状な形は指揮し記載すること。 5. 島間状電がた上端の影響権行わるた場の、優入が止極的置のが張っていて、地区名、侵入防止槽の種類・設置距離、事業数、国数、被害金額、被害血積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 6. 島間状電がた上端の影響権行わった場合、優入が止極影響をのは振ったのう層は複合の状況、像入防止槽の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止槽の種類・設置距離、事業数、国数、被害金額、被害血積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に 係る指導内容、維持管理方法、推特管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

6.被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごとに実績値や達成率等を記載すること。また、台算達成率も記載すること。 7.次のいず九かに該当する場合には、遺斥率が低調であると判定すること。 (1)被害面積、被害金額等について、合算違成率が対に700%支援である場合。 (2)次に該当する鳥類の被害面積、被害金額等について、対象鳥獣ことの違成率が共に700%末満である場合 ア 被害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下イにおいても同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシン イ 核害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下イにおいても同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシン 4、総害金額全体(全ての対象鳥獣における被害金額(実績値)の合計をいう。以下イにおいても同じ。)の2割以上を占めるシカ又はイノシン 8.目標が大連なたなった場合は、地道所属の評価(の編に、総合支援チェングシート及び緊急推選チェングシートの遵守状況に係る確認結果を記載すること。 なお、遵守状況の確認に当たっては、証拠書類の保存・提出は必須ではない。ただし、聞き取りの結果、書類を保存していると回答があった場合には、当該書類を確認する場合がある。

5 都道府県による総合的評価

81

その他 被害が生じた場合 事業実施主体等 事業実施主体等 事業実施主体等 都道府県におけるの要因と事業実 が講じた設置にか が行っている維持 における維持管理 点検・指導状況 施主体等が講じた かる指導内容 管理方法 状況 被害金額(円) 被害面積(m²) 被害量(kg) 国費(円) 事業費(円) 侵入防止柵の種 類・設置距離 竣工年月日 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について **地区**名 市町村名 事業実施主体名

82

別記様式第8号関係様式

別記様式第9号(別記1の第4の1、別記4の第4の2、別記5の第4の1の(1)、別記9の第4の1の(1) 関係)

番 号 年 月 日

## ○○農政局長 殿

北海道及び広域コンソーシアムにあっては農林水産省農村振興局長沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))の実施計画の協議(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業(及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業))を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記1の第4の1の(2)(別記1の第4の1の(6))(別記4の第4の1の(2))(別記4の第4の1の(6))(別記5の第4の1の(1)の力)(別記5の第4の1の(1)の力)(別記9の第4の1の(1)の力)(別記9の第4の1の(3))の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添1の事業実施計画書を添付すること。
  - 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

#### (別添1)

〇鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策)、鳥獣被害防止対策促進支援事業(広城柵等鳥 獣被害防止施設整備事業)(広城都道府県城計画(又は実績))関係

1 総位衣				負担区分			
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
鳥獣被害防止総合支援事	推進事業	円	円	円	円	円	
業	〇被害防止活動推進						
	1 推進体制の整備						
	2 有害捕獲						
	3 被害防除						
	4 生息環境管理						
	5 広域柵の再編整備計画策定支援						
	6 サル複合対策						
	7 クマ複合対策						
	8 鳥類複合対策						
	9 他地域人材活用						
	10 ICT等新技術の活用						
	11 GISを活用した被害対策等の 可視化定着支援						
	12 集落点検の促進						
	13 専門的人材育成·確保						
	〇実施隊特定活動						
	1 大規模緩衝帯整備						
	2 誘導捕獲柵わなの導入						
	OICT等新技術実証						
	〇 農業者団体等民間団体被害防止活動						
	〇 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組						
	1 販売拡大支援						
	2 搬入促進支援						
	〇 鳥獣被害対策実施隊体制強化						
	1 実施隊員の人材育成						
	2 新規猟銃取得支援						
	〇 捕獲サポート体制の構築						
	〇 処理加工施設の人材育成						
	O ICTの活用による情報管理の効率化						
	〇 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進						
	〇 簡易的な集合埋設設備の設置等支援						
	整備事業						
	1 鳥獸被害防止施設						
	2 処理加工施設						
	(食肉利用等施設)						
	(焼却施設)						
	3 捕獲技術高度化施設						
鳥獣被害防止緊急捕獲活	小 計						
局歌俠告的正案思拥獲店動支援事業	推進事業 緊急捕獲活動						
合	計						

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### 2 事業の目的

### 3 計画の作成状況

(1)被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 ( 平成 19 年法律第 134 号) 第4 条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村 (又はコンソーシアムを構成する市町村) が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごと (又はコンソーシアムを構成する各市町村ごと) に作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

- (注)被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。
- (2) 他の施策との関連状況

(=) (= . Maxiva - pose / to	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号) 第7 条の2 第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組 を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ( 平成 16 年法律第 78 号) に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○ 印を記入すること。

#### 4 事業実施体制

(1) 協議会(又はコンソーシアム)の概要

協議会(又はコンソーシアム)の 名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考
(3) \ 14 34 A (-1)	○ の担約 乳具な際 知徳回旋事業実施の仕制ぶりよう次		

(注) 協議会(又はコンソーシアム)の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

#### (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

#### (3) 地域における取組

#### 具体的な取組内容

#### O有害捕獲に関する事項

- ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築]
- 実施イメージ:農作物被害の多くを占める〇〇の捕獲を重点的に行うため、捕獲従事者の確保(技術向上)のための〇〇の捕獲に特化した研修等を実施。
- ・捕獲機材の整備[目的:捕獲方法に応じて不足する捕獲機材を整備] 実施イメージ:構築された捕獲体制における〇〇の捕獲方法を把握し、効率的に捕獲を行うために不足する捕獲機材を明確化した上で、捕獲機材の整備を実施。
- ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握]
- 実施イメージ:OOの捕獲を重点的に行うため、生息状況や行動範囲等を把握し、地図化を行った上で、捕獲従事者へ情報共有を実施。

#### O被害防除に関する事項

- ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]
- 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している農地に対して、侵入防止柵の整備(現行整備率50%>目標整備率100%)を早期に進める。また、併せて 正しい設置方法における研修会を実施。
- ・追い払い活動の実施[目的:効果的・継続的な追い払いによる被害防除]
- 実施イメージ:OOの農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、O日に1回程度の定期的な追い払い活動を
- べ心。 ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥獣の把握] 実施イメージ:地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、 実施イメージ: 北加害獣種を特定。
- O生息環境管理に関する事項
- ・緩衝帯の整備[目的:鳥獣を寄せ付けない対策として緩衝帯を整備]
- 実施イメージ: OOの農作物被害が発生している地域で、鳥獣の潜み場所を無くすため、山林と農地を分断する緩衝帯 (Oha) を整備するとともに、 地域内の耕作放棄地 (Oha) の刈り払いを実施。
- ・放任果樹の除去[目的:地域のえる源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる 対策を実施。

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。あわせて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲目標達成に向けた広域協議 会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての考え方等記載すること。

- 5 鳥獣被害防止総合支援事業の推進事業の内容
- (1)被害防止活動推進
- ①推進体制に関する実施計画(又は実績)

					負担	旦区分		
開催年月日	会議名	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 協議会等の活動について記入すること。

#### ②有害捕獲に関する実施計画(又は実績)

#### ア 狩猟免許の取得

	免許の	取得人				負担	区分		
所属機関の名称	種類	数	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### イ 有害捕獲に関する事項

						負担	旦区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ③被害防除に関する実施計画(又は実績)

#### ア 現場技術指導者の育成

					負担区	区分		
所属機関の名称	育成人数	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)			円	円	円	円	円	
(1/2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### イ 被害防除に関する事項

1 饭音奶酥品	- 関リる事例								
						負担	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ④生息環境管理に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑤広域柵の再編整備計画策定支援に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑥サル複合対策に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計	7.八の判済内		弗欄には 東光宝板に反え知道						

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑦クマ複合対策に関する実施計画(又は実績)

					負担区分				/## # <b>z</b> .	
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考	
(定額)				円	円	円	円	円		
(1/2以内)										
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑧鳥類複合対策に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑨他地域人材活用に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑩ICT等新技術の活用に関する実施計画 (又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑪GISを活用した被害対策等の可視化定着支援に関する実施計画(又は実績)

	対象鳥獣 対象地域 実		地域 実施時期 内容		負担区分				<b>農</b> 老	
	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考	
(定額)				円	円	円	円	円		
(1/2以内)										
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑫集落点検の促進に関する実施計画(又は実績)

						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### (3)専門的人材育成・確保に関する実施計画(又は実績)

@ 41 1037CM HW	24 Mark 1-1 - 124	,	(5 410.5 0.00)						
						負担区	分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
(定額)				円	円	円	円	円	
( - ( - N. I.)									
(1/2以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑭大規模緩衝帯の整備計画(又は実績)

		去如 内 宏			負担区	分		
対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
			円	円	円	円	円	
	対象地域	対象地域 実施時期	対象地域 実施時期 内容	対象地域 実施時期 内 容 事業費 円	国庫交付金	対象地域 実施時期 内 容 事業費 国庫交付金 都道府県費	国庫交付金 都道府県費 市町村費	対象地域     実施時期     内容     事業費       国庫交付金     都道府県費     市町村費     その他

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 内容欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

#### ⑤誘導捕獲柵わなの整備計画(又は実績)

39 D9 年1H1 2支1III 42 / 1	o <u>and</u> pind pr. [	(>410.>4/0/)							
						負担区	≤分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				PI	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 整備内容、設置場所の規模(設置数)、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

#### (GICT 等新技術実証に関する実施計画 ( 又は実績)

						負担区	☑分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ①農業者団体等民間団体被害防止活動に関する実施計画(又は実績)

			<b>負担区分</b>					備考
対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
			円	円	円	円	円	
	対象地域	対象地域 実施時期	対象地域 実施時期 内容		国庫交付金	対象地域         実施時期         内容         事業費           国庫交付金         都道府県費	対象地域         実施時期         内容         事業費         国庫交付金         都道府県費         市町村費	対象地域 実施時期 内 容 事業費 国庫交付金 都道府県費 市町村費 その他

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ⑱ジビエ等の利用拡大に向けた地域 (販売拡大支援) の取組に関する実施計画 (又は実績)

						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑲ジビエ等の利用拡大に向けた地域 (搬入促進支援) の取組に関する実施計画 (又は実績)

0									
						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
			(事業内容) (販売先/販売数量)	円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。

### ②鳥獣被害対策実施隊体制強化(実施隊員の人材育成)に関する実施計画(又は実績)

						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ②鳥獣被害対策実施隊体制強化 (新規猟銃取得支援) に関する実施計画 (又は実績)

						負担区	☑分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ②捕獲サポート体制の構築に関する実施計画(又は実績)

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費国	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ②処理加工施設の人材育成に関する実施計画(又は実績)

				事業費国		負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

#### ②ICTの活用による情報管理の効率化に関する実施計画(又は実績)

						0 > 4 / E / F / F / F / F / F / F / F / F / F			
		☑分	負担国						
備考	その他	市町村費	都道府県費	国庫交付金	事業費	内 容	実施時期	対象地域	対象鳥獣
	円	ш	Ш	円	н				
ŀ	1,1	1.1	1.1	1.1	1.1				
									計
_									計

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

### ⑤放射性物質影響地域のジビエ利活用推進に関する実施計画 (又は実績)

<b>圆</b> 灰剂 压物 黄彩	昏地域のプレー	4.利伯用推進	に関する夫旭計画(又は夫禎)						
						負担区	区分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内容	事業費 田	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

②簡易的な集合埋設設備の設置等支援に関する実施計画(又は実績)

						負担区	5分		
対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	備考
				円	円	円	円	円	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
- 6 鳥獸被害防止総合支援事業(鳥獸被害防止対策促進支援事業(広域柵等鳥獸被害防止施設整備事業))
- の整備事業の内容
- (1) 施設整備地域の地域指定状況

ĺ					地域指定状	: 沢			中山間地に該当するか否か	
	市町村名	整備地域	山村	過疎	特農	半島	離島	棚田	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	備考

- (注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。
  - 2 中山間地に該当するか否かの欄は、6法指定地域のほか、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の平均15度以上の地域(水田地帯を除く)、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け19等計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○を記入すること。

#### (2)侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 (A)	要整備面積 ( B)	整備計画面積 ( C)	整備予定率 ( A+C) / (A+B)	備考
侵入防止柵		ha ( m)	ha ( m)	ha ( m)	%	

- (注)整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。
- (3) 鳥獣被害防止施設の整備計画(又は実績)

		<b>巫</b>				負担区分					
対象鳥獣	整備地域	受益戸 数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考	
				円	円	円	円	円	%		
計											

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1m当たり単価、柵の仕様の分かる 資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
  - 4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等の I C T を用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を実施内容の欄に記載すること。
  - 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」 ( 平成20年3月31日付け19生産第9426号 生産局長通知) により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
  - 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること(別紙による記載も可)。
  - 7 事業実施状況報告を提出する場合にあっては、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。
  - 8 鳥獣被害防止施設(新規整備、再編整備)について、広域柵により整備する場合は、実施内容の概要欄に、(広)と記載する。なお、広域柵は、①集落を囲う柵、②道路等により囲まれた区域単位で囲う柵、③鳥獣の生息域の山際に沿って設置する柵、④特定の農地を囲うことで後背地域を含む広域的な被害防止が期待される柵のいずれかに該当する整備内容とする。
  - 9 鳥獣被害防止施設 (新規整備) について、柵の処分制限期間後における同箇所での新規整備の場合には、実施内容欄に、 (再) と記載すること。

(4) 処理加工施設(食肉利用等施設・焼却施設)の整備計画(又は実績)

		受益戸				負担	区分			
対象鳥獣	整備地域	数	実施内容	事業費	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	交付率	備考
			(実施内容) (販売先/販売数量)	Ħ	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 食肉利用等施設の整備の場合は、実施内容欄に販売先及び販売数量を記載するものとし、販売予定先が複数ある場合は、「販売先/販売数量」の行を追加して記載すること。
  - 2 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 3 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。 処理加工施設 ( 食肉利用等施設・焼却施設) の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等
  - 4 処理加工ルル を添付すること。 5 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産第9426号 生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。
  - 6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動 (鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと (別紙による記載も可)。
- (5) 捕獲技術高度化施設の整備計画(又は実績)

			事業費		負担区分	}		交付率	
整備地域	備地域 受益戸数 実施内容	実施内容		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他		備考
			円	円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県費・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計をそれぞれ記入する。
  - 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫交付金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
  - 3 捕獲かること。 捕獲技術高度化施設の設置場所が分かるような地図、施設の図面、設備の概要及び規模決定根拠となる資料等を添付す
  - 1 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月 生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。 (平成20年3月31日付け19生産第9426号
  - 5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動(鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。)を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載のこと(別紙による記載も可)。
- 7 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (シカ・クマ特別対策等事業 (シカ等緊急捕獲対策)) の内容 別添2
- 8 添付書類
- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案) (又は写し)
- (3)被害防止計画
- (4) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(別添2)

鳥獣被害防止緊急補獲活動支援事業(シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策))(広域都道府県域計画(又は実績))

	ylir			1								
	報奨金額総計 備考	(8(=2)+(8)	Ē									
報奨金額合計	市町村による 軸 (40年)	技术	Ē.									
報	(セタ)を経緯	(=	Œ									
	合計報奨金額	B(=4+5)	Ē.									
1頭あたりの報奨金額	市町村による	概媒命(⑤)	Ē									
1頭あ	都道府県による市	(全) (全)	Ē									
	単価調整等の方法 配合担能	nd										
÷@			Ē									
確 合計 (①+②+③)	24日本哲		Ē									
③事務費(現地確 認)	実施内容 建助金蛭	Ē										
9	城市全路 実		Ē									
		焼却を行う施設の名称を示り	存るの割在地									
②捕獲個体処理	実施内容の概要	埋設を行う施設の名 焼 却	本文の四年地									
	4	車級										
	華田 <b>多</b> 花	A STATE OF THE STA										
	南獲個体を搬入	編認する政内利用等施設の名称	なひ 野 仕 地									
	绿安州郭		E									
①有害捕獲	#	110	(簡/日)									
		仕向け向けの	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii									
	探記数罪 報											
	神練のは	作版製										
4 〒 1 冊 1 度 /	松井											
	事業実施主体名	参画   岩巌   14										ŧ

注1:事業の種類等については、被害緊急が反型は1、広崎連携型は2を記入する。また、都道併泉が事業実施主体の場合は3を記入する。 2:編考棚の合計欄には、仕入れに係る消費投等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円1走、同税額がない場合には「該当なし」と、

同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

3:対象鳥獣の欄は、獣種(幼獣と成獣は区別)ごとに記載し、雄と雄で単価を分けている場合は区別して記載すること。1行で1獣種とすること。

4:食食利用等仕向付の分離」の個は、食肉処理等のために植設を行う場合はOを、属子が災害が資格別措置法に基づく野生鳥野肉の摂取御屋又は出荷制限が指示されている地域におけるシカ、イノシン(幼獣を除く) 支行福島県におけるシカ(切砂を除く) にはムを、それ以外はメを記録すること。 5:単価監験等の方法の個に、効率的に指揮を実施するための単価の設定及び認整等の方法について、協議会の構成員に限る。) ことに必ず記載すること。 指揮計画の設定が野生傷処理の指定では、イメンシ、エンシカ、レンの影響の場合のお記載することとし、鳥獣の主息状況、養活際の設置状況、姿付金等を活用した島野被害対策実施隊の体制強化や推獲技術の施度化に向けた取組状況、指揮の効率化の取組状況、補便の効率状況や排獲に資する得としての活用状況(整備事業で権を設置する に指導する情報を有機の構成。)及び無数とでは、イメンシの表別の場ですることとし、鳥獣の主息状況、農作物の被害状況、実活際の設置状況、交付金等を活用した島野被害対策実施隊の体制強化や推獲技術の施度化に向けた取組状況、通年の指摘状況、指便の効率化の取組状況、補の設置状況や排獲に対することの活用状況(整備事業で権を設置する ア・シカ及イメンタには、編書機構には、塩の別を記載すること。種類不明自む数すること。

別記様式第9号関係様式 鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

その他										
事業実施主体等 における維持管理 状況										
事業実施主体等 が講じた設置にか がうっている維持 かる指導内容 管理方法										
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実 施主体等が講じた 対応策										
被害金額(円) 被害面積(m <sup>2</sup> ) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

別記様式第10号(別記1の第6の1、別記9の第6の1の(1)関係)

### 被害防止計画目標評価報告書

1.	対象地域及	び実施期	間
т.	/\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年 (年	目標値	目標年(年	達成率(%)	備	考
	度) の実績	(B)	度)の実績	(A-C)		
	値(A)		値(C)	(A-B)		
合計						

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

	1.11	$\wedge$	<b>=</b> ===	/
4	纵	<u> </u>	· 三水	1⊞1

(コメント)			

5. 第三者の意見

7 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
(コメント)		

- (注):1 被害防止計画に定められた全ての対象鳥獣について、鳥獣ごと、実績値や 達成率等を記載すること。また、合算達成率も記載すること。
  - 2 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第 6の2に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。
  - 3 3の事業効果には、別記様式8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広かつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度 化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
  - 4 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由 も記入するとともに、総合支援チェックシート及び緊急捕獲チェックシー トに係る遵守状況の確認結果も記載すること。
  - 5 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ご との鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況につい

て、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被 害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内 容、維持管理方法、維持管理状況等を様式に具体的に記載し、添付するこ と。

別記様式第10号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

その他										
事業実施主体等 こおける維持管理 状況										
事業実施主体等 が行っている維持 管理方法										
事業実施主体等 が講じた設置にか かる指導内容										
被害が生じた場合 の要因と事業実施 主体等が講じた対 応策										
被害金額(円) 被害面積(m <sup>2</sup> ) 被害量(kg)										
国費(円)										
事業費(円)										
侵入防止柵の種 類・設置距離										
竣工年月日										
地区名										
市町村名										
事業実施主体名										

# 環境負荷低減のチェックシート

# 事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
1		※農産物の調達を行う場合(該当しない □ ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
2		※農産物の調達を行う場合(該当しない □ ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
3		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	
4		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	
5		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検 討	
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
6		<ul><li>※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の 捕獲を行う場合(該当しない □ )</li><li>悪臭・害虫の発生防止・低減に努める</li></ul>	
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び 適正な処分	報告時 (しました)
7		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
8		資源の再利用の検討	
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
9		<ul><li>※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□)</li><li>生物多様性に配慮した事業実施に努める</li></ul>	

10		※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
	申請時	   (7) 環境関係法令の遵守等	報告時
	(します)	(1)	(しました)
(11)		みどりの食料システム戦略の理解	
12		関係法令の遵守	
13		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
14)		正しい知識に基づく作業安全に努める	

注1:※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。 この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2:(7)の②の「関係法令の遵守」については、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)を遵守することを示す。

## <報告内容の確認について>

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

上記について、確認しました→□

# (別紙2)

鳥獣被害防止対策のチェックシート(鳥獣被害防止総合支援事業)

# 事業実施主体名

	申請時 (します)	(1)効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
1		鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	
2		農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指 導・助言を行う。	
3		ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	
	申請時	(2)効果的な侵入防止柵の整備・維持管理	報告時

		申請時 (します)	(2)効果的な侵入防止柵の整備・維持管理	報告時  (しました)
•>	× 1	, , ,	L	(040/0)
	1		集落内で話し合いを行い、合意を得て体制を構築する。	
	2		被害状況等を踏まえ、効率的・効果的な柵の整備に 係る事業実施計画を策定する。	
	3		仕様書に明記する等により、規格に適合した資材を 発注し、調達する。	
	4		専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、正しい方法で施工する。また、これらを実績報告までに確認する。 なお、請負施行の場合は、受注者による工事が正しい方法による施工か確認する。	
>	<b>(</b> 2	耐用年数期	間間内の侵入防止柵がある場合(該当しない □)	
	(5)		集落協定を結ぶなどにより、定期的な見回りを行い、破損等を確認したら速やかに修繕する。	

注1: **※**1の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。 この場合、①~④のチェックは不要です。

注2:※2の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。 この場合、⑤のチェックは不要です。

### (別記2)

鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

# 第1 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)関係)
- (1)経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における 課題
  - イ 事業の目標
  - ウ 都道府県計画の作成・見直し
  - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
  - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
  - カ その他必要な事項
- (2)経費・事業内容の欄の(2)の「広域捕獲活動(有害捕獲)」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の5のシカ・クマ特別対策等事業及び本要領本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。
  - ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手と して育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥 獣の捕獲体制の整備
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害 防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らか になった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情 報提供
  - ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行う ために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
  - エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全 実施に向けた技術の普及
  - オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並び に捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

- (3)経費・事業内容の欄の(3)の「新技術実証・普及活動」については、 大量捕獲技術等の有害捕獲、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置 等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「人材育成活動」については、実施隊 員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開 催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。
- (5) 経費・事業内容の欄の(5)の「集落点検の推進」については、協議会や集落が自ら実施する鳥獣被害対策の点検や改善、侵入防止柵の維持管理等、効果的な対策を支援するため、次に掲げる事項を実施できるものとする。
  - ア 関係機関や民間団体、専門家等と連携した集落点検実施体制の構築や 強化への支援
  - イ 協議会や集落等への指導や支援
  - ウ 協議会や集落等を対象とした研修会(現地での実践を含む。)の開催 等
- (6) 経費・事業内容の欄の(6)の「ジビエ等の利用拡大に向けた地域の 取組」については、捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成及びジ ビエ等の需要拡大に確実に結びつく次に掲げる事項を実施できるものと する。
  - ア 捕獲・運搬・集荷・処理加工の技能向上

捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるため、研修会の開催や研修会への参加、先進地調査、マニュアルの作成・周知等を実施できるものとする。

イ 流通・消費者等との連携

流通産業、外食産業その他の産業、学校給食、消費者等への普及のため、展示会等への参加やジビエ料理に関するセミナー、処理加工施設見学会等の開催等を実施できるものとする。

ウ ジビエ商品の開発、意向調査

地域の特色を活かした新たなジビエ商品等の開発、ジビエに関する意向調査等を実施できるものとする。

工 販路開拓

ジビエ商品の新たな販路を開拓するため、商談会、試食会等の開催又はこれらへの参加、各種広報活動等を実施できるものとする。

オ 豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進

野生イノシシの豚熱陽性が確認された地域において、「豚熱感染確認 区域におけるジビエ利用の手引き」(令和3年4月1日付け2消安第 6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通 知。以下「手引き」という。)に基づく安全なジビエ利用を促進するた め、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、都道府県の豚熱対策を担当する家畜衛生部局と連携して実施することとする。

# (ア) 防疫・検査体制の検討

手引きに基づく安全なジビエ利用に向けた防疫・検査体制の構築のため、ジビエ利用個体の捕獲可能エリア、豚熱検査の外部委託化・迅速化、豚熱検査結果の共有方法、豚熱陽性確認時の処理加工施設等における防疫措置の手順等を検討できるものとする。

# (イ) 複合的な拡散防止策等の検証

処理加工施設等での手引きに基づくジビエ利用の手順を試行し、捕獲から出荷までの一連の各作業における複合的な豚熱ウイルスの拡散・交差汚染防止策の実効性・有効性の検証を実施できるものとする。

# (ウ) 品質低下防止策の検討

処理加工施設での手引きに基づく一時保管の方法を試行し、ジビエの品質への影響を検証するとともに、品質低下を防止するための保冷 条件や包装方法等の検討・実証を実施できるものとする。

## (エ) 豚熱検査の実施

手引きに基づく安全なジビエ出荷のため、豚熱感染の有無を確認するための血液 PCR 検査を実施できるものとする。

### 2 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第3の1の都道府県計画と併せ、地方農政局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第4の事業実施状況報告と併せ、地方農政局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

### 3 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

### 4 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。なお、第1の1の(6)の才に取り組む場合にあっては、この限りではない。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に 行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて 委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施す ることができるものとする。

# 5 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に 実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参 考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象 鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を 受けるよう努めるものとする。
- (2)本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

# 第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、経費・事業内容の欄の(1)から(4)まで及び(6)に要する経費にあっては合計23,000千円以内、経費・事業内容の欄の(5)に要する経費にあっては3,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(6)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。ただし、第1の1の(6)のオの(エ)の取組に要する経費の限度額は1,500千円以内とする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を経費・事業内容の欄の(1)から(4)まで及び(6)に要する経費にあっては合計23,000千円以内、経費・事業内容の欄の(5)に要する経費にあっては3,000千円以内とする。

2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の交付率の欄の農村振興局 長が別に定める有害捕獲における上限単価(消費税を除く。)は次に掲げ るとおりとする。

### (1) 箱わな

仕 様	獣種	上限単価(千円/基)
(幅×奥行き)		
大型獣用	主にイノシシ、シカ、クマ	1 1 9

(3 ㎡以下)	(サル用を兼ねる。)	
中型獣用	サル専用	8 8
(2 m²以下)		
小型獣用	アライグマ、ハクビシン、	1 9
(0.5㎡以下)	ヌートリア等	

- 注1:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものと する。
- 注2:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛めっき等)の他、捕獲の 対象となる獣種毎に以下と同等以上の機能を有するものとする。ま た、必要に応じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの 導入を行うものとする。
  - ・イノシシ、シカ、クマを対象獣種とする場合は、最小目幅 10 cm 以下、 $\phi$  5 mm以上とする。
  - ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅 7.5cm 以下、φ 3 mm以上とする。
  - ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅 5 cm 以下、 $\phi 1.6 \text{ mm}$ 以上とする。
- (2) くくりわな
  - 1基当たり16千円とする。
- (3) 囲いわな
  - 1㎡当たり31千円とする。
- (4) 誘導捕獲柵わな導入
  - 1㎡当たり31千円とする。
- 3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の 上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じた 必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成で きるものとする。

# 第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の4の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3)3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画

# 2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府 県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

# 3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ やむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその 旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被 害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農 政局長に提出するものとする。

# 第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の 9月末日までに、別記様式第1号により地方農政局長に報告するものとす る。

# 第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の翌年度に事業の評価を行い、別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

# 第6 事業の状況報告

- 1 地方農政局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について 必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 地方農政局長は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指 導を行う。
- 3 地方農政局長は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

### 第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を 生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県知事に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

# 第8 事業の交付対象期間

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(2)の経費・事業内容の欄の(5)の「集落点検の推進」の交付対象期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

# 第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

# 第10 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

事業内	内容	交付対象経費
実施体制の整備	会議開催	<ul><li>会場借料、会議用機械器具の借料</li></ul>
		・ 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
広域捕獲活動	研修会・講習	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
(有害捕獲)	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	況調査	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・
		給料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		· 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動 (捕獲個体処理を含む。) への役務要請に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・
		給料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 捕獲に必要な機材(銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材 (銃の保管庫を除く。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
		• 商品開発資材

4r ++ 4r ++ =	TILLE	
新技術実証・普	<b>研修会</b>	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
及活動		· 事務用品、印紙代
		・書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・研修教材費
		・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・
		給料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		· 技術実証資材
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
人材育成活動	研修会・講習	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
	会	・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
集落点検の推進		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する旅
		費・賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、
		旅費・報酬・給料・職員手当等)
		・ 会場借料、会議用機械器具の借料
		・ 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 研修教材費(侵入防止柵の補修資材費等を含む。)
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
		・ GISを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入
		費 (データ入力等を含む。)
		・ 技術実証資材及びその借料
ジビエ等の利用		・ 会場借料、会議用機械器具の賃料
拡大に向けた地		・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考

L. S	1	
域の取組		文献の購入等に要する経費
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打
		合せ、商談等に要する経費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 日々雇用される雑役及び事務及び技術補助員に対する賃金
		(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等
		を他の者に委託するために要する経費
		・ 役務費(それだけでは事業の成果としては成り立たない分
		析、試験等を行う経費)
		· 手数料、印紙代
		・成果発表に必要な経費
		・ 情報提供や普及啓発に必要な経費
		・実証資材費
		・ 車両の借料及びその燃料代
		・ ジビエの品質検査料
		· 血液 PCR 検査料
か わわに依る給	研学级带的 <i>t</i> >级夏	男 歩記の維持管理弗 は猫自獣の胃し奴弗 は猫胡将をのほ

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第1号(別記2の第4、別記3の第4関係)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域 捕獲活動支援事業)の事業実施状況報告(令和○○年度)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

○○県(都道府)知事

氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号 農林水産省生産局長通知)別記2の第4(別記3の第4)の規定により、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

都道府県広域捕獲活動支援事業

#### 第1 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)関係)
- (1)経費・事業内容の欄の(1)の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により、広域捕獲活動(個体数調整)の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。
  - ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における 課題
  - イ 事業の目標
  - ウ 都道府県計画(うち都道府県広域捕獲活動支援事業)の作成・見直し
  - エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
  - オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
  - カ その他必要な事項
- (2)経費・事業内容の欄の(2)の「生息状況調査等」については、広域 捕獲活動(個体数調整)における実施内容の検討に必要な次に掲げる事 項を実施できるものとする。
  - ア 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の生息状況調査及び被害状況調査
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす広域的に分布又は移動する鳥獣の行動圏調査及び繁殖地調査
  - ウ ア及びイの分析結果に基づく広域捕獲計画の作成
- (3)経費・事業内容の欄の(3)の「広域捕獲活動(個体数調整)」については、広域捕獲活動(個体数調整)の実施のために必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の5のシカ・クマ特別対策等事業及び本要領本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- ア 広域捕獲計画に基づく広域捕獲活動(個体数調整)
- イ アにより捕獲した個体の処理等
- ウ アにおいて必要な捕獲機材の整備
- (4) 経費・事業内容の欄の(4)の「高度捕獲人材育成活動」については、

広域捕獲活動(個体数調整)を進める上で、捕獲従事者を確保するため に必要な次に掲げる事項を実施できるものとする。

- ア 広域捕獲計画に基づく捕獲方法等を習得する目的で行う担い手育 成研修
- イ 広域捕獲計画に基づく捕獲活動を実施する上で必要となる高度な 捕獲技術を習得する目的で行う捕獲技術高度化施設や捕獲現場にお ける教習・訓練等

#### 2 交付対象経費

- (1) 交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、 本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金 額等が確認できるものに限る。
- (2) なお、別表事業内容の欄の広域捕獲活動(個体数調整)のアの経費の確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。
  - ア 捕獲確認は、都道府県の職員(確認者(①都道府県知事が認めた市町村の職員、②都道府県が捕獲確認を委託する場合に限り、都道府県知事が認めた委託先の職員、③処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事が認めた処理加工施設の職員を含む。))が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認)又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。
  - イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げるものにより、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認(書類確認)し、別紙の様式を参考に確認書を作成するものとする。
    - (ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真(捕獲個体がスプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の脚部を下向きに、頭部を右向きにした状態をいう。)で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
    - (イ) 捕獲個体又はその部位(原則として「尾」とする。)
  - ウ CSF(豚熱)に感染した野生イノシシが確認された地域及びCSF(豚熱)に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの(イ)の確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真によ

- り確認するものとする。
- エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方 法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。
- オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法(専用アプリを含む。)によることができるものとする。

#### 3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第3の1の都道府県計画と併せ、地方農政局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第4の事業実施状況報告と併せ、地方農政局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 4 事業の委託等

都道府県は、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、都道府県が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に 行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて 委託することができるほか、都道府県の業務を請負又は役務要請で実施す ることができるものとする。

#### 5 留意事項

- (1) 都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に 実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参 考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象 鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言 を受けるよう努めるものとする。
- (2)本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

#### 第2 交付率

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振 興局長が別に定める定額の限度額は、24,000千円以内とするが、経費・事 業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000 千円以内を加算できるものとする。

なお、北海道内を区分して取り組む場合は、4地域までとし、1地域当たり限度額を24,000千円以内とするが、経費・事業内容の欄の(4)の取組に要する経費については、上記限度額に3,000千円以内を加算できるものとする。

- 2 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)に係る交付率の欄の農村振 興局長が別に定める広域捕獲活動(個体数調整)における上限単価は次に 掲げるとおりとする。
- (1) 捕獲活動経費(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ア関係)

獣	種	捕獲個体の処理	上限単価(円/頭)
イノシシ、	シカ	共通	18,000
(成獣)			
イノシシ、	シカ	共通	2, 000
(幼獣)			

(2) 捕獲機材(別表 広域捕獲活動(個体数調整)ウ関係) (消費税を除く。)

#### ア 箱わな

仕 様	獣 種	上限単価(千円/基)
(幅×奥行き)		
大型獣用	イノシシ、シカ	1 1 9
(3 m <sup>2</sup> 以下)		

- 注:箱わなの導入においては、防錆仕様(亜鉛めっき等)の他、最小目幅 10cm 以下、φ 5 mm以上と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応 じて捕獲環境や捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うもの とする。
  - イ くくりわな
    - 1基当たり16千円とする。
  - ウ囲いわな
    - 1㎡当たり31千円とする。
  - エ 誘導捕獲柵わな導入
    - 1㎡当たり31千円とする。
- 3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により2の(2)

の上限単価を超える事業については、地方農政局長は整備等の内容に応じ た必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合に助成 できるものとする。

4 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(3)の経費・事業内容の欄の(2) 及び(3)の取組に対する賃金として日当払いとする場合には、活動時間 や業務の負担等を勘案し、広域捕獲計画を達成するために合理的な単価を 設定するものとする。

#### 第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

都道府県知事は、別記1の別記様式第6号により都道府県計画を作成するものとし、次に掲げる都道府県計画である場合は、別記1の別記様式第1号により地方農政局長と協議を行うものとする。

- (1) 第1の4の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
- (2) 第2の3の地域特認に該当する都道府県計画
- (3)3の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
- 2 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府 県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ やむを得ない事情がある場合には、1の協議を行った上で、速やかにその 旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被 害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農 政局長に提出するものとする。

#### 第4 事業実施状況の報告

都道府県知事は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9 月末日までに、別記2の別記様式第1号により地方農政局長に報告するもの とする。

#### 第5 事業の評価

都道府県知事は、本事業で実施した事業内容については、事業実施年度の 翌年度に事業の目的と実施状況から評価し、評価内容の妥当性について学識 経験者等第三者の意見を聞いた上で、別記1の第6の1の(2)の報告とあ わせて地方農政局長に報告するものとする。

#### 第6 事業の状況報告

- 1 地方農政局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について 必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 地方農政局長は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指 導を行う。
- 3 地方農政局長は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

#### 第7 推進指導

地方農政局長は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県知事に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

#### 第8 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

#### 第9 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表 都道府県広域捕獲活動支援事業の交付対象経費

事業	 内容	交付対象経費
実施体制の整備		・ 会場借料、会議用機械器具の借料
		・ 事務用品
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
		料・職員手当等)
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 事務用品、印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・郵便料、電信電話料及び運搬費
		・薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
広域捕獲活動	r	・ 捕獲活動への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤務
(個体数調整)		する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
		・ 個体数調整に係る捕獲活動経費
		(個体数調整の許可に基づき捕獲されたものに限る。)
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
	1	・ 捕獲個体の埋設・運搬経費
		(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	ウ	・ 捕獲に必要な機材(わなに限る。)
		・ 止め刺し資材
高度捕獲人材育成	<b></b> 注活動	・ 会場借料、研修用機械器具の借料
		・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金の ほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対 象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付 の対象外とする。

#### (別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月	Ħ
**支払確認月日	令和 年 月	日
所属	氏 名	確認欄

#### 都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 従事者 氏 名	獣種名	捕獲方法	雌雄 区分	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

- \*確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- \*\*支払確認月日は、都道府県が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針」における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、農林水産業に係るイノシシ、シカの被害防止を目的としたものに限る。
  - 2:「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
  - 3:「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又は GPS データ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。
  - 4:「捕獲方法」は、銃又はわな(箱わな、くくりわな、その他のいずれか)を記載すること。
  - 5:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
  - 6:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する 上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」) を記載する。
  - 7:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
  - 8:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

都道府県広域捕獲活動支援事業における捕獲活動経費の分配方法に ついて

令和○年○月○日に実施する個体数調整において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	署名欄

注:「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自 筆により記載した場合は、省略を可能とする。

#### (別記4)

#### 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

#### 第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、市町村域において、 被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る事業実施主体の欄の 農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村(協 議会の構成員に限る。)とする。

4 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

5 効果的な捕獲活動の取組

事業実施主体は、別紙2「鳥獣被害防止対策のチェックシート(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)」(以下「緊急捕獲チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の

事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、農林水産省及び都道府県の職員が実際に取組をしたかどうか確認 を行うこととする。

#### 第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領本文第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本要領本文第2の5のシカ・クマ特別対策等事業及び本要領本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (1) 有害捕獲
- (2)(1)により捕獲した個体の処理
- 2 交付対象経費
- (1) 交付対象となる経費は、1の(1) 及び(2) に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
  - ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。)
  - イ 捕獲個体の埋設・運搬経費(捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
  - ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
  - エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
- (2) なお、(1) のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。
  - ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員(確認者(処理加工施設での捕獲確認に限り、市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。)) が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認) 又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体 を実際に確認する方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙1に示 す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による

場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」(鳥類にあっては「両脚」)を回収するかのいずれかを行う。

- イ 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認(書類確認) し、別紙1に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。
  - (ア) 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真(捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
  - (イ) 捕獲個体又はその部位(獣類にあっては原則として「尾」とし、 鳥類にあっては原則として「両脚」とする。)
- ウ CSF(豚熱)に感染した野生イノシシが確認された地域及びCSF(豚熱)に感染した野生イノシシの拡散のおそれがある地域においては、イの(イ)に定める確認に当たり、「尾」の提出を省略できるものとし、「尾」の提出を省略する場合は、イの(ア)の写真に加え、「尾」及び最初のマーキング部分の上に横線等をマーキングした写真により確認するものとする。
- エ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方 法を定めるとともに、別紙1に添付するものとする。
- オ 書類確認の場合には、電磁的記録方法(専用アプリを含む。)によることができるものとする。

#### 3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

#### 4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

#### 第3 交付率

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(4)に係る交付率の欄の農村振興

局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価
(古)人 (1里)	1用设置件77次至	(円/頭・羽)
シカ及びイノシシ	食肉処理等のため	0 0 0 0
(幼獣は除く。)	の施設において搬	9,000
	入確認した場合	
	焼却処分等のため	0,000
	の施設において搬	8,000
	入確認した場合	
	上記以外の場合	7,000
クマ、サル及びカモシカ(幼獣は除く。)		8,000
その他の獣類		1,000
鳥類(卵の採取を含む。)		2 0 0

- 注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、 上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。
  - 2:特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知)第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

- 3:原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限(以下「出荷制限等」という。)が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)並びに福島県におけるシカ(幼獣は除く。)の上限単価は、一律8,000円/頭とする。
- 4: 出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能

な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ (幼獣は除く。)の上限単価は9,000円/頭とする。

#### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1)事業実施主体を構成する市町村(市町村が事業実施主体である場合を含む。)又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。
- (2) 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地方農政局長に提出するものとし、次のいずれか該当する場合は、地方農政局長と協議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- ア 第3の注2の鳥類の上限単価を超える広域都道府県域計画
- イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する広域都道府県域計画
- (3) 都道府県知事は、(2) により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3) で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業 実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を 行うものとする。
  - ア 第2の3の都道府県自らが本事業の事業実施主体となり、一部を他 の者に委託する事業実施計画
  - イ 第3の注2の鳥類の上限単価を超える事業実施計画
- (5) 地方農政局長は、(2) の協議を受けた場合には、協議結果について、 関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- (6) 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、(2)、(3)、(4)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更に該当するときは、(2)及び(5)の規定を準用して手続を行うものとする。

#### 2 事業実施計画の作成等

- (1) 1の(2) に定める事業実施計画は、別表の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 1の(3) に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙 6により、1の(2) の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記 様式第9号により作成するものとする。

なお、第2の2の(2)のウによる確認を行う場合は、1の(3)に 定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6の備考欄に、 1の(2)の広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号 の備考欄に「CSF(豚熱)対策」と記入するものとする。

- (3) 1の(4)及び(6)に定める都道府県知事が行う協議については、 別記1の別記様式第1号により行うものとし、同(2)及び(6)に定 める広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1 の別記様式第9号により行うものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

1の(6)に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更 とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主 体の変更とする。

#### 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ やむを得ない事情がある場合には、1の(2)の協議を行った上で、速や かにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記し た鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県 域計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に 提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道 府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

#### 第5 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。

なお、実施状況の報告は、別表の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行

うものとする。また、1の実施状況の報告と併せて提出される緊急捕獲チェックシートについて、聞き取り等による確認の結果、取組が実施されていない場合には、事業実施年度の翌年度中に取組が確実に実施されるよう、当該実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。ただし、2の緊急捕獲チェックシートに係る指導を行っている場合には、事業実施年度の翌年度末までに、緊急捕獲チェックシートの取組が適切に行われたか報告するものとする。

なお、広域都道府県域計画に基づく事業の実施状況報告及びそれ以外の 事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状 況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式 第2号により行うものとする。

#### 第6 事業の評価

事業の評価は、別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。なお、「総合支援チェックシート」を「緊急捕獲チェックシート」と読み替えて評価を行うものとする。

#### 第7 推進指導等

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局、試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。また、緊急捕獲チェックシートの取組が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ市町村等に対し支援や指導を行うものとする。

#### 第8 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に基づき交付金を交付するものとする。
- 2 国は、緊急捕獲チェックシートの遵守状況について指導を行ってもなお 改善が見込まれない事業実施主体又は広域都道府県域事業実施主体がある 場合は、交付金の一部又は全部を減額するものとする。

#### 第9 事業の交付対象期間

本事業の交付対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。 なお、事業実施主体が交付対象期間に捕獲確認をした場合に交付対象とすることができる。 第10 他の施策等との関連 他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

#### (別紙1)

*確認書類受付日	令和 年 月	日
**支払確認月日	令和 年 月	目
所属	氏 名	確認欄

#### 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 ・氏名

- \*確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- \*\*支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:有害捕獲許可による捕獲に限る。
  - 2:「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
  - 3:「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又は GPS データ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。
  - 4:「捕獲方法」は、銃又はわな(箱わな、くくりわな、その他のいずれか)を記載すること。
  - 5:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
  - 6:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する 上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」) を記載する。
  - 7:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
  - 8:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。
  - 9:「雌雄区分」は、シカ及びイノシシの場合に記載すること。

#### (別紙2)

鳥獣被害防止対策のチェックシート (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)

LASID LLAD S. D. C.	
事業実施主体名	
尹未大心工 [17]	

	申請時 (します)	効果的な捕獲活動	報告時 (しました)
1		関係者で話し合いを行い、取組の理解に努め、持 続的な捕獲体制を構築する。	
2		前年度の捕獲実績や現状の被害状況等を踏まえ、 効果的な捕獲計画を策定する、又は見直す。	
3		策定した捕獲計画に基づき捕獲を実施する。	
4		捕獲実績を集積し、効果的な捕獲活動が実施できているか点検評価する。	

鳥獣被害防止緊急捕獲新事業における有害捕獲に係る捕獲活動経費の 分配方法について

令和○年○月○日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住所	署名欄

注:「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自 筆により記載した場合は、省略を可能とする。

#### 別表

#### 1 事業実施計画の作成

1 事未天旭川岡ツ下瓜	
区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的
	2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市 町村等との連携
	3 事業実施体制 協議会の概要
	4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、事 業内容(捕獲計画の設定根拠含む。))、負担区分、獣 種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方 法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整備事業)・ 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道府県広域捕 獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・ 市町村単独事業等との連携

#### 2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名
	<ul><li>2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携</li></ul>
	3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容(対象鳥獣、実施時期、事 業内容)及び事業費、予算が不足した場合の単価調整 等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業(推進事業・整 備事業)・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・都道 府県広域捕獲活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕 獲等事業・市町村単独事業等との連携
	4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事 項

別記様式第1号(別記4の第5の3、別記5の第5の2の(1)関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策)(広域都道府県域)の実施状況報告(令和○○年度報告)

## 1 事業費等(事業実施状況)

令和〇〇年	事業実施年度				
	事業実施主体名	Ê	(うち補助金	Œ	事業費

邦度

# 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

## 事業実施主体が行った事業促進の取組

## [記載例]

「04年時期 104年時期 ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた捕獲体制を構築] ・捕獲体制の整備[目的:被害を与える鳥獣に応じた神獲を神でつかるのの神獲を主命。 実施イメージ: 農作物被害の多々を占かる〇〇の捕獲が発を整備。 ・推獲機材の整備における〇〇の捕獲が発を整備。 ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] ・生息状況調査の実施[目的:被害を与える鳥獣の生息状況の把握] ・侵入防止価の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備] ・侵入防止柵の整備[目的:被害が発生している農地へ侵入防止柵を整備]

研修会を実施。 は1、私の活動の実施に目的:効果的:機械的な自じないによる被害的防 実施イメージ:〇〇の農作物被害が発生している地域で、追い払い活動を実施する体制(チーム)を構築し、〇日に1回程度の定期的な追い払い活動を実施。 ・被害状況調査の実施[目的:地域における被害状況及び加害鳥製の把握] 実施イメージ: 地域の代表者等へのアンケートや農業関係データにより、地域の被害状況を把握するとともに、被害農地にセンサーカメラを設置し、加害獣種を特定。 ○生息環境管理に関する事項 ・経衛術の整備目的:鳥影を含せ付けない対策として緩衝帯を整備] ・接衛術の整備目的:鳥影を含せ付けない対策として緩衝帯を整備] 刈り払いを実施。

·放任果樹の除去[目的:地域のえさ源対策として放任果樹等を除去] 実施イメージ:地域内の見廻りを定期的に実施し、確認された放任果樹の撤去や伐採、農作物残渣やヒコバエを処分し、えさ場としての価値を下げる対策を実施

## 4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方策を記載する。)

# 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急捕獲対策))に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単価の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

### (事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、シカ・クマ特別対策等事業(シカ等緊急補獲対策)(広域都道府県域)の実施状況報告(令和〇〇年度報告)

		E										Ĭ
	報奨金額総計		Ē									
報奨金額合計	市町村による		Ē									
報獎	都道府県による おぼみ(みま) #		Ê									
1頭あたりの報奨金額	都道府県による 市町村による 合計報奨金額	報奨金(⑤) ⑥(=4+5)	(H) (H)									
	報送計画の設   都道	加荷港										
	単 圧詰撃 年 ・ 土 洋 獲 計画 の 設	対けの本語館画事										
(①+②+③)	14		Ē									
	1# EH - A-25	11111111111111111111111111111111111111	Ē									
③事務費(現地確 認)	# 果 今 紹 実施内容	無別 単数 の 概要	(田)									
2.3	張要	# 株却を行う施設の										
②捕獲個体処	実施内容の概要	世設を行う施設 曲 50 代ク数も75mが 44	以のもないでは、第一番									
	野井井	量の量										
	捕獲個体を搬	一人確認する度 肉利用等施設	の名称及び所 ) 在地									
凝	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		€									$\ $
①有害捕獲	T 2	전 파	(田/頭)									
	į	x 検図利用等 仕向け向け										
	表 20 数 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	東京 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(通									
	事業の計	種類等型										
	構成											
	事業実施主体名											

備老

注:・事者の目前等でいては、接着探急が反应は、広境速数型は左を記入する。また、最近所条が事業を推生か働合はもを記入する。 2: 事者側の合作側には、仕入れに係る複数を得担値について、これを凝倒した場合には「除収値の口 うち回費〇〇円 3を回費〇〇円 3を回費〇〇一 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回費○○○ 3を回避・すること。「すて1事情をすること。「する可能をなる」を回避・すること。「する回費○○○ 3を回避・すること。「する回費○○○ 3を回避・すること。「する回費○○○ 3を回避・すること。「する回費○○○ 3を回避・すること。「おびこのことのでは、「は、2を回避・すること。」を回避・することのでは、「は、2を回避・すること。「は、2を回避・すること」のでは、2を回避・することに、「「「日本の主要」では、2を回避・すること。」「「日本の主要」では、2を回避・することに、「「日本の主要」では、2を回避・することに、「「日本の主要」では、2を回避・することに、「日本の主要」では、2を回避・することに、「日本の主要」では、2を回避・することに、「日本の主要」では、2を回避・することに、「日本の主要」では、2を回避・することに、2を回避・することに、2を回避・することに、2を回避・することに、2を回避・することに、2を回避・することにはは、2を回避・することにはは、2を回避・することにはは、2を回避・することにはは、2を回避・することにはは、2を回避・することにははなることにははなることにははなることにははなることにははなることにははなることにはなるこ

(別記5)

シカ・クマ特別対策等事業

#### 第1 事業の取組等

- 1 事業の取組
- (1)シカ等緊急捕獲対策

シカ及びイノシシによる農林水産業に係る被害を軽減するため、被害 防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2)シカ特別対策

シカの被害により、特に個体数を減少させる必要がある地域において、 捕獲活動等の対策を実施するものとする。

(3) クマ特別対策

クマの被害により、特に有害性の高い問題個体を捕獲する必要がある 地域において、捕獲活動等の対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画及びシカの捕獲計画に掲げるシカの捕獲、被害防止計画に掲げるイノシシの捕獲、クマの捕獲計画に掲げるクマの捕獲等に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)に係る事業実施主体の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲 事業実施主体の範囲は、別記1の第1の6を準用する。

6 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)、第4の2の(1)又は第4の3の(1)の事業実施計画又は都道府県計画と併せ、都道府県又は広域都道府県域事業実施主体にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事

業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の事業実施状況報告と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1)シカ等緊急捕獲対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る経費・事業種類の欄の「シカ及びイノシシの有害捕獲」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲、本文第2の5のシカ・クマ特別対策等事業のうちシカ特別対策及び本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業により実施する捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。ア 有害捕獲

イ アにより捕獲した個体の処理

#### (2)シカ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の①の「実施体制の整備」については、検討会の開催等によ り、次に掲げる事項について協議するものとし、都道府県及び市町村 が相互に連携を図り、実施するものとする。

なお、(ウ)の評価に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

- (ア)シカ特別対策に係る関係機関との連携体制を含めた実施体制の 構築
- (イ) 事業実施状況の把握
- (ウ) 捕獲計画(捕獲目標等)に対する事業成果(捕獲効率含む。) の評価
- (エ) その他必要な事項
- イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の②の「生息状況調査等」については、次に掲げる全ての事

項を実施するものとする。

協議会(市町村を含む。以下このイにおいて同じ。)が事業実施主体として取組を実施する場合にあっては、協議会における捕獲計画を作成の上、都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。都道府県知事は、協議会が作成した捕獲計画を含め、都道府県における捕獲計画を作成するものとする。

なお、捕獲計画の作成に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

- (ア)シカの生息状況調査及び被害状況調査
- (イ) (ア) の結果を踏まえた被害要因、生息状況等の分析
- (ウ) (ア)、(イ)に基づき捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標(雌ジカの捕獲割合を含む。)等を定めた捕獲計画の作成
- ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の③の「シカの集中捕獲」については、次に掲げる事項を実 施するものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実 施するものとする。

なお、シカの集中捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他シカの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本要領本文第2の3の都道府県広域捕獲活動支援事業の広域捕獲活動(個体数調整)、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲、本文第2の5のシカ・クマ特別対策等事業のうちシカ等緊急捕獲対策の有害捕獲及び本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (ア) イの(ウ)で作成した捕獲計画に基づく捕獲
- (イ)(ア)において必要な捕獲機材の整備(捕獲計画に応じたわな等 の移設を含む。)
- エ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の④の「捕獲個体の処理」については、次に掲げる事項を実 施できるものとする。
  - (ア) ウの(ア)により捕獲した個体の処理
  - (イ) ウの(ア) により捕獲した個体の処理施設における搬入経費
- オ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の⑤の「人材育成活動」については、シカの集中捕獲を進め

る上で、捕獲従事者を確保するために必要な研修を実施できるものとする。

- カ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の⑥の「大規模捕獲実証」については、次に掲げる事項を実 施できるものとする。
  - (ア) 大規模捕獲機材の導入
  - (イ)(ア)の機材による大規模捕獲実証
  - (ウ)(イ)による実証成果の普及
- (3) クマ特別対策
  - ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の①の「実施体制の整備」については、検討会の開催等によ り、次に掲げる事項について協議するものとし、都道府県及び市町村 が相互に連携を図り、実施するものとする。

なお、(ウ)の評価に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

- (ア) クマ特別対策に係る関係機関との連携体制を含めた実施体制の 構築
- (イ) 事業実施状況の把握
- (ウ) 捕獲計画(捕獲目標等) に対する事業成果の評価
- (エ) その他必要な事項
- イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の②の「生息状況調査等」については、次に掲げる全ての事 項を実施するものとする。

協議会(市町村を含む。以下このイにおいて同じ。)が事業実施主体として取組を実施する場合にあっては、協議会における捕獲計画を作成の上、都道府県知事に協議し、承認を得るものとする。都道府県知事は、協議会が作成した捕獲計画を含め、都道府県における捕獲計画を作成するものとする。ただし、都道府県における捕獲計画の作成に当たっては、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲数の考え方との整合性をとった計画とすること。

なお、捕獲計画の作成に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他クマの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

- (ア) クマの生息状況調査及び被害状況調査
- (イ) (ア) の結果を踏まえた被害要因、生息状況等の分析
- (ウ) (ア) 及び(イ) に基づきゾーニング、捕獲区域、捕獲時期、 捕獲目標等を定めた捕獲計画の作成
- ウ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業

内容の欄の③の「クマの捕獲」については、次に掲げる事項を実施するものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

なお、クマの捕獲の実施・推進に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他クマの行動特性や被害防止対策に関する専門的な知見を有する者の助言を受けるものとする。

また、本要領本文第2の1の鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲、本要領第2の2の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動(有害捕獲)、本文第2の4の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲及び本文第2の6のスマート捕獲等普及加速化事業において行う捕獲と重複して支援を受けることはできないものとする。

- (ア) イの(ウ)で作成した捕獲計画に基づく捕獲
- (イ)(ア)において必要な捕獲機材の整備(捕獲計画に応じたわな等 の移設を含む。)
- エ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の④の「生息環境管理」については、緩衝帯の整備や放任果 樹除去、雑木林の刈払い等による生息環境管理を実施するものとする。
- オ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の⑤の「追払い」については、生息状況調査等の結果に基づ く追払いを実施できるものとする。
- カ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の⑥の「捕獲個体の処理」については、次に掲げる事項を実 施できるものとする。
  - (ア) ウの(ア)により捕獲した個体の処理
  - (イ) ウの(ア)により捕獲した個体の処理施設における搬入経費
- キ 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の⑦の「人材育成活動」については、クマの捕獲を進める上 で、捕獲従事者を確保するために必要な研修を実施できるものとする。
- 2 交付対象経費
- (1)シカ等緊急捕獲対策
  - ア 交付対象となる経費は、1の(1)のア及びイに直接要する次に掲 げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠 書類によって金額等が確認できるものに限る。
    - (ア) 有害捕獲に係る捕獲活動経費(有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。)
    - (イ) 捕獲個体の埋設・運搬経費 (捕獲従事者自らが行う場合を除く。)
    - (ウ) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
    - (エ) 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

- イ なお、アの(ア)の確認等に当たっては、次に掲げるところによる ものとする。
  - (ア) 捕獲確認は、都道府県又は市町村の職員(確認者(処理加工施設での捕獲確認に限り、都道府県知事又は市町村長が認めた処理加工施設の職員を含む。))が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を実際に確認する方法(現地確認)又は確認者が処理加工施設において、捕獲従事者の搬入した捕獲個体を実際に確認する方法(搬入確認)を基本とし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。なお、現地確認による場合、確認者は、スプレー等により捕獲個体の「尾」を着色するか又は「尾」を回収するかのいずれかを行う。
  - (イ) 現地確認又は搬入確認によらない場合、確認者は次に掲げる物により、捕獲個体が本対策の交付対象であることを確実に確認 (書類確認)し、別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。
    - a 捕獲個体全体と捕獲従事者が写っており、捕獲日が確認できる写真(捕獲個体が、スプレー等でその識別が可能となるようマーキングされるとともに、原則としてその向きが「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)で、捕獲日が確認できるよう、その捕獲従事者と撮影された写真をいう。)
    - b 捕獲個体又はその部位(原則として「尾」とする。)
  - (ウ)複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。
  - (エ) 書類確認の場合には、電磁的記録方法(専用アプリを含む。)によることができるものとする。

#### (2)シカ特別対策

- ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業 内容の欄の取組を行う事業の交付対象となる経費は、別表1に掲げる 経費とし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類 によって金額等が確認できるものに限る。
- イ 別表1の事業内容の欄のシカの集中捕獲に係るイの「捕獲活動経費」 の確認に当たっては、(1)のイを準用する。

#### (3) クマ特別対策

ア 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業 内容の欄の取組を行う事業の交付対象となる経費は、別表2に掲げる 経費とし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類 によって金額等が確認できるものに限る。 イ 別表2の事業内容の欄のクマの捕獲に係るイの「捕獲活動経費」の 確認に当たっては、(1)のイを準用する。

#### 3 事業の委託

#### (1)シカ等緊急捕獲対策

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る経費・事業内容の欄の事業内容の一部の業務を他の者に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他の者に委託することができるものとする。

#### (2)シカ特別対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を 適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50% を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役 務要請で実施することができるものとする。

#### (3) クマ特別対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を 適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50% を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役 務要請で実施することができるものとする。

#### 4 留意事項

(1)シカ等緊急捕獲対策

留意事項は、別記4の第2の4を準用する。

(2)シカ特別対策

都道府県知事は、実施した取組の成果及び事業の実施における課題を整理し、市町村に対して周知に努めるとともに、捕獲体制の改善を図るものとする。

#### (3) クマ特別対策

都道府県知事は、実施した取組の成果及び事業の実施における課題を

整理し、市町村に対して周知に努めるとともに、捕獲体制の改善を図るものとする。

(4)本事業の交付対象となる『ICT等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)において対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすものとする。

#### 第3 交付額等

#### 1 シカ等緊急捕獲対策

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の①に係る交付率の欄の農村 振興局長が別に定める上限単価(有害捕獲に係る捕獲活動経費)は、次に掲 げるとおりとする。

獣 種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
シカ及びイノシシ(成獣)	食肉処理等のため の施設において搬 入確認した場合	9 0 0 0
	焼却処分等のため の施設において搬 入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
シカ及びイノシシ(幼獣)		1,000

- 注1:各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、 上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。
  - 2:原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の摂取制限又は出荷制限(以下「出荷制限等」という。)が指示されている地域におけるシカ及びイノシシ(幼獣は除く。)並びに福島県におけるシカ(幼獣は除く。)の上限単価は、一律8,000円/頭とする。
  - 3:出荷制限等が指示されている地域のうち、県が定める出荷・検査方針に基づき管理され、計画出荷が認められた処理加工施設に搬入可能

な地域において当該処理加工施設で搬入確認したシカ及びイノシシ (幼獣は除く。)の上限単価は 9,000 円/頭とする。

# 2 シカ特別対策

(1)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る交付率の欄の 農村振興局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体が都道府県の 場合においては30,000千円以内、協議会(市町村を含む。)の場合にお いては3,000千円以内とする。

なお、北海道が事業実施主体となり、道内を区分して取り組む場合は、 4地域までとし、1地域当たりの限度額を30,000千円以内とする。

(2)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める「シカの集中捕獲」における上限単価は次に掲げるとおりとする。ただし、事業実施主体は第2の1の(2)のイの(ウ)で作成した捕獲計画で策定した捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を勘案し、本支援が捕獲従事者への支援水準の引き上げ等に適切に反映されるよう留意のうえ、予算と計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

ア 捕獲活動経費(別表1 シカの集中捕獲 イ関係)

獣種	捕獲個体の処理	上限単価(円/頭)
シカ(成獣)	共通	18,000
シカ(幼獣)	共通	2, 000

- (3)地域の実情、地形条件、気象条件等を勘案し、第2の1の(2)のイの(ウ)で作成した捕獲計画を達成するために合理的な事由により(2)の上限単価を超える場合、第4の2の(1)のウのaによる協議を行い、地方農政局長が認めた場合には、助成できるものとする。
- (4) 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の②の取組に対する賃金として日当払いとする場合には、活動時間や業務の負担等を勘案し、第2の1の(2)のイの(ウ)で作成した捕獲計画を達成するために合理的な単価を設定するものとする。

#### 3 クマ特別対策

(1)要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(5)の③に係る交付率の欄の 農村振興局長が別に定める定額の限度額は、事業実施主体が都道府県の 場合においては30,000千円以内、協議会(市町村を含む。)の場合にお いては3,000千円以内とする。

なお、北海道が事業実施主体となり、道内を区分して取り組む場合は、 4地域までとし、1地域当たりの限度額を30,000千円以内とする。

(2) 事業実施主体は第2の1の(3)のイの(ウ)で作成した捕獲計画で 策定した捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を勘案し、本支援が捕獲従事 者への支援水準の引き上げ等に適切に反映されるよう留意のうえ、第4 の3の(1)のウによる協議を行った上で、予算と計画に見合った捕獲計画を達成するために合理的な捕獲の単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

# 第4 事業の実施等の手続

- 1 シカ等緊急捕獲対策
- (1) 事業の実施手続
  - ア 事業実施主体を構成する市町村(市町村が事業実施主体である場合を含む。)又は事業実施主体が所在する市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた特措法第4条の規定に基づく被害防止計画を作成するものとする。
  - イ 事業実施主体は事業実施計画を作成するものとし、被害防止計画を 添付した上で、都道府県知事に提出するものとする。ただし、広域都 道府県域事業実施主体が作成する広域都道府県域計画については、地 方農政局長に提出するものとし、5の鳥獣被害防止総合対策交付金交 付決定前着手届を提出して事業に着手する場合は、地方農政局長と協 議を行うものとする。

なお、事業実施計画に添付する被害防止計画については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- ウ 都道府県知事は、イにより提出された事業実施計画及び都道府県が 事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成する ものとする。
- エ 都道府県知事は、ウで作成する都道府県計画に、都道府県自らが本 事業の事業実施主体となり、一部を他の者に委託する事業実施計画が 含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うもの とする。
- オ 地方農政局長は、イの協議を受けた場合には、協議結果について、 関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- カ 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要がある と認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとす る。この場合において、重要な変更に該当するときは、イ、ウ、エ及 びオの規定を準用して手続を行うものとする。

また、広域都道府県域計画については、重要な変更に該当するときは、イ及びオの規定を準用して手続を行うものとする。

#### (2) 事業実施計画の作成等

ア (1)のイに定める事業実施計画は、別記4の別表の1に規定する

事項を含めて作成するものとする。

- イ (1)のウに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙6により、(1)のイの広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- ウ (1)の工及び力に定める都道府県知事が行う協議については、別 記1の別記様式第1号により行うものとし、(1)のイ及び力に定め る広域都道府県域計画の事業実施主体が行う協議については別記1の 別記様式第9号により行うものとする。

# 2 シカ特別対策

### (1) 事業の実施手続

- ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画及び都道府県が 事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成する ものとする。
- ウ 都道府県知事は、イで作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実 施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を 行うものとする。
  - a 第3の2の(2)の上限単価を超える事業実施計画
  - b 5の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して 事業に着手する都道府県計画
- エ 都道府県知事は、シカの個体数減少に資するため、必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、ア、イ及びウの規定を準用して手続を行うものとする。

### (2) 事業実施計画の作成等

- イ (1)のウ及びエに定める都道府県知事が行う協議については、別 記1の別記様式第1号により行うものとする。

#### 3 クマ特別対策

#### (1) 事業の実施手続

- ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アにより提出された事業実施計画及び都道府県が 事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、都道府県計画を作成する ものとする。
- ウ 都道府県知事は、イで作成する都道府県計画の内容について、地方

農政局長と協議を行うものとする。

- エ 都道府県知事は、有害性の高いクマの問題個体の捕獲に資するため、必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、重要な変更に該当するときは、ア、イ及びウの規定を準用して手続を行うものとする。
- (2) 事業実施計画の作成等
  - ア (1)のイに定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別 紙8により作成するものとする。
  - イ (1)のウ及びエに定める都道府県知事が行う協議については、別 記1の別記様式第1号により行うものとする。
- 4 事業実施計画の重要な変更
  - 1の(1)の力及び2の(1)の工に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。
- 5 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ やむを得ない事情がある場合には、1の(1)のイ又は2の(1)のウの 協議を行った上で、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、そ の理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手 届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体に あっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあ っては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知 事に提出するものとする。

#### 第5 事業実施状況の報告

- 1 シカ等緊急捕獲対策 別記4の第5を準用する。
- 2 シカ特別対策
- (1) 事業実施主体は、都道府県知事に本事業の実施状況を報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1) により報告された実施状況及び都道府県が事業実施主体となる事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。
- 3 クマ特別対策
- (1) 事業実施主体は、都道府県知事に本事業の実施状況を報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1) により報告された実施状況及び都道府県が事業実施主体となる事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。

### 第6 事業の評価

- 1 シカ等緊急捕獲対策 別記1の第6の事業の評価と併せて行うものとする。
- 2 シカ特別対策

事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業実施年度の 翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとする。

事業実施主体が協議会(市町村を含む。)の場合にあっては、評価結果を都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、報告を受けた協議会(市町村を含む。)の評価結果を含め都道府県が事業実施主体となる事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

3 クマ特別対策

事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業実施年度の 翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとする。

事業実施主体が協議会(市町村を含む。)の場合にあっては、評価結果を都道府県知事に報告するものとする。都道府県知事は、報告を受けた協議会(市町村を含む。)の評価結果を含め都道府県が事業実施主体となる事業の評価を行い、事業実施年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

#### 第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

### 第8 推進指導

- 1 都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生か した本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図 るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体とな り、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとす る。
- 2 事業実施主体は、シカ特別対策及びクマ特別対策について、対策についての住民理解を得るとともに対策が適切に推進されるよう、捕獲活動経費の単価(日当払い及び捕獲頭数に応じた支払い)を含め事業概要を公表するものとする。

# 第9 事業の交付対象期間

本事業の交付対象期間は、交付決定の日から翌年3月31日までとする。 なお、捕獲活動経費は、事業実施主体が交付対象期間に捕獲確認をした 場合に交付対象とすることができる。

# 第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。

# 第11 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表1 シカ・クマ特別対策等事業 (シカ特別対策) の交付対象経費

事業内容	マ特別対策等事業(シカ特別対策)の父付対象経費  交付対象経費
実施体制の整備	アー会場借料、会議用機械器具の借料
天旭 平前 の 笠加	
	イ 事務用品 ウ 専用的知識な提供する者。の故事、謝人
	ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	工書類等の印刷費及び製本費
	オの類に対しては、一番には、一番には、一番には、一番には、一番には、一番には、一番には、一番に
生息状況調査等	ア 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	料・職員手当等)
	イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	ウ 事務用品、印紙代
	エ 書類等の印刷費及び製本費
	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	カ 薬品類、調査機材及びその借料
	キ 調査に従事する者に対する保険代
	ク 車両の借料及びその燃料代
シカの集中捕獲	ア 捕獲活動への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤務す
	る臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ 捕獲活動経費
	ウ 捕獲に従事する者に対する保険代
	エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	オ 捕獲に必要な機材 (銃弾含む (銃本体は除く。)。)
	カ 重機、車両の借料及びその燃料代
	キ 止め刺し資材
	ク わなに係る給餌(餌代含む。)
捕獲個体の処理	ア 捕獲個体処理への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤
	務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	料・職員手当等)
	ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
	エ 埋設資材、簡易減容化機材
	オ 重機、車両の借料及びその燃料代
人材育成活動	アー会場借料、研修用機械器具の借料
	イ事務用品、印紙代
	ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	エ書類等の印刷費及び製本費
	1

	オ	郵便料、電信電話料及び運搬費
	力	研修教材費
	キ	研修・講習受講費用及び旅費
大規模捕獲実証	ア	実証資材費
	イ	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	金	: (地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	料	· 職員手当等)
	ウ	専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	エ	会場借料、研修用機械器具の借料
	オ	研修・講習受講費用及び旅費
	力	研修教材費
	丰	事務用品、印紙代
	ク	書類等の印刷費及び製本費
	ケ	郵便料、電信電話料及び運搬費

注 各事業内容における交付対象経費については、同一の取組に対して、重複して支援を受けることはできないものとする。

別表 2 シカ・クマ特別対策等事業 (クマ特別対策) の交付対象経費

事業内容	マ特別対東等事業 (クマ特別対東) の交刊対象経貨 交付対象経費
実施体制の整備	アー会場借料、会議用機械器具の借料
人》图 PF III	イ事務用品
	ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	エ書類等の印刷費及び製本費
	オ郵便料、電信電話料及び運搬費
生息状況調査等	ア 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	料・職員手当等)
	イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	ウ事務用品、印紙代
	エ 書類等の印刷費及び製本費
	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	カ 薬品類、調査機材及びその借料(ICT機器の導入費及び導
	入年度の事業実施期間中の通信費を含む。)
	キ 調査に従事する者に対する保険代
	ク 車両の借料及びその燃料代
クマの捕獲	ア 捕獲活動への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤務す
	る臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ 捕獲活動経費
	ウ 捕獲に従事する者に対する保険代
	エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費
	オ 捕獲に必要な機材 (銃弾を含み、銃本体は除く。) に係る経
	費(ICT機器の導入費及び導入年度の事業実施期間中の通信
	費を含む。)
	カ 重機、車両の借料及びその燃料代
	キー止め刺し資材
	クわなに係る給餌(餌代を含む。)
生息環境管理	ア 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金(地方公共団
	体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	ウ事務用品、印紙代
	工 請負施工費
	オー放任家畜の借料
	カ 緩衝帯の整備等に従事する者に対する保険代
	キ 緩衝帯の整備等に必要な資材
	ク 測量機材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

追払い	ア 追払い活動への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤務
	する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	ウ 事務用品、印紙代
	エ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	オ 薬品類、追払いに必要な機材及びその借料
	カ ベアードッグ訓練費用 (購入費を除く。)
	キ 花火、煙火
	ク 追払いに従事する者に対する保険代
	ケ 車両の借料及び燃料代
捕獲個体の処理	ア 捕獲個体処理への役務要請に対する賃金(地方公共団体に勤
	務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手当等)
	イ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給
	料・職員手当等)
	ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
	工 埋設資材、簡易減容化機材
	オ 重機、車両の借料及びその燃料代
人材育成活動	アー会場借料、研修用機械器具の借料
	イ 事務用品、印紙代
	ウ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	エ 書類等の印刷費及び製本費
	オ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	カー研修教材費
	キ 研修・講習受講費用及び旅費

注 各事業内容における交付対象経費については、同一の取組に対して、重複して支援を受けることはできないものとする。

#### (別紙)

*確認書類受付日	令和 年 月	日
**支払確認月日	令和 年 月	日
所属	氏 名	確認欄

# シカ・クマ特別対策等事業における捕獲確認書

捕 獲 従事者 氏 名	獣種名	捕獲 方法	雌雄 区分	成獣・幼 獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等・ 位置情報)	確認 方法	処理加 工施設 の種類	確認者 所属 • 氏名

- \*確認書類受付日は、確認書の提出を受け付けた日とする。
- \*\*支払確認月日は、市町村が確認書を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。
- 注1:「確認欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「氏名」を自筆により記載した場合は、省略を可能とする。
  - 2:「捕獲場所」は、住所若しくは鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号又は GPS データ等を記載する。なお、住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付する。
  - 3:「捕獲方法」は、銃又はわな(箱わな、くくりわな、その他のいずれか)を記載すること。
  - 4:「確認方法」は、実際に行った捕獲確認方法(「現地確認」、「搬入確認」又は「書類確認」)を記載する。また、「現地確認」による場合は、証拠物の部位の名称とともに、当該部位を「着色」したか又は「回収」したかのいずれかを記載する。
  - 5:「処理加工施設の種類」は、捕獲個体を搬入した処理加工施設の種類(食肉等に利用する 上で必要な施設は「食肉」、焼却するための施設(減容化のための施設を含む。)は「焼却」) を記載する。
  - 6:書類確認による場合は、捕獲従事者、捕獲個体、捕獲日が確認できる写真を添付する。
  - 7:複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。
  - 8:「雌雄区分」は、シカ及びイノシシの場合に記載すること。

シカ・クマ特別対策等事業に係る捕獲活動経費の分配方法について

令和〇年〇月〇日に実施する捕獲活動において交付される額の分配方法は、次のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住所	署名欄

注:「署名欄」は、確認者自らが署名又は押印を行うものとするが、「捕獲従事者氏名」を自 筆により記載した場合は、省略を可能とする。

# (別記6)

スマート捕獲等普及加速化事業

#### 第1 事業の取組等

1 事業の取組

ICT機器及びデータを活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備及び横展開する取組を実施するものとする。

2 事業の目標

効果的・効率的な被害対策の実践に向け、ICT機器及びデータを活用した被害対策モデルの確立及び普及に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る事業実施主体の農村振興局長が別に定める協議会等とは、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、4で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)、都道府県及び市町村(協議会の構成員に限る。)とする。

4 協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

5 事業実施主体の範囲 事業実施主体の範囲は、別記1の第1の6を準用する。

6 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)又は(2)の事業実施計画又は都道府県計画と併せ、都道府県にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、都道府県にあっては地方農政局長に、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 第2 事業の内容等

1 事業の内容(要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)関係)

- (1)経費・事業内容の欄の(1)の「ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の実施」については、効果的・効率的な被害対策の実践に向け、ICT機器を活用した有害捕獲、追払い、集落点検等の被害対策を実施するとともに、機器から得られるデータを事業実施主体が集約の上で活用し、実施した対策の効果を確認・点検し、対策の改善を行うモデル地区を整備するものとする。
- (2)経費・事業内容の欄の(2)の「ICT機器及びデータを活用した被害防止対策の普及活動」については、(1)で整備するモデル地区の取組を他地域へ普及させる取組を実施するものとする。

なお、事業実施主体別の交付期間は3年以内とする。

# 2 交付対象経費

交付対象となる経費は、本事業に直接要する別表に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

### 3 事業の委託

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る経費・事業内容の欄に定める取組の一部を他の者(鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有する者に限る。)に委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

ただし、事業実施主体が事業の具体的な計画を策定の上、進行管理を適切に行うことができると地方農政局長が認める場合は、事業費の50%を超えて委託することができるほか、事業実施主体の業務を請負又は役務要請で実施することができるものとする。

#### 4 留意事項

- (1)事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるものとする。
- (2)本事業の交付対象となる『ICT 等機材・新技術』のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、必要に応じて契約時に提供者と当該『ICT 等機材・新技術』のデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすこととする。

# 第3 交付額等

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(6)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、1事業実施主体当たり12,000千円以内とする。

### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1)協議会又は市町村が事業実施主体となる場合にあっては、事業実施主体は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は(1) の提出があった場合又は都道府県が事業実施主体となる場合、都道府県計画を作成するものとする。その際、(1) の提出があった場合は、知事は提出された事業実施計画を踏まえた都道府県計画を作成するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2) で作成する都道府県計画に、次に掲げる事業実施計画が含まれる場合は、その内容について、地方農政局長と協議を行うものとする。
  - ア 第2の3の事業費の50%を超えて委託する都道府県計画
  - イ 4の鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を提出して事業に着手する都道府県計画
- 2 事業実施計画の作成等
- (1) 1の(2) に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙9により作成するものとする。
- (2) 1の(3) に定める都道府県知事が行う協議については、別記1の別 記様式第1号により行うものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更

都道府県知事は、鳥獣被害防止に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止に該当するときは、都道府 県計画の重要な変更とし、1を準用して手続を行うものとする。

#### 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。 ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ やむを得ない事情がある場合には、1の(3)の協議を行った上で、速や かにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記し た鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、地方農政局長 に提出するものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

- 1 本事業の実施状況について、事業実施主体が協議会(市町村を含む。)の場合にあっては、都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が都道府県の場合にあっては、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された実施状況について、事業実施年度 の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により地方農政局長 に報告するものとする。

### 第6 事業の評価

- 1 事業実施主体は、本事業で実施した事業内容について、事業の実施状況 から評価を行うものとする。評価に当たっては、学識経験者や農作物野生 鳥獣被害対策アドバイザー、その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策 に関する専門的知見を有する第三者の意見を聴取するものとする。
- 2 事業実施年度の翌年度も継続して事業に取り組み場合にあっては、1の 評価の結果を踏まえた改善点を翌年度の事業実施計画に反映するものと する。
- 3 事業評価の結果について、事業実施主体が協議会(市町村を含む。)の場合にあっては、都道府県知事に報告するものとする。事業実施主体が都道府県の場合にあっては、事業実施年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長に報告するものとする。
- 4 都道府県知事は、3により報告された協議会(市町村を含む。)の事業評価の結果を確認し、他市町村等への成果の普及の観点からも点検評価するものとし、事業実施年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、3及び4により事業評価の結果の報告を受けた場合は、当該実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

### 第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

# 第8 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

- 第9 国の助成措置 国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。
- 第10 他の施策等との関連 他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表 スマート捕獲等普及加速化事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
ICT機器及び	共通	・ 事務用品、印紙代
データを活用し		・ 書類等の印刷費及び製本費
た被害防止対策		<ul><li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li></ul>
の実施		・ 会場借料、会議用機械器具の借料
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
	研修会・講習	• 研修教材費
	会	・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する
	況調査	賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報
		酬・給料・職員手当等)
		・薬品類、調査機材及びその借料
		・ 調査に従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代
	新技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、旅費・
		報酬・給料・職員手当等)
		・ 技術実証資材及びその借料(ICT機器の導入費及び導入
		した機器の事業実施期間中の改良費・通信費を含む。)
		・ GISを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入
		費(データ入力等を含む。)
		・ ICT機器の通信環境の整備に必要な土地の借料
	捕獲活動	・ 捕獲活動(捕獲個体処理を含む。)への役務要請に対する
		賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報
		酬・給料・職員手当等)
		・ 捕獲に必要な機材(銃を除く。)
		・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材(銃の保管庫を除く。)
		・ 止めさし資材、埋設資材
		・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費
		・ 捕獲に従事する者に対する保険代
		・ 重機、車両の借料及びその燃料代
	追払い、追上	・ 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金(地方公共
	げ	団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料
		・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代
		・ 車両の借料及びその燃料代

	被害状況調	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
	查	金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・
		給料・職員手当等)
		・ 調査機材及びその借料
		・ 車両の借料及びその燃料代
	生息環境管理	・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金(地方公共
		団体に勤務する臨時雇用者については、報酬・給料・職員手
		当等)
		· 請負施工費
		・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代
		・ 緩衝帯の整備に必要な資材
		・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
	集落点検	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃
		金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、旅費・
		報酬・給料・職員手当等)
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
		・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代
ICT機器及び		・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する旅
データを活用し		費・賃金(地方公共団体に勤務する臨時雇用者については、
た被害防止対策		旅費・報酬・給料・職員手当等)
の普及活動		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		・ 会場借料、研修用機械器具の借料
		・ 事務用品及び印紙代
		・ 書類等の印刷費及び製本費
		・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
		・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
		• 研修教材費
		・ 研修・講習受講費用及び旅費
VA 11. 4 4444-115 V		4、647、610年,伊伊伊尔里木。 4. 10年 英国 4. 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年

注 生息・被害状況調査、捕獲活動、追払い、追上げ、被害状況調査、生息環境管理、集落点検に 係る経費については、モデル地区の実証に伴って必要となる経費に限り交付対象とする。

また、わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。

# (別記7)

鳥獸被害対策基盤支援事業

### 第1 事業実施主体

1 要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る事業実施主体の欄の 農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社 団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組 合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立 行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代 表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議 会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものと する。

なお、協議会は、別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

### 第2 事業の内容等

- 1 事業の内容
- (1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー(森林)及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。
- ②地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナー等を開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。
- ③効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。
- ア 地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研 修事業
  - (ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム(教材を含む。以下同じ。) を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告 書として取りまとめる。

# (イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー(森林)については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体とし、全国で研修会を開催する。

# (ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

# イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

(ア) 新たな担い手の発掘・育成セミナーの開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。

# (イ)被害対策技術の習得に係る研修会等の開催

効果的な被害対策と技術の普及推進に向け、地域性等を考慮し 全国複数箇所において、ICT等を活用した被害対策技術の習得 に係る研修会及びICT機器の活用等により得られる鳥獣被害対 策についてのデータ活用方策に係る事業者等との意見交換会を開 催する。

### (ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事

項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b セミナー及び研修会の内容(マッチングを含む。)
- c セミナー及び研修会の開催計画の作成及びセミナーの実施
- d セミナー及び研修会対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

# ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有の ため、全国における鳥獣対策の優良活動事例の紹介、技術等の展 示、ポスターセッション等を行う全国検討会(全国鳥獣被害対策 サミット)を全国1箇所以上で開催する。

# (イ) 事業実施体制の検討

(ア)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 全国検討会の内容
- c 全国検討会の開催計画
- d 全国検討会の周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項
- (ウ) その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、(イ)の委員会で検討の上、実施することができるものとする。

# エ 鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業

(ア) 研修コンテンツの作成

効果的な被害対策の実施に向け、鳥獣被害対策に携わる行政関係者等の知見の底上げを図ることを目的として、鳥獣対策の専門的知識に係る研修コンテンツ等の作成を行う。その際、オンデマンドなど全国の行政関係者等が利用しやすい方策を検討するものとする。また、作成した研修コンテンツ等について、地方公共団体等への受講促進を行う。

#### (イ) 事業実施体制の検討

(ア)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専 門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事 項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 必要な研修科目及び内容
- c 研修コンテンツの作成計画
- d 研修コンテンツの受講方法
- e 受講促進方法
- f 事業実施状況の把握
- g その他必要な事項
- (2) 利活用技術者育成研修事業

ア ジビエ関係者の知識・技術向上研修

(ア) 研修カリキュラム等の作成

捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、知識及び技術を有する者を計画的に育成するための研修カリキュラム及びテキスト等の作成、見直しを行う。

# (イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用 に寄与する技術者を効率的に育成するため、研修会を開催する。

#### イ ジビエハンター研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者(ジビエハンター) を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する 専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次 に掲げる事項について検討し、実施する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ)研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項
- ウ ジビエ関係者間の情報交換会の開催 処理施設等のジビエ関係者間の情報交換会を開催する。

#### (3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、 捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジ ビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に 対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施 する。

#### ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活

用推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)を構築し、 運営方針を協議するとともに、イ~エに係る実施方針を検討し、実践 する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

- エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組 上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、 コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。
- (4) 愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業

ジビエを原料とするペットフードの品質を確保するため、処理工程の衛生管理に関する調査等を行い、ジビエ由来のリスクを低減するための手法を検証するとともに、技術ガイドライン等の策定を検討するため、以下の取組を実施する。

ア検討体制の構築

寄生虫等に関する対策や、ペットフード原料の衛生管理、ペットフード製造等に関する専門家及び臨床獣医師等を構成員とする検討委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 処理加工施設等における処理工程の調査内容及び調査対象施設 の選定
- (イ) 微生物検査のための検体等の収集方法及び検査項目
- (ウ) (イ)の検査結果等を踏まえたリスク低減方法
- (エ) (ウ) の内容に係る普及資料及び周知方法
- (オ) その他取組に必要な事項
- イ 処理加工施設の調査及び微生物等検査
  - (ア)調査対象施設における現状の把握

ジビエを原料としてペットフード製造を行う事業者及び主としてペットフード向けに原料出荷している処理加工施設について、アの(ア)を踏まえ、搬入された捕獲個体の確認、解体処理、

原料肉、ジビエペットフード製造等に関する作業条件や工程等に ついて現状の取組を把握するための調査を行う。

(イ) 原料肉等の採取及び微生物等検査

イの(ア)のペットフード製造事業者及び原料肉の処理加工施設において、原料肉、最終製品、解体作業に用いた機材等から検体採取し細菌等の検査を行うとともに、イの(ア)で得られた調査内容と併せて結果を整理する。

ウ その他事業の目的を達成するのに必要な取組 上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、 アの検討委員会で検討の上、実施することができるものとする。

# 2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3)事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

### 3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の事業実施状況報告と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職 員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者(鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

#### 5 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

# 第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(7)に係る交付率の欄の農村振興 局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、229,600千円以内とする。

### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業の実施手続
- (1)事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、 交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- 2 事業実施計画の作成
  - 1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更
  - 1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。
- 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が ある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を 具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するも のとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあら ゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の6 月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

#### 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価 し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

# 第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について 必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指 導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見 込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一 部を返還することを求めるものとする。

### 第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

### 第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

	77/1223227 1/2017 2017 2017	
区分	內 容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な 設備又は物品の購入、開発、改 良、修繕、据付等に必要な経費	
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要な 経費	
旅費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul><li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li><li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li><li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li></ul>
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

			を専ら行うために必要な経費	
委	託	費	本事業の交付目的たる事業の 一部分(例えば事業の成果の一 部を構成する調査の実施、取り まとめ等)を他の者に委託する ために必要な経費	
~	Ø	他	事業を実施するための設備の 賃借料、労働者派遣事業者から の補助者の派遣を受けるための 経費、臨時に補助者を雇用する ための経費(賃金を除く。)、文 献購入費、通信運搬費(切手、運 送費等)、複写費、印刷製本費、 広告費、会議費(会場借料等)、 自動車等借上料、事業成果を学 会誌等に発表するための投稿 料、各種手数料、収入印紙代等の 雑費など、他の費目に該当しな い経費	

注:事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記7の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業(鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記7の第4の1の(1)(別記7の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画書)を 添付すること。

### ○ 鳥獣被害対策基盤支援事業(事業実施計画)

#### 1 総括表

<b>=</b> 44. 5	事業内容	<b>+ * +</b>	負担	/+tl-v	
事業名		事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
	(例1)	円	円	円	
	①研修カリキュラム				
	及び教材等の作成				
	②研修会の開催				
	③実施体制の整備				
	④全国検討会の開催				
	⑤報告書等の作成・				
	配布				
	(例2)				
	①全国的な検討体制				
	の構築				
	②検討会の開催				
	③利活用推進に必要				
	な取組				
	ア 捕獲段階				
	イ 処理加工段階				
	ウ 供給段階				
	工 消費段階				
	④利活用推進に向け				
	た普及啓発				
	⑤その他 ( )				
	計				

注:事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥 獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業)、利活用技 術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における 技術ガイドライン策定検討調査事業のいずれかの事業名を記載する。

2	事業の	日的	<ul><li>市山</li></ul>	里日	輝
	<del></del>	$\Box$ H.1	- IJX -	$\pi$ $\Box$	1=

ア	事業の	Ħ	的

イ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

3	事業の内容			

4 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月

注:取組内容は、3事業の内容と整合をとること。

5 事業完了予定 年 月 日

- 6 収支予算
  - (1) 収入の部

	<u>X</u>	分		本年度予算額( 又は本年度 精算額	備考
1	鳥獣被害防止	上総合対策推進交	付金	円	
2	自己資	金			
	合	計			

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	備考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
合 計		

注:区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(3) 事業実施経費 (単位:円)

			費	目	合 計
設備	備品	費			
内	訳)				
消耗	€品	費			
仢	訳)				
旅		費			
内	訳)				
謝		金			
伪	訳)				
賃		金			
内	訳)				
役	務	費			
内	訳)				
委	託	費			
内	訳)				
そ	の	他			
俩	訳)				
合	計				

### 7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記7の第4の4関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害対策基盤支援事業)の 交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

#### 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

# 別記様式第3号(別記7の第5関係)

# 鳥獣被害対策基盤支援事業(○○○事業) 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号 農林水産省生産局長通知)別記7の第5の規定により○○事業について別添のとおり 報告する。

- (注) 1 ○○事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業(地域リーダー(森林)及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業)、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
  - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

# (別記8)

全国ジビエプロモーション事業

### 第1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

# 第2 事業の内容等

- 1 事業の内容 (要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8) 関係)
- (1) ジビエフェア開催事業

全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、ジビエフェアに協賛する飲食店等(以下「協賛飲食店等」という。)を募り、ジビエフェアを次により開催する。

- ア ジビエフェアの開催、周知等
  - (ア) ジビエフェアは年1回以上(延べ3か月程度)開催する。
  - (イ) ジビエフェアのポスター等PR資材を作成し協賛飲食店等に配布するとともに、ジビエフェアの概要等についてSNSやマスメディア、実地イベント等を通じた情報発信を行う。また、関係団体等と連携し効果的な情報発信を行う。
  - (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等の情報を収集し、それらのイベント主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。
- イ 協賛飲食店等の募集、開拓等
  - (ア) 協賛飲食店等を募集・把握し、その店舗情報を発信する。
  - (イ)協賛飲食店等の募集に当たっては、ジビエの仕入れや調理方法の 注意点等を説明会等の方法で周知する。食肉処理加工施設等の情報 について、調査を行い、情報提供に努める。また、試作料理のため のジビエを調達・提供する。
- ウ ジビエフェアの運営等
- (ア)ジビエフェア開催期間中における協賛飲食店等や食肉処理加工施 設等との連絡調整等適切な運営に努める。
- (イ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状

況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や取組 結果の分析を行う。

# 工 報告書等

アからウまでの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

(2) ジビエ需要拡大・普及推進事業

### ア ジビエ関連情報の発信等

ジビエやジビエペットフード、皮革等に関する各地のイベント・店舗情報等の収集やプロモーション動画の作成を行い、消費者等に対し、HPやイベント等を通じて情報を発信する。また、若年層へ向けたプロモーション、ジビエを活用した宿泊施設と連携したツーリズムなどの体験コンテンツの開発等、多様なライフスタイルに応じたジビエ等の関わり方の提案を行う。

### イ 報告書等

アの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。

### 2 実施基準

- (1)事業実施主体が、自己資金又は他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 本事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表のとおりとする。

# 3 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の事業実施状況報告と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

### 4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

# 第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、90,000千円以内とする。

### 第4 事業の実施等の手続

- 1 事業実施手続
- (1)事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、 交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業 実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- 2 事業実施計画の作成
  - 1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 事業実施計画の重要な変更
  - 1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。
- 4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。 ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が ある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を 具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するも のとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失 等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。 なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様 式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するもの とする。

### 第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価 し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

# 第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について 必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等 に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基 づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指 導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

#### 第8 推進指導

国は、ジビエ等の利用拡大の効果的な推進が図られるように、関係団体等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

### 第9 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要 領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 全国ジビエプロモーション事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

		の一番の大口内の性質
区分	内容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、 改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が50万円以上の設備については、 2社以上の見積書(当該設備を販売する社が 1社しか存在しない場合を除く。)及びカタ ログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材 料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要 な経費	
旅費	事業を実施するための事業 実施主体又はその委託を受け た者が行う資料収集、各種調 査、打合せ、成果発表等の実施 のための旅行に必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料 整理、調査補助、専門的知識の 提供、資料収集等について協力 を得た者に対する謝礼に必要 な経費	<ul><li>・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。</li><li>・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。</li><li>・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。</li></ul>
金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。 事業実施に関係のない既存の業務に対する 支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超 えない妥当なものを設定することとし、賃金 支給に係る規則及び設定根拠となる資料を 提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する 人件費の算定等の適正化について(平成22 年9月27日付け22経第960号農林水産省 大臣官房経理課長通知)の定めるところによ り取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだ けでは本事業の成果となり得 ない器具機械等の各種保守、翻	

	託	費	訳、鑑定、設計、分析、試験、 加工等を専ら行うために必要 な経費 本事業の交付目的たる事業	・委託を行うに当たっては、第三者に委託する
		,	の一部分(例えば事業の成果の	7, - 1 7, 1 1 7, 1 7
			一部を構成する調査の実施、取りないないない。	
			りまとめ等)を他の者に委託す	・委託費は、交付金の額の50%を超えることは
			るために必要な経費	できない。
				・事業の根幹をなす業務を委託することはで
				きない。
そ	$\mathcal{O}$	他	事業を実施するための設備	
			の賃借料、労働者派遣事業者か	
			らの補助者の派遣を受けるた	
			めの経費、臨時に補助者を雇用	
			するための経費(賃金を除	
			く。)、文献購入費、通信運搬費	
			(切手、運送費等)、複写費、印	
			刷製本費、広告費、会議費(会	
			場借料等)、自動車等借上料、事	
			業成果を学会誌等に発表する	
			ための投稿料、各種手数料、収	
			入印紙代等の雑費など、他の費	
			目に該当しない経費	

注:事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記8の第4の1関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度全国ジビエプロモーション事業の実施計画の提出(変更協議) について

令和〇〇年度において、全国ジビエプロモーション事業を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記8の第4の1の(1)(別記8の第4の1の(2))の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の全国ジビエプロモーション事業(事業実施計画書) を添付すること。

- 全国ジビエプロモーション事業 (事業実施計画)
- 1 総括表

-t- )  ¢_ f-		- <del></del>	負担	区分	/++ <del> -</del>
事業名	事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	備考
		円	円	円	
	計				

注:事業名の欄には、ジビエフェア開催事業、ジビエ需要拡大・普及推進事業のいずれかの 事業名を記載する。

2	事業の目的・成果目標
ア	事業の目的
イ	事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

3 事業の内容

4 事業実施スケジュール

取組 内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月

注:取組内容は、3事業の内容と整合をとること。

- 5 事業完了予定 年 月 日
- 6 収支予算
  - (1) 収入の部

	区	分	本年度予算額( 又は本年度 精算額	備考
1	鳥獣被害防止総合対策	推進交付金	円	
2	自己資金			
	合	計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 備 考 精算額)
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円
合 計	

注:区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

 (3)事業実施経費
 (単位:円)

 費目
 合計

設備	備品	費	
内	訳)		
消耗	品	費	
内	訳)		
旅		費	
内	訳)		
謝		金	
内	訳)		
賃		金	
内	訳)		
役	務	費	
内	訳)		
委	託	費	
内	訳)		
そ	の	他	
内	訳)		
合	計		

# 7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記8の第4の4関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(全国ジビエプロモーション 事業)の交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

### 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号(別記8の第5関係)

# 全国ジビエプロモーション事業 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号 農林水産省生産局長通知)別記8の第5の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

# (別記9)

鳥獣被害防止対策促進支援事業

### 第1 事業の取組等

- 1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1) 事業の取組

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

### ア 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村域において、鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

### イ 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、アと同様の鳥獣被害防止施設の設置による被害防除を計画的に実施するものとする。

### (2) 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

# (3) 事業実施主体

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る事業実施主体の欄の農林水産省農村振興局長が別に定める協議会等とは、①地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものであって、(4)で準用する別記1の第1の4に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)又は②その構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続について協議会と同程度の体制を有しているものとする。

# (4)協議会の要件

協議会の要件は、別記1の第1の4を準用する。

#### (5) 事業実施主体の範囲

(3)に規定する協議会等が事業を実施する地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域(複数の都道府県の市町村にまたがる場合も含む。)とする。

### (6) 費用対効果分析

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の5

の「全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9426 号農林水産省生産局長通知)により費用対効果分析を実施し、受益地内での営農の継続が見込まれるという点も含め、投資効果等を十分に検討するものとする。

なお、野生鳥獣の生息域の拡大により、被害が生じていない地域においても近い将来被害が発生する蓋然性が高い場合は、周辺地域の状況を踏まえ費用対効果分析を実施し、より広域的な整備を行うことにより、投資効果を向上させることができないか検討するものとする。

- (7) 地域主体の鳥獣害防止対策 地域主体の鳥獣害防止対策は、別記1の第1の9を準用する。
- (8) 周辺景観との調和 周辺景観との調和は、別記1の第1の10を準用する。
- (9) 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(1)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、当該チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の 職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととす る。

### (10) 効果的な侵入防止柵の設置・維持管理の取組

事業実施主体は、別記1の総合支援チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の1の(2)の事業実施計画と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。また、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の1の事業実施状況報告と併せ、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施主体にあっては地方農政局長、その他の事業実施主体にあっては都道府県知事に提出するものとする。

なお、農林水産省及び都道府県の職員が実際に取組をしたかどうか確

認を行うこととする。

- 2 ジビエ関連出展等事業
- (1) 事業の取組 ジビエ利活用の更なる拡大に向けて情報発信を行うものとする。
- (2) 事業実施主体
  - ア 要綱別表の区分・事業種類欄の2の(8)①に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
  - イ 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。
- (3) 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、別記1の環境チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第4の2の(1)の事業実施計画と併せ、農村振興局長に提出するものとする。また、環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを第5の2の事業実施状況報告と併せ、農村振興局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

#### 第2 事業の内容等

1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業

### (1) 事業の内容

要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る経費・事業内容の欄の1の(1)鳥獣被害防止施設の①の「新規整備」、②の「再編整備」及び③の「既設柵の地際補強」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設(受電施設を除く。)及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な誘導捕獲柵わな等の捕獲施設(被害防止施設と一体的に整備するものに限る。)を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

なお、被害防止施設の整備に当たっては、以下アからウまでのとおりとするものとする。

- ア 侵入防止柵の整備においては、隣接地の地形(傾斜及び高低差)、 樹木の繁茂状況を考慮し、被害防除効果を低下させる要因である対象 鳥獣の特性による侵入(飛び越えによる侵入、樹木を介した侵入)を 防止することが可能な離隔を確保した設置位置とする。
- イ ICTを活用した箱わな等の捕獲機材又はその他の被害を及ぼす 鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲機材を一体的に整備することとす る。
- ウ 電気柵を整備する場合は、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 等関係法令を遵守し、正しく設置することとする。

具体的には、危険である旨の表示、電気柵用電源装置の使用、漏電遮断器の設置 (30 ボルト以上の電源から電気を供給する場合)、開閉器 (スイッチ)の設置等を行い、安全を確保することとする。 (参照 URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/denkisaku.html)

侵入防止柵設置後の鳥獣被害の状況の把握並びに侵入防止柵の設置及び維持管理については、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、適切に行うものとする。

- (2)要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の6 の農村振興局長が別に定める事項は、次のとおりとする。
  - ア 侵入防止柵を新規整備する場合は、野生鳥獣の生息域拡大を見据 え、個々のほ場を囲うのではなく、集落を広域的に囲うなど、効率的・ 効果的な整備を実施するものとする。
  - イ 既設柵を再編整備する場合に当たっても、周辺環境の変化を踏ま え、集落を広域的に囲うかたちで再編するなど、効率的・効果的な整 備を実施するものとする。
  - ウ 野生鳥獣を引き付ける農作物残渣を放置しないことやほ場環境を 維持すること等、鳥獣被害の発生要因を減らす生息環境管理を行うも のとする。
- 2 ジビエ関連出展等事業
- (1) 事業の内容

大阪・関西万博において、鳥獣被害対策及びジビエ利活用に対する一般国民等への理解醸成を図るため、以下の取組を行う。

- ア 万博会場内におけるブースの設営及び運営、試食・ワークショップ 等を通じた情報発信
- (ア) ジビエの食文化における歴史や鳥獣被害対策、ジビエ利活用に関する動画や体験コンテンツを備えたブースの設営・運営等を行う。

- (イ) 来場者へジビエの魅力を伝えるため、ジビエの試食に関する取組を 行う。
- (ウ) 万博会場内のステージにおいて、ワークショップ等の実施を行う。
- (エ)(ア)から(ウ)までの取組成果を取りまとめた報告書を作成する。
- イ 大阪・関西万博と連動した会場外における催事等への出展 さらなるジビエ等の理解醸成・喫食機会拡大のため、会場外におけ る催事等への出展を行う。なお、出展後、取組成果を取りまとめた報告 書を作成する。

# (2) 実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものについては、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、別表1のとおりとする。

# (3) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

# (4) 留意事項

事業実施主体は、試食や催事の出展等におけるジビエの提供に当たっては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を遵守し、安全確保を図ることとする。大阪・関西万博会場での設営・運営等に当たっては、事業実施に要する情報収集に努め、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会のレギュレーションを遵守するほか、他の展示ブースを含む全体の展示との調和を図るものとする。

# 第3 交付額等

- 1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1)要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る交付率の欄の農村 振興局長が別に定める鳥獣被害防止施設の上限単価(消費税を除く。) は、次に掲げるとおりとする。

### ア新規整備

獣 種 等	侵入防止柵の	上限単価 (円/m)	上限単価(円/m)
	種類	(直営施工で資材費の	(左記以外の場合)
		みの定額交付の場合)	
獣種共通	電気柵(1段当	1 4 8	3 9 1

	たり)		
	電気柵シート	2 5 4	673
	(地際補強)		
	ネット柵	1, 090	2, 600
イノシシ	金網柵	1, 970	5, 380
	(ロール状)		
	ワイヤーメッシ	1, 290	3, 000
	ュ柵 (パネル状)		
シカ(イノシシ	金網柵	2, 790	7, 620
用を兼ねる。)	(ロール状)		
	ワイヤーメッシ	1, 950	4, 530
	ュ柵 (パネル状)		

# イ 再編整備

獣 種 等	侵入防止柵の	上限単価 (円/m)	上限単価(円/m)
	種類	(直営施工で資材費の	(左記以外の場合)
		みの定額交付の場合)	
獣種共通	電気柵(1段当	7 4	3 1 7
	たり)		
	ネット柵	5 4 5	2, 055
イノシシ	金網柵	985	4, 395
	(ロール状)		
	ワイヤーメッシ	6 3 5	2, 365
	ュ柵(パネル状)		
シカ(イノシシ	金網柵	1, 395	6, 225
用を兼ねる。)	(ロール状)		
	ワイヤーメッシ	9 7 5	3, 555
	ュ柵(パネル状)		

# ウ 既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価 (円/m)	上限単価(円/m)
	(直営施工で資材費の	(左記以外の場合)
	みの定額交付の場合)	
ネット柵、金網柵、ワ	8 2 6	2, 065
イヤーメッシュ柵		

# エ グレーチング

上限単価 (万円/m²)	上限単価(定率、%)
(直営施工で資材費の	(左記以外の場合)
みの定額交付の場合)	

17.7	5 0
------	-----

- 注1:鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類毎に以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、 金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施 するものとする。
  - ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部や傾斜部は地面 との隙間ができない支柱間隔とする。
  - ・電気柵シート(地際補強)は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
  - ・電気柵シート(地際補強)は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
  - ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレス が編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとす る。
  - ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆 仕様(亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理 については、JIS 規格に準拠。)とする。
  - ・金網柵については、金網の径を $\phi$ 2mm以上とし、防錆仕様(亜鉛めっき等。素材前処理及び後処理によらず、めっき処理については、JIS 規格に準拠。)とする。
- 注2:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた 複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単 価とする。
- 注3:第2の1(1)において、被害防止施設と一体的に整備を行う誘導 捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲 内とする。
- 注4:再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価 とする。
- 注5: 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知)及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知)に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

### (2) 地域特認

ア 地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の (1)の上限単価を超える事業については、地方農政局長が整備等の 内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成すべきと認める場合又は都道府県知事が第4の1の(1)で準用する別記1の第4の1の(4)に基づき地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に助成できるものとする。

イ 要綱別表の区分・事業種類の欄の1の(2)に係る採択要件の欄の3の「受益戸数が3戸以上であること」に該当しない場合においても、経営規模や地理的条件等の地域の実情を踏まえ、他の農地への鳥獣の侵入を抑制することができるとして、地方農政局長が助成すべきと認める場合に助成できるものとする。

### 2 ジビエ関連出展等事業

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の(8)の①に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、40,000千円以内とする。

なお、要綱別表の経費・事業内容の欄の①及び②に掲げる取組ごとの限度額は公募要領に定めるとおりとし、同一の事業実施主体が、複数の取組を実施することは妨げない。

# 第4 事業の実施等の手続

- 1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1) 事業の実施手続 事業の実施手続は、別記1の第4の1を準用するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成等
  - ア (1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める事業実施計画にあっては、別記1の別表1の1の整備事業(新規整備)及び整備事業(既設柵の地際補強)に規定する事項を含めて作成するものとする。なお、再編整備を実施する場合は、事業実施計画に代えて、別表1の1の整備事業(再編整備)に規定する事項を含めた再編整備計画を作成するものとする。
  - イ (1)で準用する別記1の第4の1の(3)に定める都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第6号により、(1)で準用する別記1の第4の1の(2)に定める広域都道府県域計画にあっては、別記1の別記様式第9号の別添により作成するものとする。
  - ウ (1)で準用する別記1の第4の1の(4)及び(6)に定める都 道府県知事が行う協議については別記1の別記様式第1号により行 うものとし、同(2)及び(6)に定める広域都道府県域計画の事業 実施主体が行う協議については別記1の別記様式第9号により行う ものとする。
  - エ ア及びイの作成に当たっての留意事項は別記1の別表4に定める ところによるものとする。

- (3) 事業実施計画の重要な変更 事業実施計画の重要な変更は、別記1の第4の3の規定を準用する。
- (4) 事業の着手 事業の着手は、別記1の第4の4の規定を準用する。
- (5)管理運営管理運営は、別記1の第4の5の規定を準用する。
- (6) 事業名等の表示 事業名等の表示は、別記1の第4の6の規定を準用する。
- 2 ジビエ関連出展等事業
- (1) 事業の実施手続
  - ア 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
  - イ 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更に該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成
  - (1)のアに定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。
- (3) 事業実施計画の重要な変更
  - (1)のイに定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。
- (4) 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失 等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

### 第5 事業実施状況の報告

- 1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業
- (1)事業実施主体は、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府 県域事業実施主体にあっては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施 計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うもの とする。

なお、広域都道府県域事業実施主体にあっては、別記1の別記様式第

- 9号の別添1に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあっては、別記1の別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2)地方農政局長及び都道府県知事は、(1)の実施状況の報告を受けた場合には、鳥獣被害防止総合対策交付金における侵入防止柵の設置等に係る指導の徹底について(平成30年1月12日付け29農振第1705号農林水産省農村振興局長通知)を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。また、(1)の実施状況の報告と併せて提出される総合支援チェックシートについて、聞き取り等による確認の結果、取組が実施されていない場合には、事業実施年度の翌年度中に取組が確実に実施されるよう、当該実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1) の実施状況の報告について、地方農政局長に報告するものとする。ただし、(2) の総合支援チェックシートに係る指導を行っている場合には、事業実施年度の翌年度末までに、総合支援チェックシートの取組が適切に行われたか報告するものとする。

なお、広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及びそれ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体が行う事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

2 ジビエ関連出展等事業

事業実施主体は、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

なお、実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様 式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出するも のとする。

### 第6 事業の評価

- 1 広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業 別記1の第6の事業の評価を併せて行うものとする。
- 2 ジビエ関連出展等事業

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の 翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するもの とする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

### 第7 事業の状況報告

事業の状況報告は、別記1の第7を準用する。

# 第8 推進指導等

推進指導等は、広域柵等鳥獣被害防止施設整備事業にあっては別記1の第 8、ジビエ関連出展等事業にあっては別記8の第8を準用する。

# 第9 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

# 第10 国の助成措置

国の助成措置は、別記1の第9の規定を準用する。

# 第11 他の施策等との関連

他の施策等との関連は、別記1の第10を準用する。

別表 ジビエ関連出展等事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区分	内 容	留意点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、 改良、修繕、据付等に必要な経費	・取得単価が 50 万円以上の設備については、 2社以上の見積書(当該設備を販売する社が 1社しか存在しない場合を除く。)及びカタ ログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材 料、消耗品、消耗器材、薬品類、 各種事務用品等の調達に必要 な経費	
旅費	事業を実施するための事業 実施主体又はその委託を受け た者が行う資料収集、各種調 査、打合せ、成果発表等の実施 のための旅行に必要な経費	
謝金	事業を実施するための資料 整理、調査補助、専門的知識の 提供、資料収集等について協力 を得た者に対する謝礼に必要 な経費	えない妥当な単価を設定すること。
<b>金</b>	雇用者等に対して支払う実 働に応じた対価(日給又は時間 給)	・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。 事業実施に関係のない既存の業務に対する 支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超 えない妥当なものを設定することとし、賃金 支給に係る規則及び設定根拠となる資料を 提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する 人件費の算定等の適正化について(平成 22 年9月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省 大臣官房経理課長通知)の定めるところによ り取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだ けでは本事業の成果となり得 ない器具機械等の各種保守、翻	

		1	,
		訳、鑑定、設計、分析、試験、	
		加工等を専ら行うために必要	
		な経費	
託	費	本事業の交付目的たる事業	・委託を行うに当たっては、第三者に委託する
		の一部分(例えば事業の成果の	ことが合理的かつ効果的な業務に限り実施
		一部を構成する調査の実施、取	できるものとする。
		りまとめ等)を他の者に委託す	・委託費は、交付金の額の50%を超えることは
		るために必要な経費	できない。
			・事業の根幹をなす業務を委託することはで
			きない。
0)	他	事業を実施するための設備	
		の賃借料、労働者派遣事業者か	
		らの補助者の派遣を受けるた	
		めの経費、臨時に補助者を雇用	
		するための経費(賃金を除	
		く。)、文献購入費、通信運搬費	
		(切手、運送費等)、複写費、印	
		刷製本費、広告費、会議費(会	
		場借料等)、自動車等借上料、事	
		業成果を学会誌等に発表する	
		ための投稿料、各種手数料、収	
		入印紙代等の雑費など、他の費	
		目に該当しない経費	
			加工等を専ら行うために必要な経費  託 費 本事業の交付目的たる事業の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費  の 他 事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの経費、臨時に補助者を雇用するための経費、通信運搬費(切手、運送費等)、複写費、(切手、運送費等)、複写費、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費

注:事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号(別記9の第4の2の(2)、第4の2の(3)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ関連出展等事業)の 実施計画の提出(変更協議)について

令和〇〇年度において、鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ関連出展等事業)を実施したい(事業実施計画を変更したい)ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記9の第4の2の(1)の規定に基づき、関係書類を提出(関係書類を添えて協議)する。

(注) 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

- ジビエ関連出展等事業(事業実施計画書)
- 1 総括表

車業内容	市光弗	負担[	備考		
事業内容	事業費	国庫交付金	事業実施主体	体	
1. 展示物を活用した情報発信	円	円	H		
2. 試食の実施					
3. ワークショップの実施					
4. 万博会場外での催事の出 展等					
5. 報告書等					
6. その他()					
計					

	計			
2	2 事業の目的			
3	3 事業の内容			
	(1)事業の成果目標及び目標は	達成のための具	体的方法	
	(2)展示物を活用した情報発信	信の概要		
	(3) 試食の実施の概要			

(4) ワークショップの実施の概要	
(5) 万博会場外での催事の出展等の概要	
(6) 報告書等の作成	
報告書等の作成の考え方について記載する。	

作成時期	規格・装丁	部数	備考

### (7) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
1 · · ·												
2 · · ·												
3 · · ·												

注:取組内容は事業内容と整合をとること。

### (8) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注:(2)から(6)までのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば記載する。

# 4 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)

(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号(別記9の第4の2の(4)関係)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者役職氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ関連出展等事業)の 交付決定前着手届

令和○○年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

### 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した 施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、 計画変更は行わないこと。

# 別記様式第3号(別記9の第5の2関係)

# 鳥獣被害防止対策促進支援事業(ジビエ関連出展等事業) 事業実施状況報告書 (令和○○年度)

番 号 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地団体名代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号 農林水産省生産局長通知)別記9の第5の2の規定により別添のとおり報告する。

(注) 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

### 附則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

#### 附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

### 附則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、 従前の例によるものとする。

#### 附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知(以下「旧通知」という。)の規定により農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)がした処分、手続その他の行為(以下「処分等」という。)は、この通知による改正後の各通知(以下「新通知」という。)の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

### 附則

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2)の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2)の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

### 附則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

#### 附則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

#### 附則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

### 附則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

#### 附則

1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

#### 附則

1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

#### 附則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。

### 附則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和5年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。